

海事年鑑

昭和七八年版

31
637

31-637



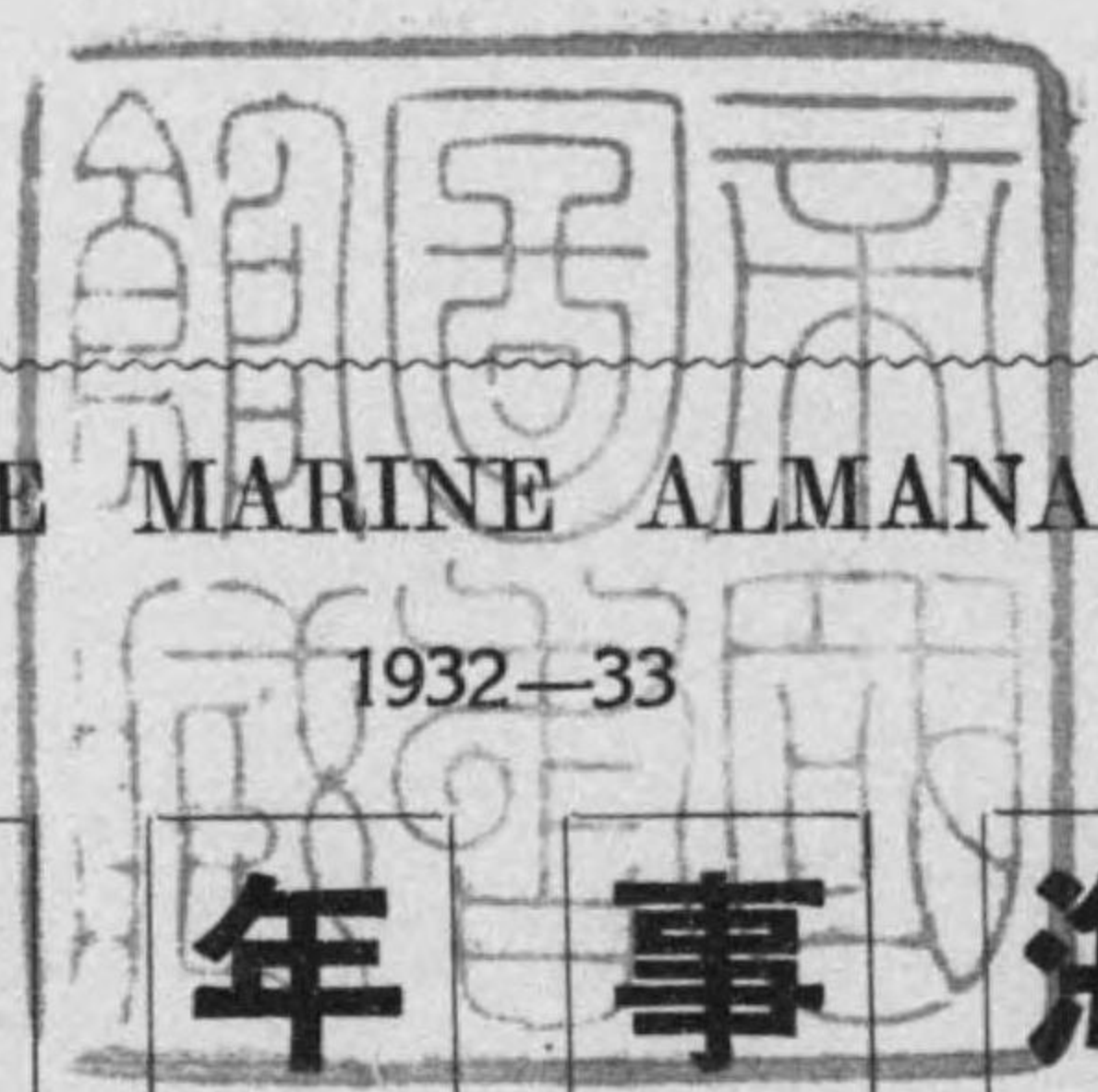
1200501246516

THE
MARINE ALMANAC
1932-33



始





THE MARINE ALMANAC

1932-33

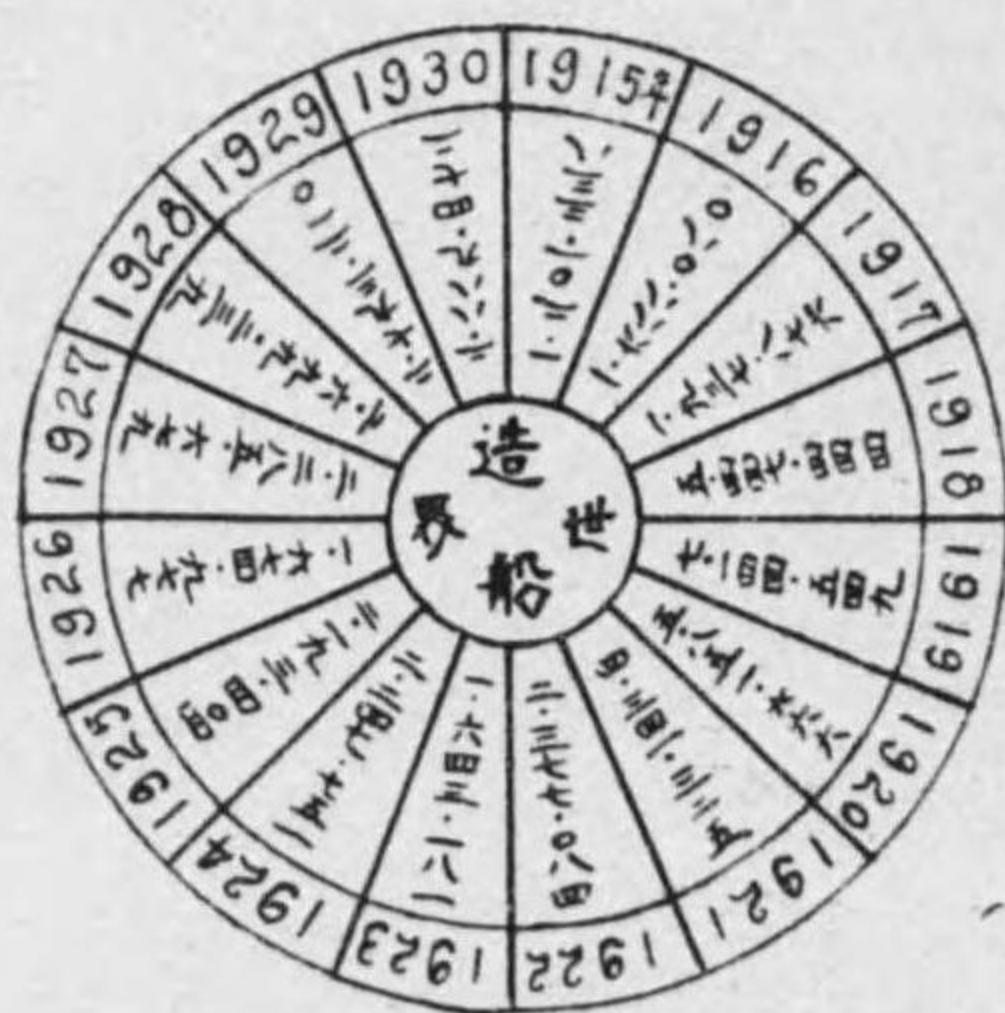
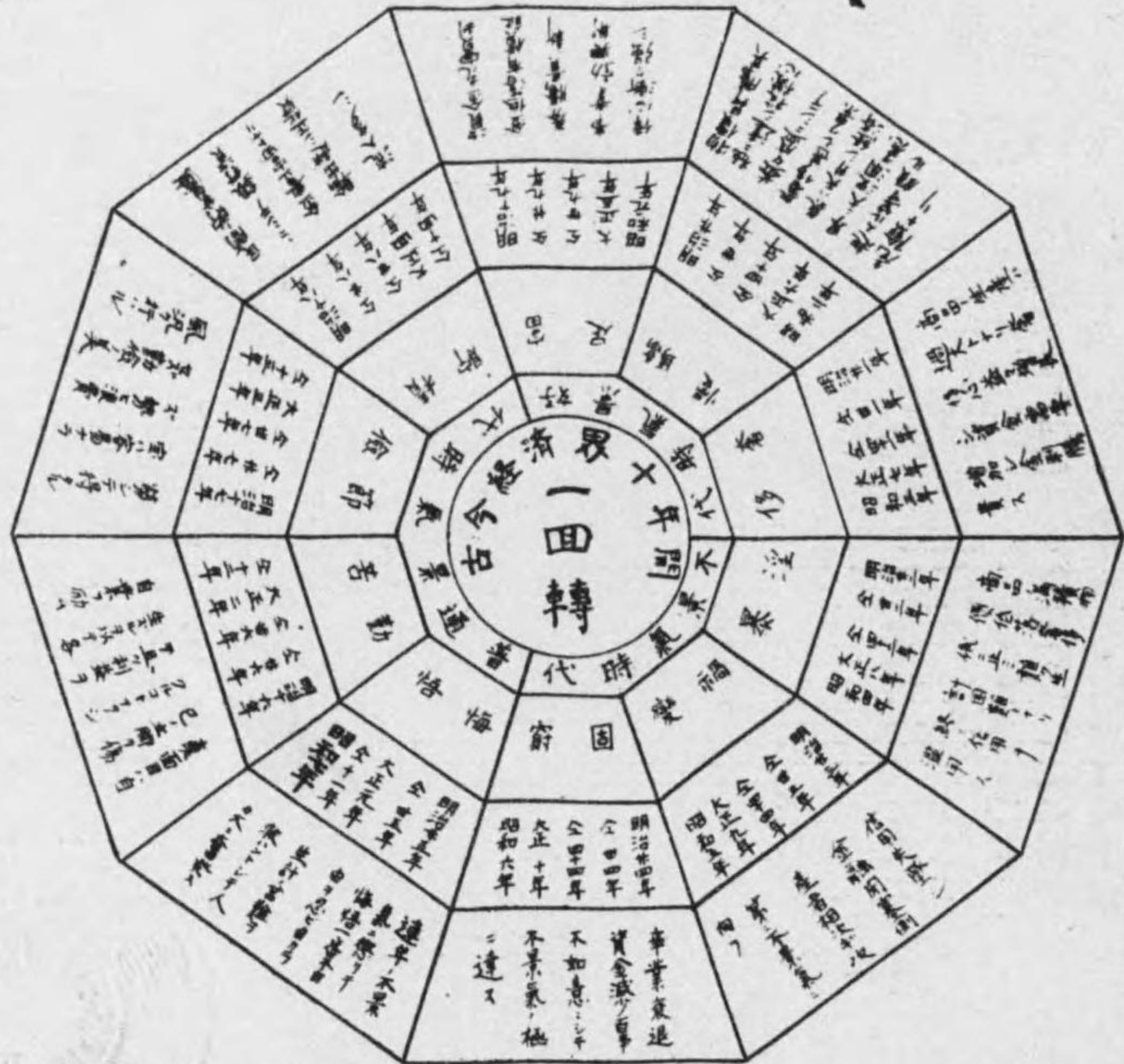
海 事 年 鑑

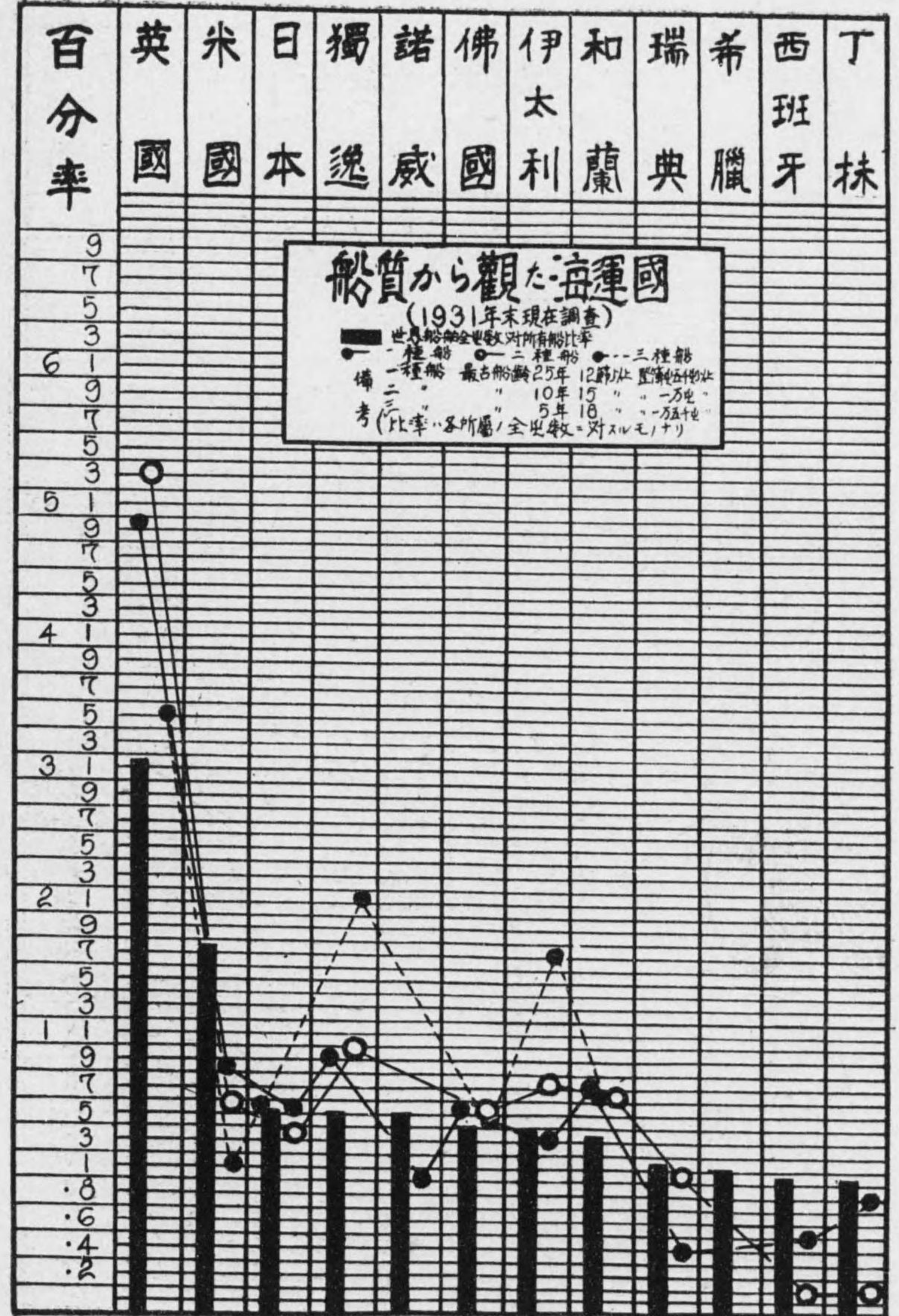
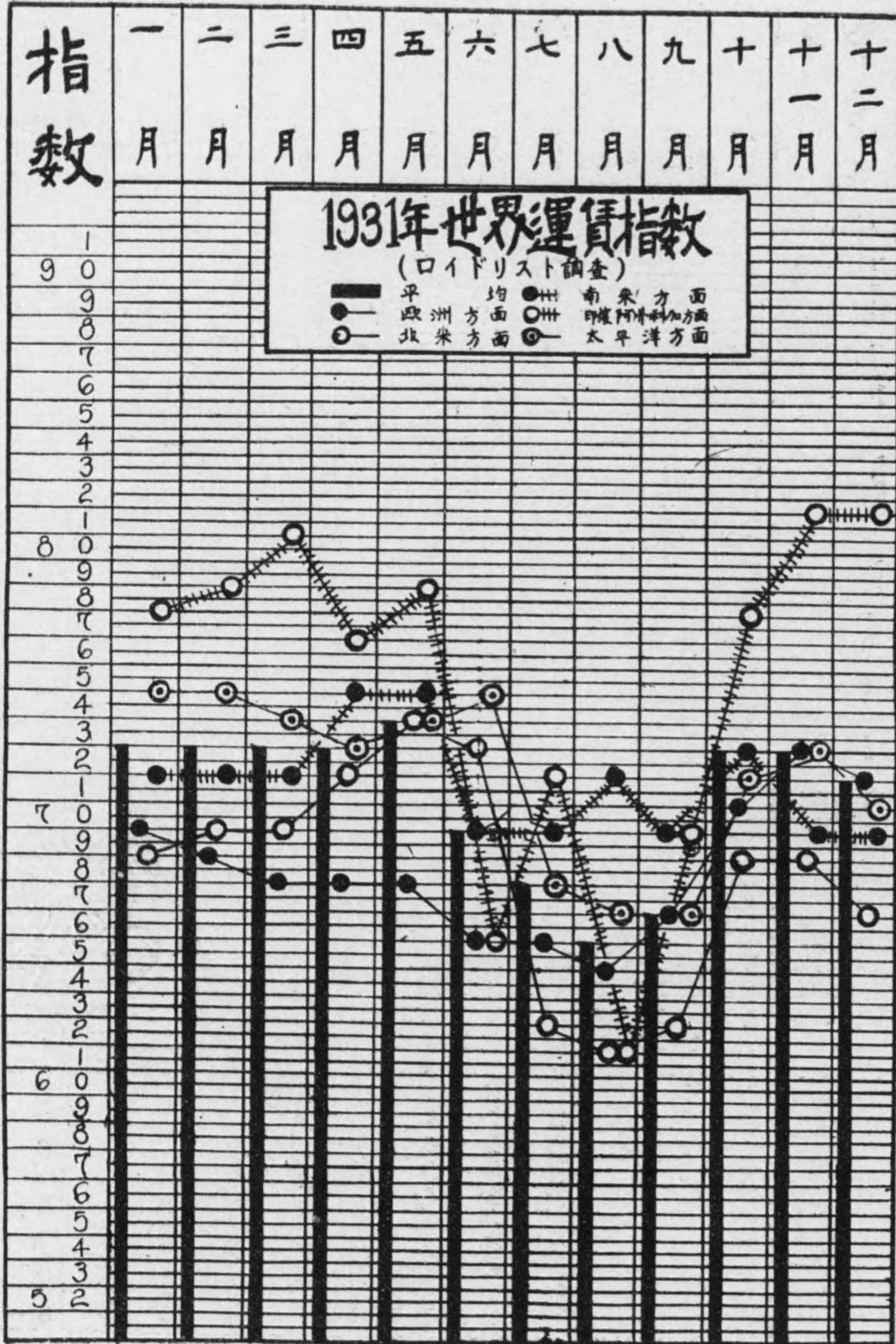
昭和七年八月版

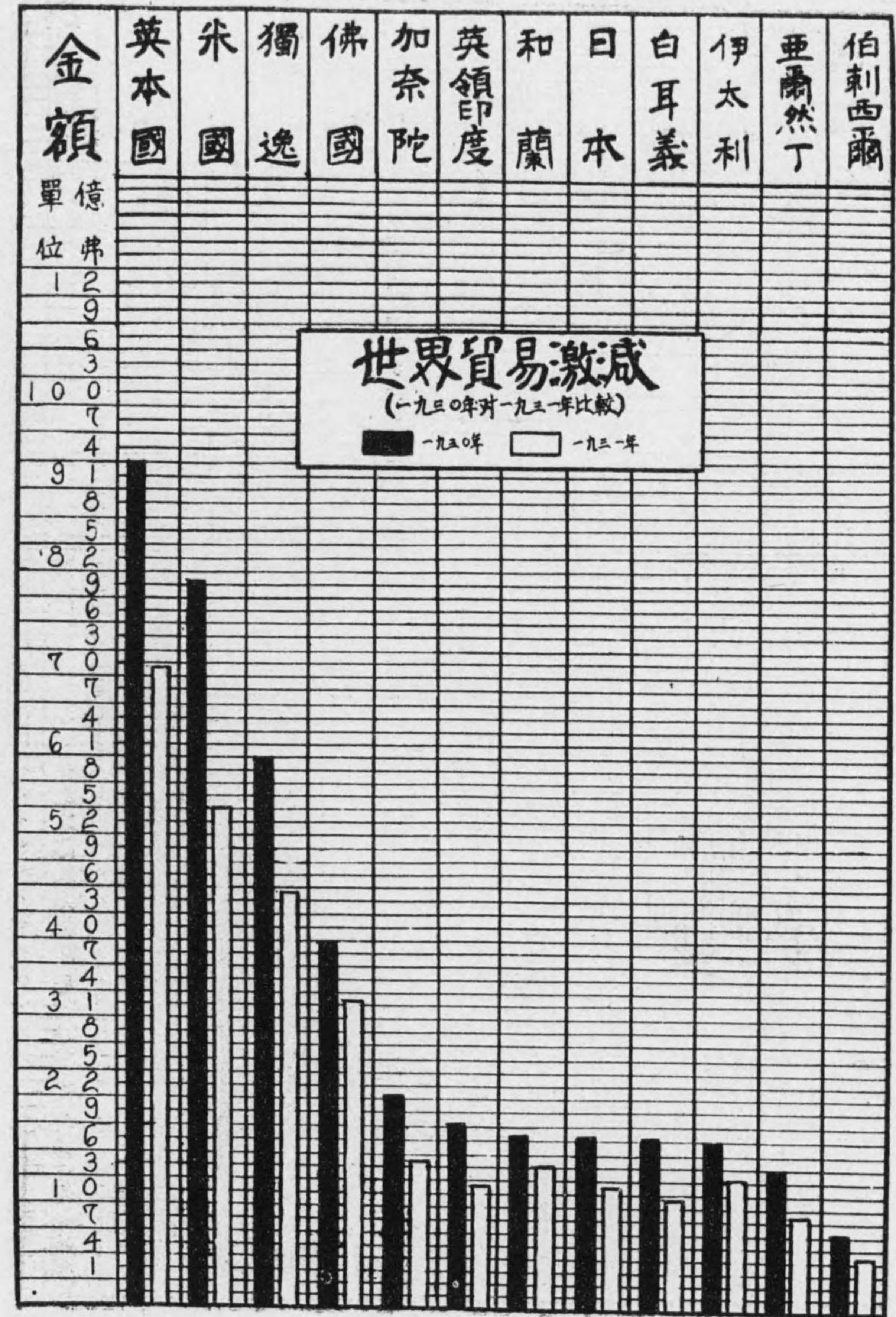
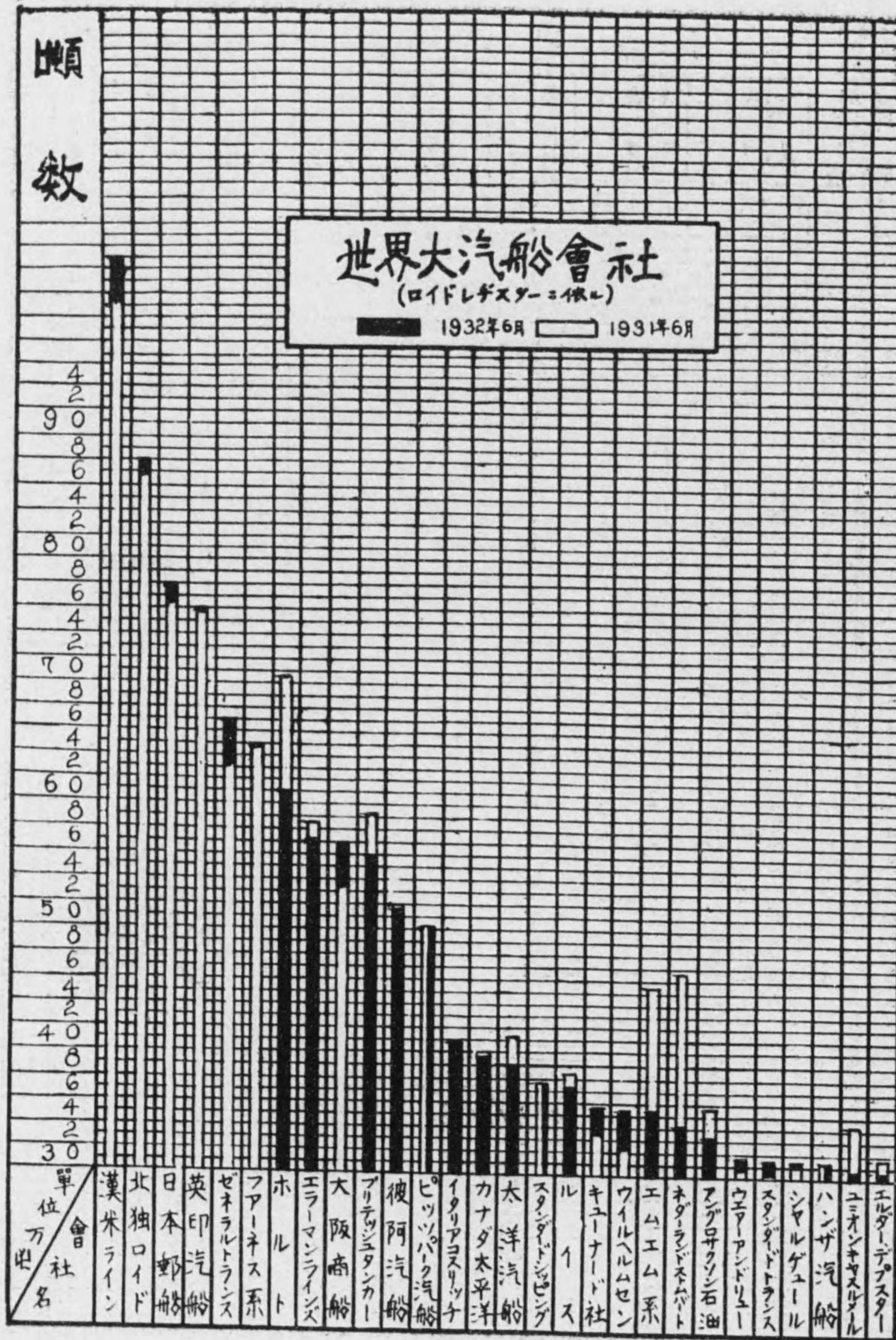
海事彙報社發行



世界景氣轉換表







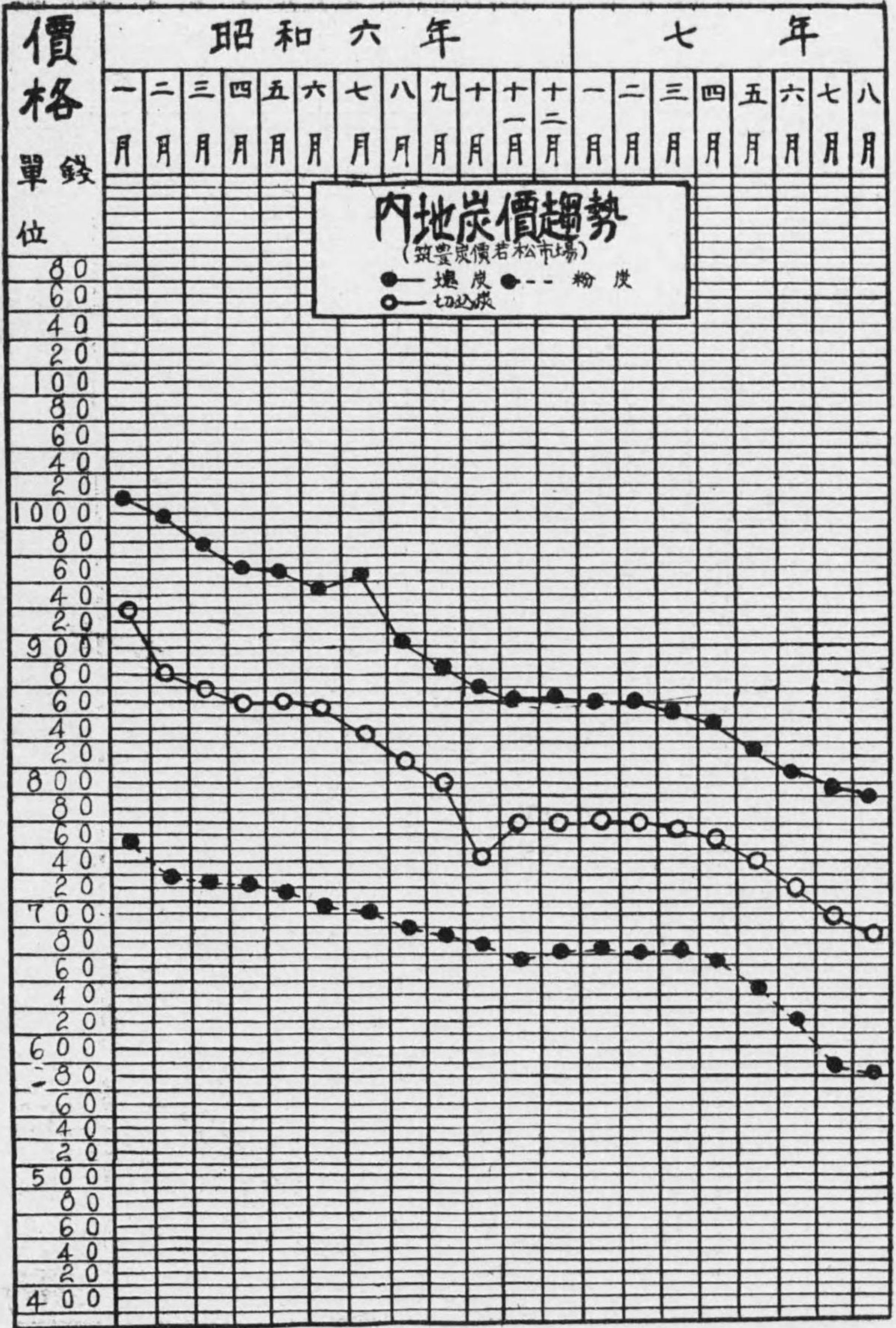
31-637

凡例

本書は毎年一回定期発行にして本版は其拾六輯なり
 本書は昭和六年中及昭和六年七月より昭和七年七月に至る世界海事全般を描
 寫し併而統計的趨勢を表示して世界海運歴史の一部を綴れるものなり。
 本書構成主體たる貿易及荷動、海運、港灣、造船、保險、燃料、事業成績を通
 じ網羅せる材料は各方面より蒐集せる爲め昨年との關係等多少統一を缺ぎ且つ
 戦時中の統計は殆んど正確なる材料の據るべきなく不正確の點なきを保せず
 本書は營業者の日常便覽の爲め末尾に海事關係官公署及海運、造船、保險に涉
 る會社役員録並に全國關係營業者の住所録を附録添綴せり
 附録役員録は豫め標準を定め照會せしも回答は意の如くならず或は回答未着等
 の向ありて多少統一を欠けるを遺憾とす

昭和七年十一月

調査部編



海事年鑑目次

卷 頭

- 一 我國運の發展趨勢……………一
- 一 世界列國の大勢……………二
- 一 世界の主な海洋……………三
- 一 世界の主な海峡……………三
- 一 世界主要運河……………四
- 一 世界主要島嶼……………五
- 一 船舶所有者分布表……………六
- 一 我國の國富……………七
- 一 世界物價趨勢……………七
- 一 内外貨幣換算表……………八
- 一 各國度量衡換算表……………九
- 一 世界標準時表……………一〇

海事累年記錄

- 一 海事年譜……………一一

海事法令拔萃

- 一 海事通覽……………五
- 一 船舶法……………六
- 一 同施行細則……………六
- 一 船舶積量測定法……………七
- 一 同規程……………七
- 一 船舶滿載吃水線法……………七
- 一 同施行細則……………七
- 一 船舶検査法……………七
- 一 同施行細則……………七
- 一 船舶法……………七
- 一 同施行細則……………七
- 一 船舶最低年齡法……………七
- 一 船舶職員法……………七
- 一 同施行細則……………七
- 一 船舶職員試驗規程……………七
- 一 船舶職業紹介法……………七
- 一 同施行細則……………七
- 一 海事協同會規約……………七

貿易及荷動

- 一 海事協同會船員職業紹介規則……………九
- 一 水先法……………一〇
- 一 同施行細則……………一〇
- 一 海員懲戒法……………一〇
- 一 海上衝突豫防法……………一〇
- 一 船舶通報規則……………一〇
- 一 開港港則……………一一
- 一 海商法第五編……………一一
- 一 船舶無線電信施設法……………一二
- 一 重要品輸出入番附……………一五
- 一 輸出重要品累年比較……………一六
- 一 對外國別貿易表……………一七
- 一 輸出入貿易船國別表……………一九
- 一 主要港貿易順位比較……………二三
- 一 五港入港船舶……………二三
- 一 一九三一年度世界貿易大勢……………二三
- 一 日英米外國貿易月報……………二四
- 一 海運關係國際收支……………二五

各國貿易外收支... 二六
世界各國小麥產額... 二七
世界砂糖主要產地別... 二八
各國棉花產額... 二九
同消費高... 二九
米材輸入趨勢... 三〇
六年度北洋材積取成績... 三〇
六年度內國炭移送地方別表... 三一
六年度輸入炭國別表... 三一
六年度豆粕輸入狀況... 三三
六年度輸入炭國別表... 三三
海運
海運一年史... 三三
海運大勢... 三三
船舶職員法... 三五
同試驗規程... 三五
海員試驗期日改正... 三五
海運審議會... 三六
海難防止調查會... 三六
海難防止に關する研究項目... 三六
國際勞働會議案... 三六
海運時局損害之對策... 二五
海難時局損害調查... 二五
日本船舶統制會社案... 二五
海員組合大會決議案... 二五
市況大勢... 二六
各國海運保護政策... 二六
日本船主番附... 二六
世界最大船舶... 二五
△船舶
世界汽船增加趨勢... 二七
本邦海運發達趨勢... 二八
世界船舶噸數... 二八
世界船舶噸型別年齡比較... 二九
（全世界英、米、日、獨、佛）
世界船舶國別年齡比較... 二九
世界優秀船舶國別速力調... 二九
世界優秀船舶國別比較... 二九
世界モーター船舶國別調... 二九
世界油槽船舶國別調... 二九
世界船舶動力別比較趨勢... 二二
本邦汽船累月現在數... 二二
本邦汽船最速力調... 二三
本邦船舶資格內容... 二三
△航路
主要港運程表... 二四
（神戸、橫濱、門司、小樽）
補助命令航路... 二四
命令航路內容及受命者... 二四
航路補助內容... 二四
會社別經營航路內容... 二四
日本中心內外競爭航路... 二四
航路別國別配船... 二五
社外船配船表... 二五
本邦船配船表... 二五
世界船配船表... 二五
世界船配船狀況調... 二六
大西洋客船經營現狀... 二七
東洋中心航路改廢新設... 二九
蘇士運河通過統計... 二九
巴拿馬運河通過統計... 二九

△運貨
世界標準運貨... 二四〇
定期航路運貨... 二四二
世界主要航路別運貨指數... 二四七
△備船
昭和六、七年度中備船料統計... 二四八
世界備船料消長... 二四九
備船成約月別記錄... 二四九
△船價
本邦船價表... 二五〇
本邦新造貨物船平均價格... 二五一
英國新造貨物船價... 二五二
本邦賣買船月別表... 二五二
本邦對外賣買船... 二五三
△海員
海員現在數... 二五四
海員事務成績... 二五五
海技免狀受有者別... 二五五
海員審判件數... 二五五
海技受驗者... 二五五
船舶職員登錄... 二五五
海員審判所裁決事件種類... 二五五
海員職業紹介成績... 二五七
無料船員職業紹介成績... 二五七
海員標準給料... 二五七
世界主要海運國海員給料比較 (甲) ... 二五七
同 上 (乙) ... 二五七
△港灣
本邦港灣內容... 二五七
開港場... 二五八
本邦燈臺位置... 二五八
世界主要國燈臺數... 二五九
本邦累年燈臺數... 二五九
主要港々費及諸料金... 二五九
世界貨物運賃建... 二五九
△造船
船舶資格... 二五九
積量測度... 二五九
總噸數... 二五九
登簿噸數... 二五九
公稱馬力... 二五九
本邦標準船型... 二五九
本邦主要造船所獨特標準船型... 二五九
英、米、佛、伊標準船型... 二五九
世界造船所數... 二五九
本邦造船所... 二五九
最近五箇年世界進水船趨勢... 二五九
世界進水船內容... 二五九
一九三一年各國別進水船內容... 二五九
世界進水船船型調... 二五九
各國油槽船進水數... 二五九
世界建造中船舶... 二五九
本邦及世界進水船累年比較... 二五九
本邦造船月別狀況... 二五九
本邦造船所別累年成績... 二五九
昨年度進水船內容... 二五九
船質船舶經濟比較... 二五九
本邦累年造船用鋼材價格... 二五九
本邦主要造船所職工數... 二五九
歐米造船職工勞銀比較表... 二五九
世界鐵鑛包藏量... 二五九
世界銑鋼產額... 二五九

一本邦鋼材需給趨勢.....	三四	一內地積出炭.....	三九	一歷代遞信大臣.....	一
一海上保險契約趨勢.....	三五	一若松市場筑豊炭價.....	三九	一同 遞信次官.....	二
一海上保險會社成績.....	三五	一世界燃料炭標準價.....	三〇	一同 管船局長.....	二
一世界海難喪失船統計.....	三七	一世界原油產額.....	三〇	△職員錄	
一九三一年海難喪失船內容.....	三七	一世界重油供給港.....	三一	一官公署團體.....	三
一本邦海難船及海難者.....	三八	一英國石炭業消長.....	三三	一造船會社.....	三
一本邦喪失船舶.....	三九	一事業成績		一海上保險會社.....	三
一海上保險損害內容.....	三九	一本邦海事關係會社成績.....	三五	一運輸倉庫會社.....	三
一本邦全損船舶表.....	三〇	一造船會社.....	三五	一船舶用品會社.....	三
一本邦汽船遭難明細.....	三一	一海上保險.....	三六	△住所錄	
燃料		一炭業會社.....	三七	一船主.....	三
一世界石炭埋藏量.....	三五	一關係會社株價.....	三七	一海運業者.....	九〇
一世界石炭產額.....	三五	一外國汽船會社成績.....	三八	一造船業者.....	九〇
一全國產炭高.....	三七	一新設會社.....	三九	一船渠會社.....	九〇
一全國石炭需給狀況.....	三七	一海運業.....	三九	一海上保險業者.....	九〇
九州炭積出狀況.....	三七	一運送業.....	三九	一船舶用品業者.....	九〇
北海道炭積出狀況.....	三八	一倉庫業.....	三〇	一辯護士補佐人.....	二九
貯炭狀況.....	三八	一鑛物鑛油業.....	三〇	一海事代願人.....	二〇
消費炭狀況.....	三八				
輸出入炭.....	三八				

附 錄

我國運の發展趨勢

(註)單位千、物價は指數百、五年末人口は五年十月國勢調査(殖民地除外)

年	人口	輸出	貿易	正貨	公債	物價	汽船	進水船
大正六年	五、三三三	出 五七、一九三	入 一、一〇四、〇〇〇	二、五〇五、五八八	一三三	一、九三二	三五〇	
同七年	五、六六七	出 二九三、九七五	入 一、五八八、〇〇〇	二、五三三、七五四	一七九	二、三九七	四八九	
同八年	五、七三三	入 三三、五八五	二、〇四五、五〇〇	二、七三三、一五六	二九三	二、七九〇	六二一	
同九年	五、七九八	入 三六、七八〇	二、二七六、〇〇〇	三、二五二、〇三八	三三八	二、九五三	四六六	
同十年	五、六九七	入 三六、二二七	二、〇八〇、〇〇〇	三、五二一、六九三	三〇一	三、一六七	三三七	
同十一年	五、四九六	入 三五、八七五	一、八三〇、〇〇〇	三、七三三、一三三	三二一	三、三三五	三三	
同十二年	五、二〇五	入 五、四四九	一、六三三、〇〇〇	三、八八〇、四八八	三三一	三、三三二	七	
同十三年	五、一三六	入 六、四六一	一、四七〇、〇〇〇	四、二〇八、八九四	三三四	三、五二八	七	
同十四年	五、七三六	入 二、七〇六	一、四三三、〇〇〇	五、〇二六、二四	二二〇	三、四六六	五	
昭和元年	五、八四五	入 三、七五五	一、三三七、〇〇〇	五、一六二、二五六	一七九	三、六〇一	五	
同二年	五、八七〇	入 一、八八八	一、二七三、〇〇〇	五、三三二、〇一〇	一七六	三、七六〇	五	
同三年	五、九〇〇	入 二、〇一六	一、一七六、〇〇〇	五、八三一、二六一	一八三	三、七六五	五	
同四年	五、九〇〇	入 六、七六六	一、〇一一、〇〇〇	六、〇三三、四九三	一五三	三、八〇二	一〇九	
同五年	五、四四〇	入 七、三三五	八七、七九〇	五、九四六、五二六	一四九	三、九〇七	一六七	
同六年	五、四四〇	入 八、八三一	八四九、五五三	六、三三三、八四〇	一二六	三、九七八	八四	

世界列國の大勢

本調査は千九百廿一年末現在を標準とせるもので輸入金準備及紙幣一
九二九年ウオールド年鑑に據るものなり、面積人口は殖民地加算貿易
は千九百三十一年度なり

國名	面積 (平方英里)	人口 (千人)	歳入 (千磅)	歳出 (千磅)	輸入 (千磅)	輸出 (千磅)	國債 (千磅)	金準備 (千磅)	紙幣 (千磅)
日本	六七五、〇六九	九〇、三八六	一三、七〇〇	二二、二〇〇	二四、九三〇	一、四九八、八五〇	五、九四六、五一六	八三、七九〇	五九、八七八
支那	二、一〇八、四六七	四七四、六七八	六、一九七	六、一九七	二五、八四七	一八三、九二八	二二、八三三	三六、三九九	三、一五、二八三
英吉利	三、八二四、〇〇〇	四三八、三〇〇	八〇、一〇〇	七九八、一三〇	三九、二五〇	八三九、一四三	七、六三四、〇〇〇	一七、九九六	一、三六、四四六
佛蘭西	一〇、九六六、五五五	九四、七〇〇	一四、〇六三	三九、八三三	二四、九八三	二〇〇、五三三	二、〇六〇、〇〇〇	三、二二三、〇八七	一、〇三三、五九九
獨逸	四六八、七五三	六四、二九八	二七、九五一	三九、三五一	四六、八二三	四七、六三五	六、一九九	三、二二三、〇八七	三、一五、四〇〇
伊太利	二、四九〇、〇〇〇	四三、三六八	七、〇三三	一五、七三六	一八、六三五	五九、六四八	一四、一七〇	二〇、三三八	三、一五、四〇〇
白耳義	二、四一五、五六四	一六、五五四	一七、四五三	一五、七三三	一三、二七五	九、九七四	七、六八三	四、七三二	五、九六、九〇〇
和蘭	二、〇七四、四九九	一六、八七〇	一六、七五五	一五、三〇二	一〇、八三五	九、八四五	二〇、八五二	三、二五一	三、三、八五五
露西亞	二、三三三、七三三	一六、〇〇六	三、七二八	二、五七、一〇三	一、〇八、三五五	一、〇八、三五五	九、八四五	九、二五四	二、八、四三三
西班亞	八七、〇〇〇	三三、二七三	七、〇九五	九、〇九九	五、〇四五	三、四九七	四、七五、二五〇	一〇〇、二七七	八、三四、二〇〇
葡萄牙	二、七三、五〇七	一三、九七八	二、九三三	五、一〇九	五、一一〇	二、四八四	三、八三二	二〇〇	六、五〇、三〇〇
希臘	一三〇、一九九	六、二〇四	五、九五〇	五、一〇九	六、四九四	三、六九九	四、八九三	二、五六〇	一、四九、一九六
丁抹臘	一三二、四三六	三、五九〇	二、〇六六	八〇、七三六	六、二三四	五、二五〇	一、六、九〇〇	一、四、九九六	二〇六、六四七
瑞典	四〇〇、四三〇	六、一四一	三、六二七	七、九三〇	六、一七三	六〇、七九八	七、九〇八	一、四、九九六	二〇六、六四七
挪威	三〇九、九〇二	二、八〇九	二、九〇〇	二、九〇〇	一、七、八三三	六、七三三	六、七三三	八、二三四	二、九、三四〇
米國	九、六八〇、九九九	一三六、九六八	四三、九四三	四三、九四三	三、八、一八七	一、〇五二、〇〇〇	四、七五、二五〇	七、八四〇、七四	四、六七四、八三九
亞爾然丁	二、九七六、五九〇	一一、一九三	五、九七八	五、〇五六	一、五、〇五五	二〇、三六〇	三、二二、二八五	七、八八〇	四、六四、〇〇〇
伯刺西爾	八、五三四、七八八	四〇、二七三	四、〇三〇	四、八二三	三、八、九三三	五、四、九五五	二、七、五七三	八〇〇	九、五五、二八〇

世界の主な海洋

(「理科」に據る)

海洋名	面積 (平方英里)	平均深度 (米)	表面平均水温 (攝氏)	表面鹽分 (千分率)
太平洋	一、六七五、四九〇	四、〇九七	三、七三	三、四、九一
大西洋	八、六五七、八〇〇	三、八五〇	四、〇二	三、五、三三
印度洋	七、三、四一、九〇六	三、九一九	三、八二	三、四、八一
北極海	三三〇、八五、三五〇	三、九七	—	三、五、〇〇
北極海	一四、三三、三四〇	一、一七〇	〇、六	三、三、五〇
オーストラリア海	八、二五、〇〇〇	一、〇九	六、九〇	三、三、七
アメリカ海(カリフォルニア)	四、五八四、五七〇	二、〇九〇	六、六〇	三、五、九五
地中海(ヨーロッパ)	二、九六七、五〇〇	一、四三	一三、五	三、四、五
地中海(アジア)	一、三三、六〇〇	三、八	一〇、三	七、八〇
紅海	四、八、四八〇	四、八	三、三九	三、八、八〇
バルト海	四〇六、七〇〇	五、五	三、九	三、六、〇〇
ベルンホルム海	二、三、八五〇	二、五	二、四〇〇	三、七、七〇
地中海(大陸間)	三、三、五〇〇、〇〇〇	一、三三	—	三、〇、七〇
ベーリング海	二、二、七四、八〇〇	一、四四	二、〇〇	三、〇、三〇
オホーツク海	一、五〇七、六二〇	一、三七〇	一、五〇	三、〇、九〇
東支那海	一、二、四三、四八〇	一、七	九、九	三、〇、一〇

世界の主な海峡

(「理科」に據る)

名称(所在地)	長 (基米)	幅 (基米)	最深所 (米)	最浅所 (米)	航路中
日本海	一、〇四、八二〇	一、五三〇	〇、九〇	三、四、一〇	—
アンダマン海	七九〇、五五〇	七九	一〇、〇九	三、五〇	—
イギリス海	五七、九二〇	九四	九、七	三、四、二〇	—
カリフォルニア湾	二九、三〇〇	二六	九、二四	三、〇、五〇	—
ローレンシア湾	三三、三六〇	三三	二、一八	三、四、八〇	—
北海	一六、九七〇	九七	七、七	三、五、五〇	—
タスマン海	八、一三、八二〇	九七	—	三、五、五〇	—
沿海海	—	—	—	—	—
近海(地中海)	四、〇、四〇〇	一、一八〇	—	三、〇、三六	—
十沿海	—	—	—	—	—
近海(大洋)	三、一、二九、二六〇	三、六二	三、八三	三、四、四九	—
北半球	—	—	—	—	—
各種(所在地)	—	—	—	—	—
ベーリング(アジア)	—	—	—	—	—
北アメリカ	六〇	三	五	七	—
デンマーク	一一〇	四	三	三	—
スウェーデン	一一〇	四	三	三	—
大ベルト(デンマーク)	一一〇	四	三	三	—
小ベルト(デンマーク)	一八〇	〇、六	八〇	七	—
ドレーアー(イギリス)	一五	三	三	三	—
フランス	—	—	—	—	—

シアラタル(イスパニア、アフリカ)	九〇	一四	九八〇	二〇〇
ベル・アイル(ニューフアウランド)	一三〇	二二	一四	四
カボット(ニューフアウランドの南)	九〇	五	五九	三六〇
モナバツセイジ(アンチル諸島の中央)	一〇〇	一五	一、七〇〇	六〇
朝鮮(九州、朝鮮)	二二〇	一四	二五	一七〇
臺灣(臺灣、支那)	三六〇	二〇	一七	四
シンガポール(シンガポール、マライ半島)	五〇	一六・五	七	六
マライ(マライ半島、スマトラ)	七〇	三	七	三
バルタ(インド、セイロン)	一六〇	五	三	七
ホルムス(アラビヤ、ペルシヤ)	八五	一五	一四	三
パベル・マンデブ(アフリカ、アラビヤ)	五〇	一七・五	三〇	六
ボスボラス(トルコ)	三〇	〇・七	三〇	七
ダーダネルス(トルコ、ギリシヤ)	七二	一三	一〇五	一五
カトラトンド(イタリー、ギリシヤ)	一三〇	五	九八	一五
メツシナ(イタリー、シシリー)	四〇	三・五	二六	八

ウインドワード(キューバ、ハイチ)	三〇〇	五	一四五〇	二九〇
フロリダ(北米キューバ)	二〇〇	八	一八〇〇	一〇〇
ニカタン(中米キューバ)	二七〇	三	二〇〇〇	九〇
◎南 半 球				
クツク(南北ニュージラント)	二〇	五	三〇	一四〇
バス(オーストラリア、タスマニア)	三三〇	一六〇	一四	五
トレス(オーストラリア、ニューギニー)	四〇〇	五	三	九
スندا(スマトラ、ジャバ)	一〇〇	五	一六	三
マシエラン(南アフリカ)	六〇〇	四	三	二

世界主要運河

名稱(所在地)	長サ(幅)基米	開通年
スエズ(エジプト)	一六八(八一三〇)	一八六九
キール(ドイツ)	九(一〇二)	一八八五
パナマ(中米)	五(七)	一九一五
エルベ及トラップ(獨)	六(三)	一九〇〇
マンチエスター(英)	五(三・六)	一八九四
ウエラント(カナダ)	四(三)	一八八七
スクル(インド)	三(一)	開鑿中

北 海(和 蘭)	二六・五(二六)	一八五
クロンスタットレーニング		
ラード(ロシヤ)	二五・七(二七)	一八九

世界主要島嶼

名 種(所屬)	(面積一萬平方哩以上)	(所在)	面積(平方哩)
グリーンランド(丁)		北氷洋	八七、三〇〇
ニュー・ギニー(英、和)		太平洋	三三〇、〇〇〇
ボルネオ(英、和)		同	二八〇、〇〇〇
パフィン・ランド(英)		北氷洋	三三、〇〇〇
マダガスカー(佛)		印度洋	三三、〇〇〇
スマトラ(和)		印度洋	一六、〇〇〇
大不列顛		大西洋	八八、六三
本 洲(日)		太平洋	八七、五〇〇
セレベス(和)		印度洋	七三、〇〇〇
ブリス・アルバート(英)		北氷洋	六、〇〇〇
ニュー・ジラント南島(英)		太平洋	五、五〇〇
瓜 哇(和)		印度洋	四、四〇〇
ニュー・ジラント北島(英)		太平洋	四、五〇〇
玖 馬		大西洋	四、〇〇〇
呂 宋(米)		太平洋	四、〇〇〇
ニュー・ファウランド(英)		大西洋	四、二〇〇
アイスランド		同	四、〇〇〇
エレスミリア(英)		北氷洋	四、〇〇〇

ミンダナオ(米)	太平洋	七〇、〇〇〇
北海道(日)	同	五、五〇〇
愛 蘭(英)	大西洋	三、六〇〇
ノヴァヤ・ジエムリア(露)	北氷洋	三〇、〇〇〇
樺 太(日、露)	太平洋	二九、一〇〇
ハイチ	大西洋	二六、二〇〇
タスマニア(英)	太平洋	二六、二五
錫 蘭(英)	印度洋	二五、四〇〇
バンクス(英)	北氷洋	二五、〇〇〇
ノース・デヴオン(英)	同	二四、〇〇〇
晚 香 坡(英)	太平洋	二〇、〇〇〇
メルウイル・ランド(英)	北氷洋	二〇、〇〇〇
チエラ・デル・フェーゴ(アルゼンチン)	大西洋	一八、五〇〇
サンプトン(英)	北氷洋	一七、八〇〇
四スピツベルゲン(諾)	同	一五、二六〇
プリンス・オヴウェールス(英)	北氷洋	一五、〇〇〇
臺 灣(日)	太平洋	一三、五〇〇
北ソマーセット(英)	北氷洋	一三、〇〇〇
シシリー(伊)	地中海	一〇、〇〇〇
コルシカ(佛)	地中海	三、三七
新 嘉 坡(英)	南支那海	二七
セント・ヘレン(英)	太平洋	四
香 港(英)	南支那海	三

船舶所有者分布表

(一九三一年末現在)

汽船 總噸數百噸以上
船舶所有者

國別	船主總數	五萬噸以上	一〇萬噸以上	二〇萬噸以上	二萬噸以下	一隻船主
英國	二、八〇〇	三	四六	一四八	二、六〇三	一、四七二
北美合衆國	一、〇一六	二	二二	一〇三	八八九	五四二
日本	六四三	二	四	二七	六一〇	五〇七
日逸	六一二	二	二	二四	五八四	三九九
佛蘭西	八六七	二	二	二九	八三六	五二九
伊太利	四二八	一	二	二一	三九九	二八二
和蘭	六一七	一	五	二九	五八三	四一五
瑞典	五六五	一	六	二〇	五三八	三一九
希臘	五七八	一	三	一〇	五六五	三五六
西班牙	二八一	一	四	七	二七四	二〇七
丁抹牙	三五九	一	二	〇	三五〇	二一九
露西亞	二六九	一	二	六	二五七	一八八
白耳義	四三	一	二	六	三五	二〇
アラビヤ	五三	一	二	六	四六	二二
支那	八六	一	一	四	八一	六〇
ホルトガ	一一七	一	一	三	一〇三	七七
其他	七三六	一	二	二	六六二	六二六
總計	一〇、一七二	九	一一	四七	九、五七四	六、〇六三

我國の國富 (大正十三年現在)

大正十三年末 (戰後) 大正二年 (戰前) 比較

國富總額 一〇、三三〇、三三〇 萬圓 一、三六六、三三一 萬圓 七、〇〇〇、〇三六 萬圓
人口一人當 一、七三三圓 二〇二圓 一、二五〇圓

國富内譯 (主要項目) 家具及家材 九六、四二〇

土地 三、三三四、七四〇 萬圓 製造工業機械 一九九、七三〇
鑛山 三三三、三三三 鐵道及軌道 三三四、四二一
海湖川及港灣 五二五、八六〇 農産品 三三三、〇四三
樹木 一七四、七三七 工産品 三三、一二六
建物 一、三三三、七三二 貨幣及金銀地金 一八、三三三
各省財產 六八、三三八

(備考) 外國に於ける國富は左の如し

年	百萬圓	人口一人當圓
北米合衆國	二九五	六、六〇七
英國	二九五	五、三三七
佛蘭西	二九五	二、五九〇
獨逸	二九五	一、二五四
伊太利	二九五	一、二七
濠洲	二九五	三、五〇

世界物價趨勢

(大正三年七月を基準とせる指數)

年	月	東京	倫敦	紐育	巴里
三年	七月	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
開戰後第一年	平均	九六	一二六	一二八	一二四
開戰後第五年	平均	二八	三三	三三	三三
講和後第一年	平均	三三	三九〇	三三	三三
十年	平均	三二	二八	三〇	三三
十一年	平均	三〇	二九	三〇	三三
十二年	平均	三三	二九	三〇	三三
十三年	平均	二七	二八	二九	三三
十四年	平均	一九	二五	二六	三三
十五年	平均	一九	二五	二六	三三
二年	平均	一八	二五	二六	三三
三年	平均	一八	二五	二六	三三
四年	平均	一八	二五	二六	三三
五年	平均	一八	二五	二六	三三
六年	平均	一九	二五	二六	三三
七年	平均	一九	二五	二六	三三

表算換衡量度國各

支那		獨伊		英米	
寸尺丈里	耗糧米基	吋呎碼鑽哩	吋呎碼鑽哩	吋呎碼鑽哩	吋呎碼鑽哩
寸	耗	吋	吋	吋	吋
尺	糧	呎	呎	呎	呎
丈	米	碼	碼	碼	碼
里	基	鑽	鑽	鑽	鑽
	突	哩	哩	哩	哩
	米				
〇・二七三	〇・〇三三	〇・〇八六	〇・〇八六	〇・〇八六	〇・〇八六
一・一七五	三・三〇〇	一・〇〇五	一・〇〇五	一・〇〇五	一・〇〇五
一・七五〇	九・〇〇〇	三・〇一五	三・〇一五	三・〇一五	三・〇一五
五・五〇〇	三〇・〇〇〇	一四・四五三	一四・四五三	一四・四五三	一四・四五三
一六・五〇〇	九〇・〇〇〇	四六・三六〇	四六・三六〇	四六・三六〇	四六・三六〇
五二・五〇〇	二七〇・〇〇〇	一五八・五六六	一五八・五六六	一五八・五六六	一五八・五六六
一六五・〇〇〇	八四〇・〇〇〇	五二七・七六〇	五二七・七六〇	五二七・七六〇	五二七・七六〇
五二五・〇〇〇	二七〇〇・〇〇〇	一七〇六・〇〇〇	一七〇六・〇〇〇	一七〇六・〇〇〇	一七〇六・〇〇〇

日本施行メートル法 (要項)

(長) センチメートル 百分の一
 (面積) 平方メートル
 (容) 立方メートル
 (重) グラム

表算換幣貨外内

純分比價ノ部		英吉利		北米		獨逸		佛蘭西		白耳義		瑞西		伊太利		葡萄牙		西班牙	
ポンド	「二十志」	「十二片」	「シリング」	「ドル」	「セント」	「マルク」	「フラン」	「リラ」	「サント」	「エスカルド」	「ペセタ」	「ミルリ」	「タカ」	「コペック」	「ソル」	「ピアストル」	「クルーネ」	「グロシ」	「リピタ」
凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我	凡我
四六〇	四六〇	四六〇	四六〇	二〇〇	二〇〇	四六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇	三六〇
五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
五・八〇	五・八〇	五・八〇	五・八〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇

海事累年記録

世界標準時表

メ ル ホ ル ン	東 京	上 海	香 港	新 嘉 坡	蘭 貢	甲 谷 陀	古 倫 母	孟 買	ア デ ン	レ ニ ン グ ラ ー ド	伯 林	倫 敦	經、 度、 分			
東 一 四、 三〇	東 一 五、 〇〇	東 一 七、 三〇	東 一 三、 〇〇	東 一 三、 三〇	東 一 五、 〇〇	東 九、 三〇	東 九、 〇〇	東 八、 三〇	東 五、 三〇	東 五、 〇〇	東 三、 〇〇	東 一、 〇〇	東 〇、 〇〇			
後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	後	午、 時、 分			
九、 三〇	九、 〇〇	八、 三〇	八、 〇〇	七、 三〇	七、 〇〇	六、 三〇	六、 〇〇	五、 三〇	五、 〇〇	三、 〇〇	二、 〇〇	一、 〇〇	正、 午、 分			
後	正	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	前	東 京、 正、 午、 分			
一三、 三〇	午	一、 三〇	一、 〇〇	一、 〇〇	一、 〇〇	九、 三〇	九、 〇〇	八、 三〇	八、 〇〇	六、 〇〇	五、 〇〇	四、 〇〇	三、 〇〇			
墨 西 哥	ウ ル ク ア イ	亞 爾 然 丁	愛 爾 蘭	希 臘	和 蘭	露 國	露 國	露 國	リ オ デ ジ ヤ ネ ロ	紐 育	市 古	メ キ シ コ	桑 港	ホ ノ ル ル	新 西 蘭	シ ド ニ ー
西 四 九、 〇〇、 四三	西 四 五、 三〇、 二五	西 四 六、 三〇、 〇〇	西 四 六、 三〇、 一五	東 三、 三〇、 一五	東 四、 三〇、 〇〇	東 三、 〇〇、 一五	東 三、 〇〇、 一五	東 三、 〇〇、 一五	西 四 五、 〇〇	西 四 七、 〇〇	西 四 九、 〇〇	西 一、 五〇、 〇〇	西 二、 三〇、 〇〇	西 一、 六〇、 〇〇	東 一、 七三、 三〇	東 一、 五〇、 〇〇
前	前	前	前	後	後	後	後	後	前	前	前	前	前	前	後	後
五、 三〇、 三三	八、 一五、 二一	七、 四三、 二二	一、 三〇、 一五	一、 三〇、 一五	〇、 一五、 三〇	〇、 一五、 三〇	〇、 一五、 三〇	〇、 一五、 三〇	五、 〇〇	七、 〇〇	六、 〇〇	五、 〇〇	四、 〇〇	一、 三〇	二、 三〇	一、 〇〇
後	後	後	前	前	前	前	前	前	夜	後	後	後	後	後	後	後
八、 二四、 三三	二、 一五、 二一	一、 〇〇、 四三	二、 四三、 一五	三、 三〇、 一五	三、 一五、 三〇	五、 〇〇、 一五	五、 〇〇、 一五	五、 〇〇、 一五	半	一、 〇〇	九、 〇〇	八、 〇〇	七、 〇〇	四、 三〇	二、 三〇	一、 〇〇

海 事 年 譜

(海事主要抄録)

(註一) 印ヲ附セルハ外國記録

年 號	年	月	西 洋 紀 元	事 項
紀元前	一	五	前六五	神武天皇日向を發し海路東征の途に就き給ふ (甲寅の歲) 戊午の歲天皇吉備國高島宮を出で舟帥東し舳舻相接して河内白肩の津に着き給ふ、史上傳ふる艦隊の始なり
紀元	元	二	六〇	神武天皇即位
	癸		六〇四	〔フィニシヤの一船長ツアラタルを越え阿弗利加を一週して紅海に入る〕
	丙		六〇〇	〔マツシリア港建設せらる今の馬耳塞港であつて現存せる世界最古の商港とさる〕
	三		三三	〔埃及亞歷山港建設さる〕
	六		五	〔羅馬のジュリアス・シイザー英國及白耳義を侵す〕
	六	七	三	崇神天皇の六十五年任那國使蘇那曷叱智來朝す
	七		三	〔ロンドン港建設さる〕
	八	〇	二〇	神功皇后三韓親征
	九		三〇	新羅良船匠を貢す
	一〇		三七	〔白耳義安土府港誌始めて文書に現はる〕
	一一		五七	肅慎人佐渡に来る
	一二		五七	
	一三		五四	

【海 事 年 譜】

【海 事 年 譜】

建久	元久	應貞	寶元	文應	文永	弘安	正中	延元	正平	文中	天授	應永							
二	三	二	三	元	五	四	五	八	六	二	五	元							
二九	三〇	三一	三二	三三	三四	三五	三六	三七	三八	三九	四〇	四一							
我邊民宋商と結んで大に彼土を侵略す	〔伊太利に海上保險起る〕	〔英國王リチャード一世英國最初の海法を制定すオレロン法に則るを稱す〕	〔海上貿易に一方の覇を稱へたゼノア切りにベニスと海權を争ふ〕	北條義時船法三十一條を制定す	〔北獨沿岸諸市ハンザ同盟を起し海賊に當る〕	〔英國最初の備船契約行はる〕	〔マルコ・ポロ支那より羅針盤を齎らし歐洲に傳ふ〕	蒙古使來り時宗之を御く	高麗使者を齎し蒙古來寇の企圖を告ぐ	〔ベニス商船保護法を制定す〕	蒙古の兵三萬壹岐對馬筑前に寇す	元軍大舉筑前を寇す七月大風起り艦船覆没、兵燹殺さる	〔ロツターダム港誌初めて文書に出づ〕	〔伊太利人フラヴ井オ・ギオウア羅針盤指針の懸垂を發明す〕	足利直義天龍寺船二隻を以て元と貿易を始む	倭寇始めて起る	明王修好使を日本に遣はし書を足利義滿に致す	〔佛人ド・ウィツク時計製造に成功す〕	〔葡萄牙の航海獎勵王子ヘンリー・ザ・ナビゲーター生る〕

【海 事 年 譜】

白雉	大寶	靈龜	養老	天平	延曆	大同	天慶	寬治	平治	文治
四	六	二	六	八	八	三	三	九	元	五
四七	四八	四九	五〇	五一	五二	五三	五四	五五	五六	五七
小野妹子を隨に遣はす	隨答使裴世清妹子と共に來朝す	犬上御田歟を唐に遣はす	入唐學僧等歸朝す	諸國に命じて大船を造らしむ	吉士長丹を大使として唐に遣はす	阿部比羅夫蝦夷肅慎を征伐す	中絶せる遣唐使を再興す	阿倍仲麻呂遣唐使として出發	唐より飛舟を獻す	天竺僧來朝す

【海 事 年 譜】

八	一四〇一	八幡船起る。倭寇滋し
九	一四〇二	足利義滿明使を引見す
一〇	一四〇三	〔葡萄牙マテイラ、カナリーの二島をさる〕
一	一四〇四	〔平面海圖及羅針盤始めて航海に用ひらる〕
二	一四〇五	〔パソロミユド・チアツ喜望峯を發見す〕
三	一四〇六	〔クリストフア・コロムブス亞米利加を發見す(八月三日サンタマリア號、ヒンタ號ニナ號の三隻西班牙ボロス港を解纜す)〕
四	一四〇七	〔ウアスコ・ダ・ガーマ喜望峯を迂回して印度カルカッタに至り印度航路を開拓す〕
五	一四〇八	〔伊太利人ジョン・カボット英王ヘンリー八世の命により北米探險に上り加奈陀東端アレントン岬を發見す〕
六	一四〇九	〔西班牙人アメリゴ・ヴェスバツチ米大陸沿岸を航し亞米利加の名を生ず〕
七	一四一〇	〔西班牙人ヴェンセント・ヤーネーツ・ビンツオン伯刺西爾を發見す〕
八	一四一一	〔葡萄牙人錫蘭島を侵す〕
九	一四一〇	〔英國最初海上保險現はる〕
一〇	一四一〇	〔英王ヘンリー八世即位永久的英艦隊を建設す〕
一一	一四一一	〔葡人孟買に至り更にスマトラ島アチンに至る〕
一二	一四一二	〔葡人マラツカに植民地を開く〕
一三	一四一三	〔英人セバスタアン・カボト加奈陀ハブソン灣に至る〕
一四	一四一三	〔西班牙人ウアスコ・ヌネーツ・バルボア巴奈馬ダリエン地峽を過りて太平洋

三	一四一四	〔足利幕府遣明船の勘合符を大内義興に奪管せしむ〕
四	一四一五	〔西班牙軍人フェルナンド・ヘルナンデス・コルドヴァ墨西哥を發見す〕
五	一四一六	〔葡人フェルナンド・マガリエンス世界最初の周航をなし南米南端の海峽をマゼラン海峽と名く〕
六	一四一七	〔西班牙人フランシスコ・ピツアロ秘露を攻畧してリマ市を建つ〕
七	一四一八	〔西班牙人北米カリフォルニヤを發見す〕
八	一四一九	〔西班牙人ジエテ・フルタード・メンドーツア亞爾然丁ベノスアイレス港を建つ〕
九	一四二〇	〔西班牙人ジコゴ・ド・アルマケロ智利を發見し翌年同人ジユアン・サーベドレイバヴァルバライオン港を建つ〕
一〇	一四二〇	〔フランソア・ザビエー鹿兒島に來り布教を始む〕
一一	一四二〇	〔セキスタントの發明〕
一二	一四二〇	〔丁抹の星學者タイチヨ・アラヘ獨立アウグスアルグに於て六分儀を發見す〕
一三	一四二一	〔フランダーズ(今の白耳義)地理學者セラール・ド・マーケーター漸増緯度海圖を創立す〕
一四	一四二一	〔エリサベス女皇即位、頼りに西班牙と戦争して領土を爭奪す〕
一五	一四二一	〔天主教徒初めて京都に入る〕
一六	一四二一	〔英人アールン初めてロケ・ラインを航海に用ふ〕
一七	一四二一	〔英海將サー・フランシス・ドレーク第二回目の世界周航を遂ぐ〕

【海 事 年 譜】

三	一四二二	永正 三 四
四	一四二三	永正 三 一
五	一四二四	永正 三 一
六	一四二五	永正 三 一
七	一四二六	永正 三 一
八	一四二七	永正 三 一
九	一四二八	永正 三 一
一〇	一四二九	永正 三 一
一一	一四三〇	永正 三 一
一二	一四三一	永正 三 一
一三	一四三二	永正 三 一
一四	一四三三	永正 三 一
一五	一四三四	永正 三 一
一六	一四三五	永正 三 一
一七	一四三六	永正 三 一
一八	一四三七	永正 三 一
一九	一四三八	永正 三 一
二〇	一四三九	永正 三 一
二一	一四四〇	永正 三 一
二二	一四四一	永正 三 一
二三	一四四二	永正 三 一
二四	一四四三	永正 三 一
二五	一四四四	永正 三 一
二六	一四四五	永正 三 一
二七	一四四六	永正 三 一
二八	一四四七	永正 三 一
二九	一四四八	永正 三 一
三〇	一四四九	永正 三 一
三一	一四五〇	永正 三 一
三二	一四五〇	永正 三 一
三三	一四五〇	永正 三 一
三四	一四五〇	永正 三 一
三五	一四五〇	永正 三 一
三六	一四五〇	永正 三 一
三七	一四五〇	永正 三 一
三八	一四五〇	永正 三 一
三九	一四五〇	永正 三 一
四〇	一四五〇	永正 三 一
四一	一四五〇	永正 三 一
四二	一四五〇	永正 三 一
四三	一四五〇	永正 三 一
四四	一四五〇	永正 三 一
四五	一四五〇	永正 三 一
四六	一四五〇	永正 三 一
四七	一四五〇	永正 三 一
四八	一四五〇	永正 三 一
四九	一四五〇	永正 三 一
五〇	一四五〇	永正 三 一
五一	一四五〇	永正 三 一
五二	一四五〇	永正 三 一
五三	一四五〇	永正 三 一
五四	一四五〇	永正 三 一
五五	一四五〇	永正 三 一
五六	一四五〇	永正 三 一
五七	一四五〇	永正 三 一
五八	一四五〇	永正 三 一
五九	一四五〇	永正 三 一
六〇	一四五〇	永正 三 一
六一	一四五〇	永正 三 一
六二	一四五〇	永正 三 一
六三	一四五〇	永正 三 一
六四	一四五〇	永正 三 一
六五	一四五〇	永正 三 一
六六	一四五〇	永正 三 一
六七	一四五〇	永正 三 一
六八	一四五〇	永正 三 一
六九	一四五〇	永正 三 一
七〇	一四五〇	永正 三 一
七一	一四五〇	永正 三 一
七二	一四五〇	永正 三 一
七三	一四五〇	永正 三 一
七四	一四五〇	永正 三 一
七五	一四五〇	永正 三 一
七六	一四五〇	永正 三 一
七七	一四五〇	永正 三 一
七八	一四五〇	永正 三 一
七九	一四五〇	永正 三 一
八〇	一四五〇	永正 三 一
八一	一四五〇	永正 三 一
八二	一四五〇	永正 三 一
八三	一四五〇	永正 三 一
八四	一四五〇	永正 三 一
八五	一四五〇	永正 三 一
八六	一四五〇	永正 三 一
八七	一四五〇	永正 三 一
八八	一四五〇	永正 三 一
八九	一四五〇	永正 三 一
九〇	一四五〇	永正 三 一
九一	一四五〇	永正 三 一
九二	一四五〇	永正 三 一
九三	一四五〇	永正 三 一
九四	一四五〇	永正 三 一
九五	一四五〇	永正 三 一
九六	一四五〇	永正 三 一
九七	一四五〇	永正 三 一
九八	一四五〇	永正 三 一
九九	一四五〇	永正 三 一
一〇〇	一四五〇	永正 三 一

【海 事 年 譜】

八	一五〇	英國船始めて平戸に来る
九	一五一	西班牙船始めて平戸に来る
一〇	一五二	大友宗麟、有馬晴信、大村純忠の諸大名使をローマに遣はす。日本人印度洋通航の最初なり
三	一五五	〔英人ジョン・ダビス、ダビス海峡を発見す〕
同	〃	〔サー・ウォルター・ラレー北米ヴァージニア州に英國植民地を開く〕
四	一五六	〔荷國支那澳門を獲得す〕
五	一五七	〔英將サー・フランシス・ドレーキ西班牙船を拿捕し印度通商の有利を知る〕
六	一五八	〔英將ワード卿英佛海峡に百二十九隻の西班牙無敵艦隊と戦ひて之を全滅す〕
元	一五九	御朱印船始めて許さる
同	〃	豊臣秀吉朝鮮征伐の帥を起し兵船七百艘を醸す
三	一五九	〔獨星學者ヨハン・ケプラー潮汐の理法を発見す〕
四	一六〇	〔マーカトルのチャート出す〕
同	〃	〔英國東印度會社設立せらる〕
五	一六〇	英人三浦按針、蘭人耶揚子等平戸に來り家康之を重用して西洋形船を造らしむ
六	一六一	〔英國に於て保險に關する最初法律出す〕
七	一六二	〔蘭人濠洲發見を主張す〕
同	〃	〔和蘭東印度會社設立さる〕
八	一六三	〔サー・ウォルター・ラレー海上貿易論を著し、蘭船壓迫を論ず〕
九	一六四	始めて蠶糸貿易の制を定め京都、堺、長崎に布く

【海 事 年 譜】

三	一六〇	〔英人ウヰリアム・パロウエ航用羅針盤を完成す〕
同	〃	〔佛人サムエル・ドシヤムプレン加奈陀クエベツク市を建つ〕
五	一六〇	〔英人ヘンリー・ハドソン加奈陀ハドソン灣に至る〕
同	〃	〔蘭人瓜哇の統治を創む〕
六	一六三	徳川家康葡、西兩國船の來泊を禁ず
八	一六四	伊達政宗家臣支倉六右衛門常長を羅馬に遣はす
九	一六六	〔蘭人ニウ・アムステルダム市(今の紐育)を建つ〕
元	一六六	徳川幕府外國商船條例を制定す
二	一六六	〔英人エドモンド・グンター對數表を航海術に應用す〕
六	一六六	〔中分緯度航海法發明さる〕
七	一六六	濱田彌兵衛臺灣和蘭總督公館を襲ひ總督の子を人質とす
八	一六六	〔ハンザ同盟瓦解す〕
一〇	一六六	徳川家光軍艦天地丸を作り自ら指揮す
一三	一六六	家光軍艦安宅丸を建造せしむ
一六	一六六	家光第一鎮國令條目十七箇條を發布す
元	一六六	同じく第二鎮國令を發す
三	一六六	第三鎮國令を發す
同	〃	〔佛人加奈陀ウヰレ・マリイ市(モントリール)を建つ〕
同	〃	〔和蘭航海者アベル・ヤンセン・タスマン、フィジ島を発見す〕
同	〃	〔伊人エヴァンゲリスタ・トリセリー晴雨計を作る〕

【海 事 年 譜】

正保	三	一六六	〔佛人バスカル晴雨計の實驗をなす〕
慶安	同	〃	〔英國外船排斥法を發布し外國船の英國及英領間貿易輸送を禁ず〕
明暦	四	一六五	〔クロムウェル航海條例を發布して大に蘭船を壓迫す〕
同	五	一六三	〔英國東印度會社設立し、英國の印度統治に抗争す〕
同	八	〃	〔葡萄牙カザリン公女嫁資として孟買市を英王チャールス二世に讓る(一六六八年英王之が統治を東印度會社に委ぬ)〕
延寶	一〇	一六四	〔英王チャールス二世航海特許法を發布し一層外船壓迫に努む〕
貞享	九	一六二	〔佛王ルイナ四世海法オールドナンズジュマールを制定す〕
元祿	四	一六三	〔サー・アイザック・ニュートン潮汐の理法を完成す〕
同	元	一六八	〔タワール街にロイツ喫茶店開業〕
同	三	一六〇	〔露人モロスコ勘察加に至る(一六九七年露西亞其の領有を宣す)〕
同	五	一六二	〔英國ロイツ組合は事務所をロムバード街に移す(最初の事務所なるエドワードロイド喫茶店の位置及起原共に不明)〕
同	八	一六六	〔ロイツ新聞創設さる〕
同	三	一七〇	〔最初の船渠リヴァプールに開業〕
同	四	一七〇	〔西班牙繼承戦争起る。一七〇四年英國シブラルターを取り、一七一三年ユトレヒト條約により領有を確保す〕
同	五	一七〇	改訂日本全地圖成る
寶永	元	一七三	〔ヒーター大帝ベテルブルグ市を建つ〕

正徳	一〇	一七三	〔米國船長アンドリュウ・ロビンソンは細銳輕快の二檣スクトナーを作り造船設計上一時代を作る〕
享保	同	〃	〔最初の蒸汽機關發明〕
同	五	一七五	徳川幕府長崎貿易新條令を定む
同	一	一七〇	伊豆下田を閉じ相模浦賀を開港す
同	三	〃	洋書船載の禁を解く
同	同	〃	〔最初の海上保險會社創立〕
同	三	一七六	〔丁抹人ツ井タス・ペーリング太平洋最北の海峽(ベーリング海峽)を發見す〕
寶曆	同	一七四	〔ロイツ新聞がロイツリストに改稱〕
明和	二	一七五	〔最初のクロイメーター發明さる〕
同	元	一七六	〔英佛七年戦争起る(佛國は英國に加奈陀を割讓)〕
同	二	一七三	〔船底の銅覆初めて行はる〕
同	四	一七四	〔ロイツ組合船舶登録を始む〕
同	同	〃	〔英國機械師ジョン・ハリソンの時辰儀航海に應用せらる〕
同	五	一七六	〔英人キャプテン・ウカリス世界周航の途次濠洲其他を發見す〕
同	同	〃	〔最初の航海曆刊行せらる〕
安永	二	一七九	〔英人キャプテン・シエームス・クック第一次世界周航の途に就く(第二次一七七二年第三次一七七五年)〕
同	六	一七九	〔シエームス・ソット蒸汽機關發明の特許を受く〕
同	二	一七三	〔ロイツ組合事務所をロイヤルエクスチェンジに移す〕

【海 事 年 譜】

【海 事 年 譜】

三	一七四	〔英國印度統治中心をマドラス甲谷陀に移す〕
四	一七五	〔米國獨立戦争起る(一七八三年巴里に講和條約調印)〕
同	〃	〔米國議會は海軍法を可決し米遊商船は砲一門を備ふべき事を命令す米國海軍の萌芽なり〕
五	一七六	〔西班牙人初めて桑港に至リエルバ・プエナと呼ぶ〕
七	一七七	〔蘇克蘭の富豪ポトリック・ミラー蒸汽機關を備へたる遊船を作る〕
八	一七八	幕府長崎奉行に令して拔荷禁令を布く
三	一七九	漂着外國船處分令を發す
四	一八〇	林子平海國兵談十六卷を著はし罪に處せらる
同	〃	露國船我漂流民を送りて函館に入る
五	一八〇	〔奈翁戦争起リ英佛宣戦す〕
〇	一八一	〔佛人ニコラス・ジャック・コンテ無水晴雨計を發明す〕
同	〃	〔ネルソン提督ナイル海戦に佛國艦隊を撃破す〕
二	一八〇	高田屋嘉兵衛提督近海を試航す
元	一八一	間宮林藏樺太韃靼探險の途に就く
三	一八二	〔英人ウキリアム・シミングトン七十噸積の蒸汽船シヤロット・ダンドスを作りクライド河を航行せしむ汽船の始めなり〕
三	一八三	米船初めて長崎に入る
二	一八五	〔ネルソン提督トラファルガーに佛國聯合艦隊を撃破し戦死す〕
三	一八六	〔奈翁大陸條例を宣し大に通商航海を妨ぐ〕

文 政

【海 事 年 譜】

四	一八七	〔米人ロバート・フルトン外車汽船クラーモント號を作りハドソン河を航行せしめ紐育オールバニー間の旅客を運送す〕
九	一八三	〔英人ヘンリー・ベル外車汽船コメット號を作りクライド河上グラスコーとグリノック間二十二哩を航行せしむ〕
一〇	一八三	伊能忠敬沿海實測地圖を完成す
三	一八六	〔英國に於て外車汽船シティー・オブ・コー號(五十噸)を作り倫敦李浦間を定期航海せしむ(汽船航洋の始)〕
元	一八八	〔紐育にブラツクホール・ライン會社成り帆船を以て紐育李浦間の定期航海に従事す之大西洋定期航海の最初なり〕
同	〃	〔英國モンクランドにて鐵製解舟を製造す鐵船の最初とす〕
二	一八九	〔グラスゴー港にアラン・ライン會社設立せられ帆船英國加奈陀間定期航路を創始し一八五六年より全部暗車汽船を用ふ〕
三	一九〇	〔英國の皇室天文協會創立〕
四	一九二	〔世界最初の鐵製汽船アロン・マンビー號英國ホースレーにて進水す〕
六	一九三	〔米國スワロー・テール・ライン會社の紐育倫敦定期航路開始さる〕
七	一九四	〔英國アバージン會社設立され英濠航路開始さる〕
八	一九五	外國船打拂令を發す
同	〃	〔西班牙人ミトロウキツチ南米航路を開き太平洋上汽船航走の先驅をなす〕
同	〃	〔英國汽船エンタプライズ號を建造し英印間汽船航路を開く〕

【海 事 年 譜】

九 一八六
 一〇 一八七
 三 一八八
 元 一八九
 四 一八三
 七 一八六
 同 〃
 八 一八七
 同 〃
 九 一八八
 同 〃
 〇 一八九
 同 〃
 同 〃
 二 一八〇

〔英國航海條例を廢す〕
 〔佛國政府其の沿岸航路に對して世界最初の郵便航送契約を結ぶ〕
 〔英國汽船キュラソー號(三五〇噸)和蘭西印度間を航する事數次に及ぶ〕
 〔英政府李浦、ハリファクス、紐育間二週一回定期郵便航路を開く〕
 〔加奈陀汽船ローヤル・ウヰリアム號加奈陀英國間を航す〕
 〔オーストリア・ロイド會社設立、地中海南米間、地中海極東間航路を開く〕
 〔英人技師(歸化瑞典人)ジョン・エリクソン始めて暗車を英國軍艦に應用して成功す〕
 〔英國レアード造船所はゼネラル汽船會社の注文による鐵製汽船レインボー號(六〇〇噸)を進水す鐵製航洋汽船の最初とす〕
 〔英船シリアス號(七〇〇噸)倫敦紐育間を十八日間にて航す〕
 〔英船グレート・ウエスタン號(一、三四〇噸)太平洋航路に従事す漸く此頃より速力競争始まる〕
 〔最初の暗車汽船アーキメデス號(二三七號)成る〕
 〔英國ローヤル・メイル會社設立、三年後には年額十四萬磅の補助を受けて英國西印度航路を開く。最初の所有汽船十四隻〕
 〔英人キャピテン・エリオット香港を取る(一八四一年南京條約にて領有確定)〕
 〔英國キユナード汽船會社設立。年額一萬一千磅の補助を受け李浦ハリファクス間郵便航送を開始す〕

同 〃
 三 一八三
 同 〃
 四 一八三
 同 〃
 二 一八四
 三 一八五
 四 一八五
 同 〃
 元 一八八
 二 一八九
 同 〃
 三 一八〇

〔英國バシフィック汽船航業會社設立され(資本金二十五萬磅)英國南米西岸航路を開く〕
 〔彼阿會社東印度會社と對立して蘇士甲谷陀航路を開く〕
 〔ローヤル・メイル會社英國南阿航路を開く〕
 〔世界最初の鐵製暗車汽船グレート・ブリテン號(二、九八四噸)進水間もなく愛蘭沿岸に擱坐し一冬其儘に放置翌年修繕し充分使用し得たるより鐵船の有利を實證したるにより有名なり〕
 佛國船碇球に来る
 〔米國郵便補助法制定〕
 米國軍艦浦賀に入る
 〔漢堡亞米利加汽船會社成る當時の所有船は帆船九隻なり〕
 〔米國政府紐育にコリンズライン會社を興さしめ毎航一萬九千餘弗を補助してキユナード汽船會社に對抗せしむ〕
 〔米國にバシフィック・メイル會社設立資本金四十萬弗、マセラン經由紐育桑港航路を開く〕
 〔英國航海條例を全廢し全く自由貿易政策を取る〕
 〔英國ホルダー・ライン會社設立、英國南米間、英國東亞間航路を開く〕
 〔英國李浦にインマールライン(リバープール・ニウヨーク・フヰラデルフヰア汽船會社)設立、全部鐵製暗車汽船にして當時大西洋上のブルーリボンを獲得す〕

【海 事 年 譜】

同	二	一八六九	太政官に民部官を置き水陸運輸の事務を掌らしむ
同	同	"	西洋形風帆船、蒸氣船購入奨励を達示す
同	同	"	汽船購入の検査令を布告す。(汽船検査の創始)
同	同	"	〔英國アース汽船會社設立さる〕
同	同	"	〔蘇士運河開通し歐亞航路に大變革を來す〕
同	同	"	〔米國橫斷鐵道(ユニオン・パシフィック)竣成し桑港を終點とす〕
同	三	一八七〇	〔英國白星線會社設立、英國紐育航路開始〕
同	同	"	〔和蘭ネデルランド汽船會社設立〕
同	同	"	本邦最初の汽船會社廻漕會社設立
同	同	"	商船規則の制定
同	同	"	西洋形船所有保護令發布
同	同	"	不開港場規則難船救助心得方公布さる
同	同	"	貢米運輸規則發布さる
同	同	"	長崎製鐵所に於て汽船瓊浦丸を建造す(本邦汽船製造の嚆矢)
同	同	"	〔ロイド組合成る〕
同	同	"	岩崎彌太郎九十九商會を設立す(三菱商會前身)
同	同	"	廻漕取扱所設立(三井の手代吹島四郎兵衛政府の命を受けて設立する所)
同	同	"	東京大阪間に帝國政府の「新式郵便」開始
同	同	"	民部省廢止、大藏省驛遞寮を設置す
同	同	"	三菱商會設立

同	同	"	日本帝國郵便蒸氣船會社設立、東京大阪間定期航海、函館石卷間不定期航海、 沖繩航海の命令航路外に全國貢米運送令を發す
同	同	"	船稅規則發布
同	五	一八七三	船燈規則發布
同	六	一八七三	〔英國新西蘭航業會社設立、英國南米濠洲航路を開く〕
同	同	"	危險貨物廻漕規則制定
同	同	"	米國太平洋郵船會社橫濱支店設置、桑港上海航路の橫濱寄港をなす
同	同	"	内務省設置、驛遞寮移管
同	七	一八七四	海上衝突豫防規則制定
同	同	"	征臺役あり三菱商會軍務輸送に服す
同	同	"	國內廻漕規則制定
同	八	一八七五	外國形日本船輪出入稅未納内外貨物廻漕規則制定
同	同	"	大久保内務卿海權伸張を建議す
同	同	"	西洋形商船備砲規則制定
同	同	"	日本帝國郵便蒸氣船會社解散
同	同	"	三菱會社を郵便汽船三菱會社と改稱す
同	同	"	萬國船舶信號法告諭發布
同	同	"	三菱會社に郵便運送を命じ航海助成金を下附す
同	同	"	三菱商船學校設立(東京商船學校の前身)
同	同	"	三菱會社橫濱上海航路を開始す本邦最初の外國航路なり

【海事年譜】

Table with columns for year (e.g., 同, 同, 同), month/day (e.g., 二, 一, 三), and reference numbers (e.g., 一八七〇, 一七九六).

- List of maritime events with descriptions in Japanese, such as '米國オクシデンタル汽船會社設立' and '英國甲谷陀同盟成る航路同盟の嚆矢なり'.

【海事年譜】

Table with columns for year (e.g., 同, 同, 同), month/day (e.g., 二, 一, 三), and reference numbers (e.g., 一八八〇, 一八八二).

- List of maritime events with descriptions in Japanese, such as '驛遞官設置' and '三菱會社神戸浦鹽航路開始'.

【海 事 年 譜】

同	〃	大阪に藤永田造船所設立さる
六	七	大型和船の建造を禁止す
同	九	日本郵船會社設立さる、郵便汽船三菱會社と共同運輸會社を合併せるもの資本金一千一百万圓(所有汽船五十八隻、六萬八千噸)にして政府は年八分配當を保證した
同	二	遞信省新設管船局設置
元	二	日本郵船會社長崎天津航路を開始す政府の補助金あり
同	五	政府兵庫造船所を川崎正藏に貸下ぐ
同	四	淺野總一郎資本金二十萬圓の淺野廻漕部を設立す
同	八	政府は大阪商船會社に大阪以西各港間の定期航海を命じ船舶改良費、郵便航送助成金を下附す
同	二	政府は日本郵船會社補助方法を改定す
同	二	三菱長崎造船所設立
三	四	函館及大阪商船學校を官立とす
同	九	〔和蘭ケービーエム會社設立、東印度沿岸郵便航送契約を結ぶ〕
同	二	横濱築港に着手す
同	九	航路標識條例制定
同	三	日本郵船會社小樽増毛線冬期航海開始(北海道廳補給命令航路)
同	三	日本郵船會社上海浦鹽航路開始
同	三	同社長崎天津航路、長崎浦鹽航路、長崎仁川航路何れも神戸まで延長す

【海 事 年 譜】

三	二	一八九〇	株式會社石川島造船所設立資本金二十五萬圓
同	〃	〃	帝國水難救濟會設立
同	〃	〃	日本郵船會社神戸高知航路廢止
同	五	一八一	遞信省は大阪函館二商船學校を東京商船學校の分校とす
同	〃	〃	〔加奈陀太平洋鐵道會社始めてエムプレス型汽船三隻を作る〕
同	〃	〃	横濱船渠會社設立さる資本金三百萬圓なり
同	〃	〃	日本郵船會社帆船全廢
同	六	一八三	海上衝突豫防法發布
同	六	〃	日本郵船會社は資本金を八百八十萬圓に減す
同	〇	一八三	〔世界船舶統計に於て汽船始めて帆船を凌駕す〕
同	〇	〃	大阪海上保險會社設立さる
同	二	〃	〔ルドルフ・ゲイゼル内燃機關を發明す但し最初の應用は失敗す〕
同	〃	〃	帝國海上運送火災保險會社設立さる
同	〃	〃	日本郵船會社孟買航路開始
同	〃	〃	同社神戸馬尼刺航路開始
同	〃	〃	大阪商船會社大阪伯州境航路を開く
同	〃	〃	大阪商船會社は大阪仁川間航路を開始す
同	〃	〃	大阪商船會社は資本金百八十萬圓に増額す
同	〃	〃	〔ロンドンの海運集會所開設〕
三	六	一四八	石川島造船所浦賀分工場設置

【海 事 年 譜】

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
七	七	一	四	二〇	二二	三	七	三	三	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
"	"	一九二	"	"	"	"	"	"	"	"	一九二	"	"	"	"	"	"	"	"	"

東洋汽船會社は横濱コロネル間航路を開始す
東洋汽船會社は米國太平洋郵船及南太平洋鐵道會社との連絡を廢止す
東洋汽船會社は米國西太平洋鐵道會社と連絡契約を結ぶ
大阪鐵工所は廣島縣、因島船渠會社を買收して分工場となす
大阪商船會社は打狗上海線、香港福州線を開始す
日本郵船會社は横濱甲谷陀間自由航路を開始す
日清火災海上保險會社設立さる
朝鮮郵船會社設立さる資本金三百萬圓なり
朝鮮總督府の朝鮮沿岸命令航路を朝鮮郵船會社受命す
〔丁抹の東亞會社航洋暗車内燃機關船セラシヤ號(五、〇〇〇噸)を作る〕
大阪商船會社は臺灣總督府の命令を受けて淡水香港間及打狗大連間航路を開く
明治天皇崩御
南洋郵船組成立、神戸スラバヤ間航路に對して政府は補助金を交付す
運河法制定さる
〔西濠洲政府官營沿岸航路を開き現在濠洲政府線の先驅をなす〕
日本郵船會社は阪神青島間航路を開始す
船舶積量測定法改正さる
大阪商船會社は資本金を二千四百七十五萬圓に増額す
〔巴奈馬運河開通す〕
三菱合資會社船舶部設置さる

大正

【海 事 年 譜】

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	一九二	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	一九二	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

北日本汽船會社設立さる資本金三百萬圓
大阪鐵工所はその組織を變更して資本金千二百萬圓の株式會社となす
日本郵船會社は東京府の命令による小笠原島航路を辭退廢航す
歐洲大戦役起る〔佛獨八月三日、英獨同四日國交斷絶〕
日獨國交斷絶
戰時海上保險補償法制定さる
南洋郵船組は組織を變更して資本金百五十萬圓の株式會社となす
内田汽船會社設立さる
三菱造船所彦島工場設置さる
〔米國海員法を制定す〕
大阪商船會社は神戸桑港間の自由航路を開始す
日本郵船會社は資本金を四千四百萬圓に増額す
北日本汽船會社は青森函館室蘭命令航路を開始す
日本汽船株式會社は資本金一千萬圓で設立さる
日本郵船會社は歐洲線を南迂廻とする
大阪海上保險會社資本金を五百萬圓に増額する
大正汽船株式會社が資本金五百萬圓で設立さる
淺野造船所設立さる資本金五百萬圓
〔米國船舶法制定さる〕
政府は大阪商船會社に對して鹿兒島那霸連絡航路を命ず

同
 " 六 五 四 三 " " 二 一 " " " 二 九 " 八 " "
 "

臺灣總督府の臺灣南洋航路を大阪商船會社受命し基隆瓜哇航路を開始す
 資本金一千萬圓の東和汽船會社設立さる
 日本郵船會社は巴拿馬經由紐育航路を自由線として開始す
 東洋汽船會社は資本金を三千二百五十萬圓に増加す
 日本郵船會社は戰時中濠洲航路自由線を新西蘭まで延長す
 【伊太利對獨開戰布告】
 大阪商船會社濠洲自由航路開始さる
 川崎商船學校設立さる
 海事研究會設立さる
 【米國船舶院組織成る】
 大阪商船會社の南阿經由南米東岸航路開始さる
 大阪商船會社は資本金を五千萬圓に増額す
 【獨逸無制限潜水艇擊沈を宣す】
 資本金五百萬圓の日本海事工業會社設立さる
 東京サルベージ會社設立さる
 日本郵船會社南米定期航路開始さる
 日本郵船會社英國西岸航路開始さる
 【米國對獨互戰布告】
 山下汽船組織變更して資本金一千萬圓の株式會社となる
 戰時海上保險法發布さる

同
 " 六 五 四 三 " " 二 一 " " " " 二 九 " 八 " "
 "

造船獎勵法停止さる
 太平洋海運會社設立さる資本金二百萬圓
 浦賀船渠會社は資本金を五百萬圓に増額す
 横濱船渠會社は資本金を一千萬圓に増額す
 戰時船舶管理令發布さる
 三菱造船會社設立さる資本金五千萬圓
 三井物産會社造船部宇野工場設立さる
 扶桑海上保險會社設立さる資本金一千萬圓
 日本郵船會社は資本金を一億圓に増額す
 石川島造船所若松分工場設立さる
 藤永田造船所木津川分工場設置さる
 勝田汽船會社設立さる資本金一千萬圓
 橋本汽船會社資本金一千五百萬圓にて設立さる
 日本郵船會社は日本瓜哇線、甲谷陀紐育線を開始す
 大阪商船會社孟買馬耳塞航路を開始す
 日本郵船會社對英印會社間の甲谷陀航路に於ける協約成立す
 北日本汽船會社神戸小樽西廻線開始さる
 日本郵船會社は小笠原航路を再び受命す
 太平洋船運會社濠洲航路を開始す
 日清汽船會社は資本金を六百三十萬圓に増加す

【海 事 通 覽】

正副會長及常任委員を選擧した

八 月

- 一、倫敦再保市場の強要に基き船体保険料引上を一日から實施
- 一、「ロイヤルメル會社は遂に解散の運命に達着し整理會社の手に經營が移るゝことになつた」
- 一、海員協會は四日評議會を開き左記議案中第四項を除き全部可決
 - (一)、失業海員防止の爲め商船學校の廢止及整理縮少の件
 - (二)、無料住宅建設の件
 - (三)、失業對策委員會改組の件
 - (四)、乗船交代制確立の件
- 一、歐洲極東同盟は一旦解散の危機に迫つてゐたがH O、L社の再加盟で一日から完全に復活
- 一、「ロイヤルメル社長キルサンド卿は會社經營破綻に不正ありとし愈々有罪と決定一ヶ年の刑を宣告された當年六十八歳」
- 一、川崎造船所和議整理委員として左記七氏任命
 - 平生鈺三郎、榎並元造、川西清兵衛、長尾良吉、大

知新太郎、秋田新太郎、高倍權太郎

九 月

- 一、七月二十九日以来南米イングラントのフォークス トンに開催中の海事噸數測定専門委員會は船舶噸數測定に關する國際協定細目案を可決した(日本委員 齋藤參事官出席)
- 一、飯野商事注文で播磨造船所で建造中であつた本邦最大タンカー富士山丸(一二、五〇〇級噸)は二十日公試運轉を舉行した
- 一、來る十月二十日より開會の豫定であつた國際聯盟 勞働事務局主催の海事準備技術委員會は明年一月に延期發表因に該委員會議題は左の如し
 - 一、船内八時間労働制
 - 二、船内傷病に對する船主の責任範圍
 - 三、港灣における船員の福利施設
 - 四、船長及び商船士官の待遇最低限度
- 一、神戸海運集會所會長川村貞次郎氏は「失業問題と船舶職員に就て」と題し海員教育施設の整理調節を提唱
- 一、近海郵船と北日本汽船兩社間に既存航路の尊重、

新航路開設寄港配船變更の協定、運賃協定の最高及運賃共同計算等の協定成立

- 一、船主協會は十二日海難防止調査委員會設置を小泉遞相に陳情
- 一、郷誠之助男に依り社外船合同案提唱さる
- 一、海運協和會は古船解體論を提唱
- 一、「英國政府は突如二十日を以て金本位制停止を發表し磅爲替暴落我海運界大打撃」
- 一、十九日滿洲事件突發し排日運動を激成し本邦船支那寄港不能となる
- 一、歐米視察中の郵船社長各務鎌吉萬國學士院會議に列席の松波仁一郎兩氏は十日神戸着榛名丸で歸朝

十 月

- 一、十日東京丸ノ内工業俱樂部に於て東西有力船主の時局對策に就ての懇談會が開かれ種々協議の結果今次の磅價暴落と排日影響に伴ふ海運業の損失を計數的に示し政府にその對策を講ぜしむべく陳情するに決した
- 一、商船は二千噸型二隻(三菱) 四百噸四隻(大阪鐵工所)の新造船註文契約

【海 事 通 覽】

一、滿洲事件と英國金本位制停止の打撃を蒙り又々海運界不況を極め大繋船時代來る

十 一 月

- 一、明年一月に延期された海上テクニカル會議即ち海事特別技術會議は無期延期となる
- 一、日本共同汽船所有陽南丸(七、一四五)は十六日アリユンシヤン群島附近に於て遭難し四十五名の乗組員と共に全滅の慘事を起した
- 一、磅低落の爲め歐洲極東復航同盟は復航運賃一割引上を實施
- 一、船主協會專務理事上谷續氏辭任
- 一、十日勅令を以て海事諸法の臺灣施行會を公布し施行期日は臺灣總督府が定めることとなり内地船舶法以下海事諸法規を臺灣に施行された
- 一、造船懇話會を解散し新に造船聯合會が十二日創立された
- 一、近藤海事記念財團では十周年記念事業として海事に關する專問圖書館を設け海事知識普及の目的を以て約二萬圓の豫算で圖書を購入日比谷圖書館内に藏置することに決定

【海事通覽】

- 一、東京灣汽船は資本金二百萬圓を百萬圓に半減根本的整理を斷行し新に五十萬圓を増加することに決定
- 一、石原産業は和蘭の有力會社K・P・Mラインを提携東部及南部アフリカに進出すべくパタビヤ接續で南阿聯邦モリシヤス揚貨物連絡輸送を開始
- 一、本邦海運時局損害九千六百萬圓と海員協會發表
- 一、逓信省令第五十一條を以て船舶職員法施行細則改正さる

十二月

- 一、臺灣糖積取契約は從來の六社プール中より國際山下川崎を除外した、三井商船及近野兩社に於て引受けた
- 一、國際汽船の紐育航路新造船霧島丸處女航海成績は南太平洋横斷十二日十八時間で新レコードを作る
- 一、船主協會調査の時局損害は九千七百七十一萬圓の巨額である
- 一、若槻民政黨内閣は十一日總辭職し十三日犬養政友會内閣成立
- 一、犬養内閣は十四日愈金輸出再禁止を斷行し海運業者の要望を實現し時局損害の大半は緩和され若濱石

- 炭運賃は五十五錢が一躍七十五錢と突飛越年した
- 一、大阪商船鹿兒島航路船八重山丸(九六四)は二十四日來島海峡で關西丸と衝突沈没船客及乗組員四十三名の犠牲者を出す

七年一月

- 一、大藏省は二十九日船舶二重課税に關する大藏省令を公布即日實施
- 一、内閣更迭の結果逓信局長は東京を除き全部更迭
- 一、大阪鐵工所は津村社長飯島專務辭職し鮎川義介氏取締會長の下に陣容立直し
- 一、海事研究會は新任三士遞相内田政務次官及大橋事務次官廣幡管船局長を二十一日丸ノ内會館に招待し海運政策に就て懇談を重ねた
- 一、政府は豫定の如く二十一日愈解散を斷行し二月二十一日總選舉を行ふことになつた
- 一、東京大阪兩海事部長更迭
- 一、海運不況打開策に就て船主協會側が主人役となり二十五日築地山口に於て官民有力者の懇談會が開催された
- 一、大阪商船は二十八日總會で遠洋課長堀新氏取締役

に選任事務となる

- 一、計畫中の臺灣海務協會二十九日第一回總會を開き正式に創立を告げた
- 一、朝日海上火災保險は資本金一千萬圓を五百萬圓に減資
- 一、二十九日上海排日對抗策として陸戰隊を愈上陸せしめこれが進展して遂に上海大事件となる

二月

- 一、民間側から要望されてゐた海難防止調査會は愈設立に決し規則並に委員の任命を發表した
- 一、山下汽船は四常務制とし東京支店長内田敬三氏常務取締役となり東京駐在
- 一、總選舉の結果政友會の大勝に歸し海運關係から内田信也氏以下八氏當選
- 一、神戸船主會は勝田銀次郎氏を會長とし陣容を整へた
- 一、海員組合は失業者救済策として支那船員の日本船乗組をこの際禁止すべしと逓信大臣に陳情した

三月

【海事通覽】

- 一、上海事件一段落で郵船は六日から上海漢口行荷物の一部條件附引受を開始

- 一、國際汽船は新一萬噸型貨物船二隻の建造を播磨浦賀兩造船所へ注文
- 一、一日を以て滿洲帝國獨立を宣す
- 一、大阪商船社長堀啓次郎氏は今回勅選議員に任命さる
- 一、海難防止調査は十四日から三日間開催された
- 一、臨時議會提出の海運關係豫算の査定の結果船舶運航資金施設は全部削除された
- 一、海員協會は失業海員救済根本策として公立商船學校の整理養成人員減少の陳情を決議

四月

- 一、大連汽船社長安田柁氏辭職
- 一、本邦最初の微粉炭船淨寶纒丸は二十三日播磨造船所で石原社長臨場の下に無事進水
- 一、川崎造船和議進捗六日神戸地方裁判所で大口債權者會開催
- 一、滿洲國獨立宣言を機に日滿連絡航路計畫續出
- 一、(伊太利の船舶合同第五回としシナヴィイガチカイ

【海事通覽】

ネ、トリエスチナ汽船以下五社四十五萬噸の合同が成立]

- 一、外米積取百萬石の契約成立
- 一、船舶保險共同會の船長雇傭承認條件が海運界の間題となる
- 一、川崎造船所未拂込新株七十九萬八千十二株の大競賣執行さる

五月

- 一、海人多羅尾源三郎氏は大阪海上保險會長以下財界關係重役を辭職し引退された
- 一、海事審議會規則並に委員の任命あり十七八兩日開催が政變で中止
- 一、十五日犬養首相は官邸に於て現役軍人十數名に襲撃され逝去
- 一、米國海運王ダラー汽船社長ダラー翁は八十八歳で十六日逝去]
- 一、英國船舶王ヒートナー重役會長エームス、ライルマツケー、インチケープ卿翁は二十三日モントテカハロの保養地に於て逝去八十歳
- 一、神戸海運業組合は船舶仲立業組合法制定を提唱

一、三菱M・S無空氣噴油式型テイセル機關完成大阪商船南海丸に裝置

- 一、廿六日齋藤舉國一致内閣成立選信大臣に南弘氏政務次官に志賀和多利氏參與官に立花種忠氏就任
- 一、船主協會會長に黒川新次郎氏當選以下各團體とも多少の變動があつた
- 一、海員組合は七日七年度大會を開き組合要望の決議を發表した

六月

- 一、神戸船主會は不況對策として總噸數五十萬噸の不經濟船解體を目的とする日本船舶統制會社案を發起し船主協會に提議
- 一、川崎造船所和議は債權者側が整理案を承認したので愈々和議案決定
- 一、大阪港沖仲仕争議は百餘日に亘る對抗であつたが廿五日漸く妥協解決した
- 一、神戸海運業組合員中船舶仲立業四十名を以て仲立同交會を設立した
- 一、上海事件の日本船損害は支那側の調査で約四百萬圓

法
例

索引

一 船舶法……………	六二
一 同施行細則……………	六三
一 船舶積量測定法……………	六四
一 同規程……………	六五
一 船舶滿載吃水線法……………	六六
一 同施行細則……………	六七
一 船舶検査法……………	六八
一 同施行細則……………	六九
一 船員法……………	七〇
一 同施行細則……………	七一
一 船員最低年齢法……………	七二
一 船舶職員法……………	七三
一 同施行細則……………	七四
一 船舶職員試験規程……………	九一
一 船員職業紹介法……………	九三
一 同施行細則……………	九四
一 海事協同會規約……………	九七
一 海事協同會船員職業紹介規則……………	九八
一 水先法……………	一〇一
一 同施行細則……………	一〇二
一 海員懲戒法……………	一〇五
一 海上衝突豫防法……………	一〇七
一 船舶通報規則……………	一〇九
一 開港港則……………	一一三
一 海商法第五編……………	一一三
一 船舶無線電信施設法……………	一一四

法例拔萃

船舶法

- 第一條 左ノ船舶ヲ以テ日本船舶トス
- 一、日本ノ官廳又ハ公署ノ所有ニ屬スル船舶
 - 二、日本臣民ノ所有ニ屬スル船舶
 - 三、日本ニ本店ヲ有スル商會社ニシテ合名會社ニ在リテハ社員ノ全員、合資會社及ヒ株式合資會社ニ在リテハ無限責任社員ノ全員、株式會社ニ在リテハ取締役ノ全員カ日本臣民ナルモノ、所有ニ屬スル船舶
 - 四、日本ニ主タル事務所ヲ有スル法人ニシテ其代表者ノ全員カ日本臣民ナルモノ、所有ニ屬スル船舶
- 舊商法ノ規定ニ從ヒテ設立シタル合資會社ニ在リテハ業務擔當社員ノ全員カ日本臣民ナルモノ、所有ニ屬スル船舶ヲ以テ日本船舶トス
- 第二條 日本船舶ニ非サレハ日本國旗ヲ掲クルコトヲ得ス

【法例拔萃】

- 第三條 日本船舶ニ非サレハ不開港場ニ寄港シ又ハ日本各港ノ間ニ於テ物品又ハ旅客運送ヲ爲スコトヲ得ス但法律若クハ條約ニ別段ノ定アルトキ、海難若クハ捕獲ヲ避ケントスルトキ又ハ主務大臣ノ特許ヲ得タルトキハ此限ニ非ラス
- 第四條 日本船舶ノ所有者ハ日本ニ船籍港ヲ定メ其船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ船舶ノ積量ノ測定ヲ申請スルコトヲ要ス
- 第五條 日本船舶ノ所有者ハ登記ヲ爲シタル後船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ爲スコトヲ要ス
- 前項ニ定メタル登録ヲナシタルトキハ管海官廳ハ船舶國籍證書ヲ交付スルコトヲ要ス
- 第七條 日本船舶ハ法令ノ定ムル所ニ從ヒ日本ノ國旗ヲ掲ケ且其名稱、船籍港、番號、積量、吃水ノ尺度

【法例拔萃】

其他ノ事項ヲ標示スルコトヲ得ス

第八條 日本船舶ノ名稱ハ船籍港ヲ管轄スル管海官廳ノ許可ヲ得ルニ非サレハ之ヲ變更スルコトヲ得ス

第九條 船舶所有者カ其船舶ヲ修繕シタル場合ニ於テ其積量ニ變更ヲ生シタルモノト認ムルトキハ遲滯ナク船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ其船舶ノ改測ヲ申請スルコトヲ要ス

第四條第二項及ヒ第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 登録シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ變更ノ登録ヲ爲スコトヲ要ス

第十一條 船舶國籍證書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ其書換ヲ申請スルコトヲ要ス船舶國籍證書カ毀損シタルトキ亦同シ

第十二條 船舶國籍證書カ滅失シタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ更ニ之ヲ請受クルコトヲ要ス

第十三條 日本船舶カ外國ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船

船國籍證書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ船長ハ其地ニ於テ假船舶國籍證書ヲ請受クルコトヲ得

日本船舶カ外國ニ航行スル途中ニ於テ前項ノ事由カ生シタルトキハ船長ハ最初ニ到着シタル地ニ於テ假船舶國籍證書ヲ請受スルコトヲ得

第十四條 日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、解散セラレタルトキ又ハ日本ノ國籍ヲ喪失シ若クハ第二十條ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其事實ヲ知りタル日ヨリ二週間内ニ抹消ノ登録ヲ爲シ且遲滯ナク船舶國籍證書ヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ六ヶ月間分明ナラサルトキ亦同シ

前項ノ場合ニ於テ船舶所有者カ抹消ノ登録ヲ爲ササルトキハ管海官廳ハ一ヶ月内ニ之ヲ爲スヘキコトヲ催告シ正當ノ理由ナクシテ尙其手續ヲ爲サ、ルトキハ職權ヲ以テ抹消ノ登録ヲ爲スコトヲ得

第十五條 日本ニ於テ船舶ヲ取得シタル者カ其取得地ヲ管轄スル管海官廳ノ管轄區域内ニ船籍港ヲ定メサルトキハ其管海官廳ノ所在地ニ於テ假船舶國籍證書ヲ請受クルコトヲ得

第十七條 外國ニ於テ交付スル假船舶國籍證書ノ有効期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

日本ニ於テ交付スル假船舶國籍證書ノ有効期間ハ六箇年ヲ超ユルコトヲ得ス

前二項ノ期間ヲ超ユルトキト雖モ已ムヲ得サル事由アルトキハ船長ハ更ニ假船舶國籍證書ヲ請受ケルコトヲ得

第二十條 前十六條ノ規定ハ總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ船舶及ヒ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セス

第二十二條 日本船舶ニアラスシテ國籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ケタルトキハ船長ハ百圓以上千圓以下ノ罰金ニ處シ情狀重キトキハ其船舶ヲ沒收ス但シ捕獲ヲ避ケントスル目的ヲ以テ日本ノ國旗ヲ掲ケタルトキハコノ限りニアラス日本船舶カ國籍ヲ詐ル目的ヲ以テ日本ノ國旗ニアラサル旗章ヲ掲ケタルトキ又前項ニ同シ

第二十三條 第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ船長二百圓以上二千圓以下ノ罰金ニ處シ情狀重キトキハ其

【法例拔萃】

船舶ヲ沒收ス(以下罰則規定ハ省略)

第三十二條 管海官廳ノ事務ハ外國ニアリテハ日本ノ領事又ハ貿易事務官之ヲ行フ

船舶法施行細則

第一章 總 則

第一條 本則ニ於テ船舶ノ種類ト稱スルハ汽船帆船ノ別ヲ謂フ

機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ蒸氣ヲ用ユルト否トニ拘ハラズ之ヲ汽船ト看做ス

主トシテ帆ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶ハ機關ヲ有スルモノト雖モ之ヲ帆船ト看做ス

第二條ノ二 左ノ各號ノ一ニ該當スル船舶ハ噸數ヲ以テ積量ヲ表示スヘシ

一、肋骨ヲ有スル船舶

二、機械力ヲ以テ運航スル装置ヲ有スル船舶

三、日本型ニアラサル帆裝ヲ有スル船舶

前項ノ規定ニ該當セサル船舶ハ石數ヲ以テ積量ヲ表示スヘシ

第三條 船籍港ハ市町村ノ名稱ニ依ル但シ市制町村制

【法例 拔萃】

ヲ施行セサル地方ニアリテハ市町村ニ準スヘキ區劃ノ名稱ニ依ル

船籍港トナスヘキ市町村及之ニ準スヘキ區劃ハ船舶ノ航行シ得ヘキ海面ニ接シタルモノニ限ル

第四條 左ノ場合ニ於テハ船舶國籍證書ノ受有前ト雖モ最寄管海官廳ノ認可ヲ受ケ船舶ヲ航行セシムルコトヲ得

一、試運轉ノトキ

二、積量ノ測度ヲ受ケントスルトキ

三、正當ノ事由アルトキ

第二章 積量ノ測度

第八條 船舶法第四條ノ規定ニ依リ船舶ノ積量ノ測度ヲ申請セントスル者ハ附錄第一號書式ノ申請書ヲ管海官廳ニ提出スヘシ

管海官廳ニ於テ必要アリト認メタルトキハ前項ノ申請書ノ外造船地、造船者、進水ノ年月及船舶ノ原名ヲ證スル書面ヲ差出サシムルコトヲ得

總噸數約五百噸以上ニシテ旅客ヲ搭載セントスル船舶ニ付テハ管海官廳ハ前項ノ書面ノ外尙船體中心線縱截面圖及各甲板平面圖ヲ差出サシムルコトヲ得

第九條 積量ノ測度又ハ改測ハ船舶検査施行地ニ於テ

之ヲ行フ但シ船舶ノ構造、航路ノ狀況又ハ其他ノ事由ニ依リ船舶ヲ検査施行地マテ航行セシムルコト能ハサル場合ニ於テ管海官廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ此限りニ在ラス

外國ニ於テ積量ノ測度又ハ改測ヲ行フ場所ハ當該官廳之ヲ指定ス

第十三條 外國ニ於テ船舶ノ積量ノ測度又ハ改測ヲ行ヒタル場合ニアリテハ當該官廳ハ遲滞ナク船籍港ヲ管轄スル管海官廳ニ關係書類ヲ送付スヘシ

第三章 船舶ノ登録

第十七條 船舶法第五條第一項ノ規定ニ依リ船舶ノ登録ヲ爲スニハ申請書ニ登録ノ謄本ヲ添ヘ之ヲ管海官廳ニ差出スヘシ

第十九條 管海官廳ニ於テ船舶ノ名稱ノ變更ヲ許可スルハ左ノ場合ニ限ル

- 一、前所有者ノ氏名、名稱又ハ之ト同一ト認ムヘキ名稱ヲ有スル船舶ヲ取得シタルトキ
- 二、船舶ノ名稱ニ番號ヲ冠附シ又ハ冠附シタル番號ヲ變更若シクハ削除スルトキ

三、所有者ニ於テ船舶ノ名稱ノ爲ニ著シキ不便ヲ受クルトキ

第二十條 甲管海官廳ノ管轄區域内ニ船籍港ヲ定メタル船舶ノ船籍港ヲ乙管海官廳ノ管轄區域内ニ變更スル場合ニハ甲管海官廳ニ變更ノ登録ヲ申請スヘシ

前項ノ場合ニ於テ甲管海官廳ハ其船舶ニ關スル船舶原簿ノ謄本及其附屬書類ヲ乙管海官廳ニ移送シ該船舶原簿ヲ閉鎖ス

船舶原簿ノ謄本ニハ現存セル登録ノミヲ謄寫ス

乙管海官廳ハ第二項ノ規定ニ依リ移送ヲ受ケタル謄本ニ依リ其船舶原簿ニ登録ヲ移ス

第二十九條 何人ト雖モ手数料ヲ納付シテ船舶原簿ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ申請シ又利害ノ關係アル部分ニ限り船舶原簿ノ閱覽ヲ請求スルコトヲ得

第四章 船舶國籍證書

第三十條 管海官廳ニ於テ第十七條ノ二ニ依リ船舶ノ登録ヲ爲シタルトキハ附錄第三號書式ノ船舶國籍證書ヲ申請者ニ交付ス

第五章 國旗及船舶ノ表示

第四十三條 船舶ハ左ノ場合ニ於テ國旗ヲ後部ニ掲ク

【法例 拔萃】

ヘシ

一、帝國軍艦ヨリ要求セラレタルトキ

二、帝國ノ燈臺又ハ海岸望樓ヨリ要求セラレタルトキ

三、外國ノ港ヲ出入スルトキ

四、外國貿易船帝國ノ港ヲ出入スルトキ

五、法例ニ別段ノ定メアルトキ

第六章 登録 稅

第四十八條 登録稅法ノ規定ニ從ヒ登録稅ヲ納付スルニハ左ノ區別ニ依リ相當ノ收入印紙ヲ貼用シタル登録稅納付書ヲ登録ノ申請書ニ添ヘテ差出スヘシ

船舶積量測度法 (六年四月法律第六號改正)

第一條 船舶ノ積量ハ船舶ノ内法容積ヲ測度シ之ヲ定メ容積ノ單位ハ立方メートルトス

第二條 甲板一層又ハ二層ヲ備フル船舶ニ在リテハ上甲板ヲ、三層以上ヲ備フル船舶ニ在リテハ最下層甲板ヨリ第二層ニ在ル甲板ヲ測度甲板トス

第三條 甲板一層又ハ二層ヲ備フル船舶ニ在リテハ量

【法例拔萃】

噸甲板下ノ噸數ニ量噸甲板上各甲板間ノ噸數及上甲板上圍蔽シタル場所ノ噸數ヲ加ヘタルモノヲ總噸數トス但シ左ニ掲クル場所ニシテ上甲板上ニ在ルモノノ噸數ハ之ヲ總噸數ニ算入セス

一、操舵機具、繫船機具、揚錨機具及主機關ト連結セサル副汽罐副汽機ニ供用セラルル場所

二、機關室、操舵室、賄室及出入口室

三、採光通風ニ要スル場所及便所

四、主務大臣ニ於テ船舶ノ安全、衛生又ハ利用上前各號ニ掲クルモノニ準スヘキモノト認ムル場所

前項ニ掲クル機關室ノ噸數ハ船舶所有者ノ申請アリタル場合ニ於テ主務大臣之ヲ相當ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ヲ總噸數ニ算入スルコトヲ得

甲板ヲ備ヘサル船舶ニ在リテハ舷端以下ノ噸數ニ舷端以上圍蔽シタル場所ノ噸數ヲ加ヘタルモノヲ總噸數トス

第四條 總積量ヨリ左ニ掲クル場所ノ積量ヲ控除シタルモノヲ純積量トス但シ總噸數ニ算入セサル場所ノ噸數ハ之ヲ控除セス

一、船員常用室及海圖室

二、荷足水艙

三、機關室

四、操舵機具、繫船機具、揚錨機具及主唧筒ト連結シタル副汽罐副汽機ニ供用セラルル、場所

五、水夫長倉庫

六、帆船ノ帆庫

七、主務大臣ニ於テ船舶ノ安全、衛生又ハ利用上前各號ニ掲クルモノニ準スヘキモノト認ムル場所

第六條 純積量ノ算定ニ付機關室ノ積量トシテ總積量數ヨリ控除スヘキ積量ハ左ノ割合ニ依リ之ヲ定ム

一、螺旋推進器ヲ備フル船舶ニ在リテハ機關室ノ積量カ總積量ノ百分ノ十三ヲ超エ百分ノ二十未滿ナルトキハ總積量ノ百分ノ三十二、外車ヲ備フル船舶ニ在リテハ機關室ノ積量カ總積量ノ百分ノ二十ヲ超エ百分ノ三十未滿ナルトキハ總積量ノ百分ノ三十七

二、前號ニ該當セサル場合ニ於テハ螺旋推進器ヲ備フル船舶ニ在リテハ機關室ノ積量ニ其ノ四分ノ三

外車ヲ備フル船舶ニ在リテハ機關室ノ積量ニ其ノ二分ノ一ヲ加ヘタルモノ但シ船舶所有者ノ申請アリ

リタル場合ニ於テ主務大臣之ヲ相當ト認ムルトキハ前號ノ割合ニ依ルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ算定シタル噸數カ登簿噸數ノ算定ニ付總噸數ヨリ控除スヘキ機關室以外ノ場所ノ噸數ヲ總噸數ヨリ減シタル噸數ノ百分ノ五十五ヲ超ユルトキハ之ヲ百分ノ五十五ニ止ム

第七條 純積量ノ算定ニ付總積量ヨリ控除スヘキ帆庫ノ積量カ總積量ノ百分ノ二十五ヲ超ユルトキハ之ヲ百分ノ二十五ニ止ム

附 則

第一條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(第二條から第六條迄削除)

船舶積量測定規定

第一條 長、幅、深、高及厚ヲ測定スルニハ噸數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在リテハ呎ヲ以テ單位トシ石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ在リテハ尺ヲ以テ單位トシ單位以下ハ二位ニ止メ三位以下ハ四捨五入スヘシ但分長點及分深點ノ間隔ヲ算定スルニハ單位下ハ三位ニ止メ四位以下ハ四捨五入スヘシ

【法例拔萃】

第二條 量噸甲板ノ長ト稱スルハ左ノ各號ニ掲クルモノヲ謂フ

一、甲板ヲ備フル船舶ニ在リテハ中心線ニ於テ量噸甲板上ニ沿ヒ船首内張板ノ内面ヨリ船尾内張板ノ内面ニ至ル距離ヲ測リ之ヨリ船首ニ於テハ甲板ノ厚ニ從ヒ船首材ノ傾斜ニ對スル甲板ノ長ヲ減シ、船尾ニ於テハ甲板ノ厚ニ終尾船梁矢ノ三分ノ一ヲ加ヘタルモノニ從ヒ船尾肋骨ノ傾斜ニ對スル甲板ノ長ヲ減シタルモノ

二、甲板ヲ備ヘサル船舶ニ在リテハ舷側板ノ上面ニ於テ中心線ニテ船首内張板ノ内面ヨリ船尾内張板ノ内面ニ至ル距離

第三條 分長點ト稱スルハ量噸甲板ノ長ヲ左表ニ依リ等分シタル點及首尾兩端ノ點ヲ謂フ

量噸甲板ノ長	等分數
五十呎以下	四
五十呎ヲ超エ百二十呎以下	六
百八十呎ヲ超エ二百二十呎以下	八
百八十呎ヲ超エ二百二十呎以下	十
二百二十五呎ヲ超ユルモノ	十二

【法例 拔萃】

第五條 分深點ト稱スルハ量噸甲板ノ長ノ中央ニ於ケル分長點ノ深ニ應シ左表ニ依リ各分長點ノ深ヲ等分シタル點及上下兩端ノ點ヲ謂フ

量噸甲板ノ長	等	分	數
ノ中央ニ於ケル分長點ノ深	二重底内底板カ	其他ノ	
	凹面ナルトキ	場	合
十六呎以下		五	四
十六呎ヲ超ユルモノ		七	六

副分深點ト稱スルハ二重底内底板カ凹面ナル場合ニ於テ最下ノ分深點間隔ヲ四等分シタル點ヲ謂フ

(六條以下省略)

船舶滿載吃水線法

第一條 日本船舶ハ左ニ掲クルモノヲ除クノ外本法ニ依リ滿載吃水線ノ指定ヲ受ケ之ヲ標示スヘシ

- 一、船舶検査法第一條各號ニ掲クル船舶
- 二、沿海航路又ハ平水航路ヲ航路定限トスル船舶
- 三、總噸數百噸未滿ニシテ近海航路ヲ航路定限トスル帆船
- 四、漁獲、曳船、海難救助、浚渫又ハ測量ニノミ從

事スル船舶其他主務大臣ニ於テ特ニ滿載吃水線ヲ標示スル必要ナシト認メタル船舶

第二條 滿載吃水線ノ指定ハ主務大臣ノ特ニ定ムル場合ヲ除クノ外船舶ヲ滿載吃水線ノ標示ヲ要スル船舶トシテ初メテ航行ノ用ニ供スルトキ之ヲ受クヘシ
本法施行地ニ於テ製造スル船舶ハ製造中ト雖モ滿載吃水線ノ指定ヲ受クルコトヲ得

第四條 滿載吃水線ノ指定ヲ受ケ之ヲ標示シタル船舶ニハ船舶滿載吃水線證書ヲ交付ス

第九條 主務大臣ノ認定シタル船級協會ニ於テ本法及本法ニ基ク規程ニ準據シ滿載吃水線ヲ指定シ船舶滿載吃水線證書ヲ發給シタルトキハ其ノ證書及之ニ相當スル滿載吃水線ノ標示ハ之ヲ本法ニ依リタルモノト看做ス

船舶滿載吃水線法施行細則

- 第一條 水先案内船及石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ハ滿載吃水線ヲ標示スルコトヲ要セス
- 第二條 滿載吃水線ヲ標示シタル船舶カ修繕、自然衰耗其他ノ事由ニ依リ滿載吃水線ヲ變更スヘキ必要ヲ

生シタルトキハ再指定ヲ受クヘシ

第五條 左ニ掲クル場合ニ於テハ船舶滿載吃水線證書ヲ受ケサル船舶ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得

- 一、船舶検査法施行細則第三十二條第一項第二號乃至第四號第七號及第八號並第三十三條ニ該當スルトキ
- 二、船舶滿載吃水線法第一條各號ノ船舶カ船舶検査施行地外ニ於テ滿載吃水線ノ指定ヲ受クヘキモノト爲リタル場合ニ於テ指定ヲ受クル爲之ヲ検査執行地迄回航セシムルトキ
- 三、滿載吃水線ノ一部ノ指定ヲ受ケタル船舶カ殘餘ノ指定ヲ受クル爲工場所在地又ハ検査執行地迄回航セシムルトキ
- 四、第十八條ノ規定ニ依リ指定ノ引繼又ハ囑託ヲ爲ス場合ニ於テ他ノ管海官廳ノ管轄区域内迄船舶ヲ回航セシメ且囑託ノ場合ニ於テハ囑託ヲ爲シタル管轄区域内迄更ニ回航セシムルトキ
- 五、第二十八條ノ規定ニ依リ船舶滿載吃水線證書ノ再交付ヲ申請シ未タ其ノ交付ヲ受サル時
- 六、正當ノ事由ニ依リ管海官廳ノ許可ヲ受ケタル時

【法例 拔例】

(参考)

船級協會(帝國海事協會、ロイド船級協會)
滿載吃水線互認國(蘭、英、濠、白、獨、佛)

船舶検査法

第一條 日本船舶ハ左ニ記載スルモノヲ除クノ外此ノ法律ノ規定ニ依リ検査ヲ受クヘシ

- 一、總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ帆船
- 二、端舟其ノ他槽權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主トシテ槽權ヲ以テ運轉スル舟
- 三、倉庫船、繫留船
- 四、平水航路ノミヲ航行スル帆船

第二條 (削除)

第三條 船舶ノ検査ハ船舶ノ日本船舶トシテ初メテ航行ノ用ニ供スルトキ、其ノ航行期間滿了ノトキ及航行期間内特ニ必要アルトキ之ヲ行フ
日本ノ國籍ヲ取得スル目的ヲ以テ日本ニ於テ製造スル船舶ノ所有者ハ其ノ製造中ト雖モ一部ノ検査ヲ申請スルコトヲ得

【法例 拔萃】

第四條 船舶ノ航行期間ハ汽船ニ在テハ三箇月以上一

箇年以内、帆船ニ在テハ六箇月以上三箇年以内トス

第五條 船舶ノ検査ハ其ノ所在地ヲ管轄スル管海官廳

之ヲ行フ

逕信大臣ハ必要ト認ムル場合ニ限り前項ノ規定ニ依

ラス特ニ検査官吏ヲ指定シテ船舶ノ検査ヲ行ハシム

ルコトヲ得

第六條 検査官吏船舶ヲ検査シ逕信大臣ノ定ムル検査

規定ニ適合スルモノト認ムルトキハ本船ノ航路制限

旅客定員、汽壓制限及航行期間ヲ定メ管轄官廳ヨリ

船舶検査證書ヲ交付スヘシ

第七條 検査ヲ受ケタル船舶ノ所有者又ハ船長ニ於テ

船舶検査證書ノ受有前ニ船舶ヲ航行ノ用ニ供セトム

スルトキハ検査官吏ハ其ノ申請ニ依リ假證書ヲ交付

シテ之ヲ許可スルコトヲ得

第八條 検査官吏ハ何時ニテモ船舶ニ臨視シ若特ニ檢

査ヲ爲スノ必要アリト認ムルトキハ其ノ航行ヲ停止

スルコトヲ得

(第九條以下略ス)

船舶検査法施行細則

第一條 本則ノ規定ハ特ニ明文アル場合ヲ除ク外外國

船舶検査規則ノ規定ニ依リ検査ヲ行フヘキ外國船舶

ニモ亦之ヲ適用ス

第二條 本則ニ於テ船舶ト稱スルハ前條ニ掲ケタル外

國船舶ヲモ包含ス

本則ニ於テ旅客船ト稱スルハ十二人ヲ超ユル旅客定

員ヲ有スル船舶ヲ謂フ

本則ニ於テ漁船ト稱スルハ漁獵ノミニ從事スル船舶

及ヒ専ラ漁獵場ヨリ漁獲物又ハ其他製品ヲ運搬スル

船舶ヲ謂フ

本則ニ於テ移民船ト稱スルハ日本ノ港ニ於テ移住民

若ハ三等旅客五十人以上又ハ移住民及三等旅客ヲ併

七五十人以上ヲ搭載シ近海航路外ノ港又ハ別ニ定ム

ル地方ニ運送セントスル船舶ヲ謂フ

外國船舶検査規則第一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合

ニ之ヲ準用ス

第二條ノ二 關東州船舶特種検査規則ノ規定ニ依リ檢

査ヲ受ケタル船舶ハ船舶検査法ニ定ムル検査ヲ受ケ

タルモノト看做ス

關東州船舶特種検査規則ノ規定ニ依リ交付セラレタ

ル證書ヲ有スル船舶ハ其ノ證書ノ有効期間内ニ限り

船舶検査法及本則ニ定ムル證書ヲ受有セスシテ之ヲ

航行ノ用ニ供スルコトヲ得

第三條 船舶ノ検査ヲ分チテ左ノ四種トス

一、特別検査

二、定期検査

三、臨時検査

四、移民船検査總噸數三十噸未満又ハ積石數三百石

未滿ノ帆船及淺濶船ニ對シテハ前項第一號ノ検査

ヲ行ハス

第四條 初メテ特別検査ヲ行フヘキ場合ハ左ノ如シ

一、日本船舶ヲ初メテ航行ノ用ニ供セントスルトキ

二、船舶検査法第十七條第一號若ハ二號ニ揚クル外

國船舶ヲ同號ノ航路ニ使用シタルトキ

三、船舶検査法第一條各號ノ船舶カ同法ノ規定ニ依

リ検査ヲ受クヘキモノト爲リタルトキ

四、前條第二項ニ掲ケタル船舶カ特別検査ヲ受クヘ

キモノト爲リタルトキ船舶検査法第三條第二項ノ

【法例 拔萃】

申請アリタルトキ

前項第一號ノ場合ニ於ケル特別検査ノ一部ヲ行フ

第五條 管海官廳ハ進水後二年ヲ經過セサル船舶ノ特

別検査ヲ第一回定期検査ニ於テ定メラレタル航行期

間滿了マテ猶豫スルコトヲ得

第三條第二項ニ掲ケタル船舶カ特別検査ヲ受クヘキ

モノト爲リタルトキハ管海官廳ニ於テ差支ナシト認

ムル場合ニ限り該船舶ノ現ニ有スル航行期間滿了マ

テ特別検査ヲ猶豫スルコトヲ得

第五條ノ二 船舶検査法ノ規定ニ依リ特別検査ヲ受ケ

タル船舶カ検査ヲ受クルコトヲ要セサルモノト爲リ

タル後再ヒ検査ヲ受クヘキモノト爲リタルトキハ管

海官廳ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限り前ニ受ケ

タル特別検査ノ有効期間滿了マテ特別検査ヲ猶豫ス

ルコトヲ得

特別検査ヲ受ケタル船舶第三條第二項ニ掲ケタル船

舶トナリタル後再ヒ特別検査ヲ受クヘキモノト爲リ

タルトキ又ハ特別検査ヲ受ケタル船舶カ國籍ヲ變更

シタルモ引續キ船舶検査法ノ適用ヲ受クヘキトキ亦

前項ニ同シ

【法例拔萃】

第五條ノ三 旅客船ニ非サル船舶ニシテ遞信大臣ノ認可シタル船級協會ニ於テ船舶検査法ノ規定ニ依ル特別検査ト同一程度ノ検査ヲ受ケタルモノハ管海官廳ニ於テ差支ヘナシト認ムル場合ニ限リ其ノ有効期間満了マテ特別検査ヲ猶豫スルコトヲ得

船舶検査法第十七條第一號ニ掲ケタル外國船舶ニシテ其ノ所屬國政府ノ特別検査又ハ遞信大臣ニ於テ相當ト認ムル船級協會ノ特別検査ヲ受ケタルモノハ管海官廳ニ於テ差支ナシト認ムル場合ニ限リ其ノ有効期間満了マテ特別検査ヲ猶豫スルコトヲ得

第七條 特別検査ハ其ノ有効期間内ト雖モ船舶所有者船舶管理人又ハ船舶借入人ヨリ申請アルトキハ其ノ期間ヲ繰上ケ之ヲ行フコトヲ得

第八條 定期検査ハ船舶ノ航行期間ヲ定メントスルトキ之ヲ行フ

前項ノ規定ハ船舶カ其航行期間内ニ定期検査ヲ受ケントスル場合ニ之ヲ準用ス

前項ノ規定ニ依リ定期検査ノ繰上ヲ認可シタルトキハ船舶ノ航行期間ハ其満了前ト雖モ満了シタルモノト看做ス

第九條 臨時検査ヲ行フヘキ場合ハ左ノ如シ

- 一、船舶検査法第三條第一項ノ規定ニ依リ検査官吏ニ於テ検査ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキ
- 二、第三十四條、第五十六條、第六十三條、第六十四條若ハ第七十一條第三項ノ規定ニ依ル申請、第六十六條ノ二第一項ノ規定ニ依ル請求又ハ第七十五條ノ規定ニ依ル届出アリタル場合ニ於テ管海官廳カ検査ヲ爲スノ必要アリト認メタルトキ

第十四條 船舶検査申請書ニハ本則ニ別段ノ規定アル場合ヲ除ク外左ニ掲ケル事項ヲ記載シ申請人之ニ署名捺印スヘシ

- 一、船舶ノ種類、名稱及ヒ總噸數若クハ積石數
- 二、所有者ノ住所氏名若クハ名稱
- 三、船籍港
- 四、船長ノ氏名及ヒ其ノ海技免狀ノ種類
- 五、航行セントスル航路
- 六、業務種類(漁船ニアリテハ)
- 七、検査ヲ受ケントスル期日及ヒ場所
- 八、検査ノ種類及其ノ申請ノ事由

第十五條 船舶検査法第三條第二項ノ規定ニ依リ製造

中ノ船舶ノ検査ヲ申請セントスルトキハ船舶所有者ハ申請書、製造仕様書及ヒ圖面ヲ製造地ヲ管轄スル管海官廳ニ差出スヘシ但シ石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ハ圖面ヲ差出スヲ要セス

第二十一條 検査官吏検査ノ爲メ船舶ニ臨檢シタルトキハ船長ハ船舶國籍證書若ハ假船舶國籍證書、登簿船免狀、船鑑札又ハ船舶検査證書、假證書、船舶職員ノ海技免狀、海員名簿、屬具目錄、航海日誌、旅客名簿其ノ他検査ニ必要ナル書類ヲ其ノ檢閲ニ供スヘシ

第二十六條 船舶検査證書ヲ分チテ甲乙ノ二種トス

甲種船舶検査證書ハ定期検査ヲ行ヒタル時又ハ該證書ニ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキ之ヲ交付シ乙種船舶検査證書ハ移民船検査ヲ行ヒタルトキ之ヲ交付ス

漁船ニハ甲種船舶検査證書ニ代ヘテ漁船検査證書ヲ交付ス

第三十二條 左ニ掲ケル場合ニ於テハ船舶検査證書又ハ假證書ヲ受有セスシテ船舶ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得

【法例拔萃】

一、船舶カ第二十九條第一項ノ規定ニ依リ適航證書ヲ受有スルトキ

二、船舶検査執行地外ニ於テ製造セラレ若ハ國籍ヲ取得シ其ノ他検査ヲ受クヘキモノト爲リタル船舶ヲ船籍港マテ回航セシメ又ハ検査ヲ受クル爲メ該船舶ヲ最寄管海官廳所在地若ハ検査執行地マテ回航セシムルトキ

三、船舶法施行細則第四條各號ニ該當スルトキ

四、内地ニ船籍港ヲ有スル船舶ニシテ臺灣汽船検査規則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノカ其ノ検査證書有効期間内ニ於テ内地各港間、内地ト臺灣トノ間又ハ内地ト外國トノ間ヲ航行セントスルトキ

六、臺灣ニ船籍港ヲ有スル船舶ニシテ本則ノ規定ニ依リ特別検査ヲ受ケ且臺灣汽船検査規則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノカ其ノ検査證書ノ有効期間内ニ於テ船舶検査法第十七條ノ場合ニ該當スルトキ

【法例拔萃】

- 七、管海官廳ノ認可ヲ受ケ倉庫船又ハ繫留船ノ繫留地ヲ變更スル爲メ之ヲ回航セシムルトキ
- 八、管海官廳ノ認可ヲ受ケ朝鮮、臺灣、樺太又ハ外國ノ沿岸又ハ其ノ湖川港内ニ使用スル目的ヲ以テ船舶ヲ其ノ目的地マテ回航セシムルトキ
- 前項第二號、第三號、第七號又ハ第八號ノ場合ニハ船舶ニ旅客又ハ貨物ヲ搭載スルコトヲ得ス
- 第一項第五號又ハ第六號ノ船舶カ旅客船ナル場合ニ於テ検査官吏ニ於テ必要ト認ムルトキハ旅客及ヒ旅客室ニ關スル設備ヲ検査シ本則及ヒ船舶検査規程ノ規定ニ依ラシムルコトヲ得
- 第三十四條 左ニ掲クル場合ニ於テハ最寄管海官廳ニ申請シ其ノ認可ヲ受ケ船舶検査證書又ハ假證書ニ記載スル航路定限又ハ航行期間ヲ超エテ船舶ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得
- 一、日本船舶ヲ所有スルコトヲ得サル者ニ船舶ヲ讓渡スル目的ヲ以テ之ヲ朝鮮臺灣樺太又ハ外國マテ回航セシムルトキ
- 三、臺灣ニ船籍港ヲ變更スル爲メ船舶ヲ該島マテ回航セシムルトキ

- 四、船體若ハ機關ノ要部又ハ重要ナル屬具ヲ修繕スル爲メ工場所在地マテ且工場所在地ヨリ検査執行地マテ船舶ヲ回航セシムルトキ
- 四ノ二、管海官廳所在地外ノ場所ニ於テ一部ノ検査ヲ受ケタル船舶ヲ殘餘ノ検査ヲ受クル爲メ管海官廳所在地マテ回航セシムルトキ
- 五、第二十五條第二項ノ規定ニ依リ検査ノ引繼又ハ囑託ヲ爲シタル管海官廳ノ管轄區域内マテ更ニ回航セシムルトキ
- 六、航路定限内ノ地ハ検査執行地ナキ場合ニ於テ検査ヲ受クル爲メ船舶ヲ検査執行地マテ回航セシムルトキ
- 七、航行期間滿了シタル場合又ハ航海ノ途中航行期間滿了スヘキ場合ニ於テ検査ヲ受クル爲メ船舶ヲ航路定限内ノ検査執行地マテ回航セシムルトキ
- 八、航路定限外ノ地ニ在ル船舶ヲ航路定限内マテ回航セシムルトキ
- 九、航路定限變更ノ爲メ船舶ヲ航路定限外ニ回航セシムルトキ
- 十、海難救助其ノ他管海官廳ニ於テ已ムヲ得サル事



由アルモノト認ムル場合ニ限り一時船舶ヲ航路定限外ニ回航シ再ヒ航路定限内ニ回航セシムルトキ

第三十六條 朝鮮、臺灣、樺太又ハ外國ヨリ歸航ノ途中ニ在ル船舶カ内地以外ノ地ニ於テ航行期間滿了シタル場合又ハ航海ノ途中航行期間滿了スヘキ場合ニ於テ之ヲ内地ノ到達港マテ回航セントスルトキハ船長ハ外國ニ在リテハ最寄帝國領事ニ其ノ他ノ地方ニ在リテハ當該管海官廳ニ其ノ認可申請ヲスヘシ但シ外國ニ在リテハ相當ノ技能ヲ有スル者ニ於テ船舶ノ航海ニ適スル旨ヲ證シタル書面ヲ申請書ニ添附スルコトヲ要ス

第三十六條ノ二 遠洋航路ヲ航路定限ト爲ス船舶カ航行期間滿了シタル場合又ハ航海ノ途中航行期間滿了スヘキ場合ニ於テ検査ヲ受クル爲メ之ヲ朝鮮、臺灣、樺太若ハ第五十條ニ掲クル區域内ノ外國ニ於ケル目的港マテ回航セシメ又ハ検査ヲ受クル爲メ之ヲ朝鮮、臺灣、樺太若ハ第五十條ニ掲クル區域内ノ外國ニ於ケル陸揚港ヲ經テ内地ノ目的港マテ回航セシメントスルトキハ検査申請人ハ事由ヲ具シタル書面ヲ差出し最寄管海官廳ニ其ノ認可ヲ申請スヘシ

【法例拔萃】

- 第四十五條 検査官吏検査ヲ結了シタルトキハ船舶検査手帳ヲ封緘シ之ヲ船長ニ交付ス
- 船舶検査手帳ハ船長ニ於テ之ヲ船内ニ保管スヘシ
- 船舶検査手帳ハ検査官吏ニ於テ檢閱スル場合ヲ除ク外何人ト雖モ之ヲ開封スルコトヲ得ス
- 第四十八條 航路ヲ分チ左ノ四種トス
 - 一 遠洋航路、二 近海航路、三 沿海航路、四 平水航路
- 第四十九條 遠洋航路トハ内外國ノ各地ニ通スル航路ヲ謂フ
- 第五十條 近海航路トハ左ニ掲クル各區内及ヒ各區ヲ併セタル區域内ヲ謂フ
 - 第一區 東經百十三度ヨリ同百七十度及ヒ北緯二十一度ヨリ同六十三度ニ至ル線内
 - 第二區 東經九十五度ヨリ同百七十五度及ヒ南緯十一度ヨリ北緯二十七度ニ至ル線内
 - 第五十二條 沿海航路トハ左ニ掲クル各區内ノ航路ヲ謂フ
 - 第一區 上總國大東崎ヨリ安房國野島崎、伊豆國新島及ヒ岬津島ヲ經テ遠江國御前崎ニ至ル線内
 - 第二區 三河國伊良湖崎ヨリ志摩國大王崎、紀伊國

【法例拔萃】

- 大島及ヒ潮岬ヲ經テ土佐國甲ノ浦ニ至ル線内、紀伊國田倉崎ヨリ淡路國生石鼻ニ至ル線内及ヒ淡路國潮崎ヨリ阿波國大磯崎ニ至ル線内
- 第三區 (削除)
- 第四區 紀伊國田倉崎ヨリ淡路國生石鼻ニ至ル線内、淡路國潮崎ヨリ阿波國大磯崎ニ至ル線内、伊豫國佐田岬ヨリ豊後國大島ヲ經テ鶴見崎ニ至ル線内及ヒ長門國觀音崎ヨリ筑前國岩屋崎ニ至ル線内
- 第五區 (削除)
- 第六區 伊豫國佐田岬ヨリ豊後國美濃崎ニ至ル線内及ヒ土佐國足摺崎ヨリ日向國内海ニ至ル線内
- 第七區 土佐國室戸崎ヨリ足摺崎ニ至ル線内
- 第八區 日向國内海ヨリ大隅國種子島、屋久島、口永良部島及ヒ黒島ヲ經テ薩摩國野間岬ニ至ル線内
- 第九區 薩摩國野間岬ヨリ甌島及ヒ肥前國野母崎ヲ經テ三重崎ニ至ル線内
- 第十區 肥前國野母崎ヨリ五島列島及ヒ的山大島ヲ經テ平戸海峡ニ至ル線内
- 第十一區 肥前國野母崎ヨリ平戸島、生月島、壹岐島及ヒ對馬島ヲ經テ長門國觀音崎ニ至ル線内及ヒ

- 豊前國今津ヨリ長門國木山鼻ニ至ル線内
- 第十二區 對馬島沿岸、對馬島北端ヨリ朝鮮蔚崎ニ至ル線内及ヒ對馬島南端ヨリ朝鮮鴻島ヲ經テ巨濟島コルベント島ニ至ル線内
- 第十三區 筑前國岩屋崎ヨリ長門國角島及見島ヲ經テ石見國溫泉津ニ至ル線内及ヒ豊前國今津ヨリ長門國木山鼻ニ至ル線内
- 第十四區 石見國溫泉津ヨリ隱岐列島ヲ經テ因幡國賀露ニ至ル線内
- 第十五區 因幡國賀露ヨリ越前國三國ニ至ル線内
- 第十六區 越前國三國ヨリ能登國輪島崎ニ至ル線内
- 第十七區 能登國輪島崎ヨリ舩倉島及ヒ佐渡島ヲ經テ越後國新潟ニ至ル線内
- 第十八區 越後國新潟ヨリ佐渡島及ヒ羽後國飛島ヲ經テ酒田ニ至ル線内
- 第十九區 羽後國酒田ヨリ飛島及ヒ陸奥國久六島ヲ經テ深浦ニ至ル線内
- 第二十區 陸奥國深浦ヨリ渡島國小島ヲ經テ江良町ニ至ル線内及ヒ陸奥國尻矢崎ヨリ渡島國惠山岬ニ

至ル線内

- 第二十區 渡島國江良町ヨリ後志國尻島ヲ經テ茂津多岬ニ至ル線内
- 第二十一區 後志國茂津多岬ヨリ神威岬ヲ經テ積丹岬ニ至ル線内
- 第二十二區 後志國神威岬ヨリ積丹岬ヲ經テ天鹽國留萌ニ至ル線内
- 第二十三區 天鹽國留萌ヨリ天賣島ヲ經テ天鹽ニ至ル線内
- 第二十四區 天鹽國天鹽ヨリ北見國利尻島及ヒ禮文島ヲ經テ宗谷岬ニ至ル線内
- 第二十五區 北見國知床岬ヨリ千島國後島、色丹島、アキユリ島ヲ經テ根室國納沙布崎ニ至ル線内
- 第二十六區 根室國納沙布崎ヨリ落石崎及ヒ釧路國尻羽崎ヲ經テ十勝國大津ニ至ル線内
- 第二十七區 日高襟裳崎ヨリ擔振國苫小牧ニ至ル線内
- 第二十八區 擔振國苫小牧ヨリ渡島國惠山岬ニ至ル線内
- 第二十九區 陸奥島八戸馬淵川口ヨリ陸前國金華山

法例拔萃

ヲ經テ花淵崎ニ至ル線内

- 第二十八區 大隅國奄美大島沿岸及ヒ奄美群島間
- 第二十九區 沖繩島沿岸及ヒ沖繩群島間
- 第五十二條 平水航路トハ湖川港内及ヒ左ニ掲クル各區内ノ航路ヲ謂フ
- 第一區 相模國千駄崎ヨリ笠島ヲ經テ上總國富津ニ至ル線内
- 第二區 駿河國三保崎ヨリ伊豆國戸田港ニ至ル線内
- 第三區 三河國伊良湖崎ヨリ志摩國菅島ニ至ル線内
- 第三區ノ二 紀伊國駒崎ヨリ木地崎ニ至ル線内
- 第四區 紀伊國宮崎ヨリ加太浦ニ至ル線内
- 第五區 紀伊國友ヶ島水道及ヒ播磨國明石瀬戸以内
- 第六區 播磨國室津ヨリ小豆島大角鼻ヲ經テ讃岐國小田鼻ニ至ル線内及ヒ讃岐國多度津ヨリ備中國青佐鼻ニ至ル線内
- 第七區 讃岐國多度津ヨリ備中國青佐鼻ニ至ル線内及ヒ伊豫國梶取崎ヨリ岡村島、安藝國大崎上島ヲ經テ三津ニ至ル線内
- 第八區 伊豫國梶取崎ヨリ岡村島、安藝國大崎上島ヲ經テ三津ニ至ル線内及ヒ伊豫國三津濱ヨリ周防

【法例拔萃】

- 國屋代島手郡島ヲ經テ下ノ關ニ至ル線内
- 第八區ノ二 周防國島田川東岸ヨリ笠戶島ヲ經テ向島翁崎ニ至ル線内及向島元ヶ鼻ヨリ周防國西泊崎ニ至ル線内
- 第九區 豐後國地藏崎ヨリ美濃崎ニ至ル線内
- 二、豐後國地藏崎ヨリ沖無垢島ヲ經テ保戶島ニ至ル線内
- 三、豐後國保戶島ヨリ大島ヲ經テ鶴見崎ニ至ル線内
- 第十區 豊前國今津ヨリ長門國本山鼻ニ至ル線内及ヒ筑前國若松ヨリ長門國六連島ヲ經テ村崎鼻ニ至ル線内
- 二、長門國青海島ノ東端ヨリ虎ヶ崎ニ至ル線内及ヒ青海島ノ西端ヨリ今岬ニ至ル線内
- 第十一區 筑前國西浦三崎ヨリ志賀島大崎ニ至ル線内
- 第十二區 筑前國鹿家崎ヨリ肥前國神集島ヲ經テ呼子港ニ至ル線内
- 第十三區 對馬國唐洲崎ヨリ郷崎ニ至ル線内
- 第十四區 肥前國津崎ヨリ鷹島ヲ經テ值賀崎ニ至ル線内

線内

- 第十五區 肥前國向後崎ヨリ番所崎ニ至ル線内
- 第十六區 肥前國七郎崎ヨリ黒島ヲ經テ平戶島坊ヶ崎ニ至ル線内及ヒ肥前國大瀬崎ヨリ平戶島魚見崎ニ至ル線内
- 第十七區 肥前國野母崎ヨリ三重崎ニ至ル線内
- 第十八區 肥前國口ノ津ヨリ肥後國天草島大島崎ニ至ル線内
- 第十九區 肥後國天草島牛深港及ヒ黒瀬戸以内
- 第二十區 薩摩國山川港ヨリ大隅國小根占川ニ至ル線内
- 第二十區ノ二 隱岐國島前中井口、木路口及ヒ赤灘口以内
- 第二十一區 出雲國地藏崎ヨリ伯耆國日野川ニ至ル線内
- 第二十二區 丹後國鷲崎ヨリ博奕崎ニ至ル線内
- 第二十三區 越前國立石崎ヨリチカ崎ニ至ル線内
- 第二十四區 能登國觀音崎ヨリ沖波鼻ニ至ル線内
- 第二十五區 陸奥國平館ヨリ九艘泊ニ至ル線内
- 第二十六區 陸前國花淵崎ヨリ宮戶島萱ノ崎ニ至ル線内

線内

- 第二十七區 渡島國函館山尾花崎ヨリ葛登支岬ニ至ル線内
- 第二十八區 後志國辨慶崎ヨリ磯谷ニ至ル線内
- 第二十九區 後志國高島岬ヨリカムイコタンニ至ル線内
- 第三十區 釧路國尻羽岬ヨリ大黒島ヲ經テルムセシマ岬ニ至ル線内
- 第六十九條 船舶ノ汽壓制限ハ検査官吏ニ於テ機關ノ現狀ニ應シ船舶検査規定ニ依リ之ヲ定ム
- 第七十二條 船舶ノ航行期間ハ船舶ノ現狀ニ應シ船舶検査法第四條ノ規定ニ依リ検査官吏之ヲ定ム
- 第七十五條 船舶ノ航行期間内ニ於テ左ニ掲クル一ニ該當スルトキハ船舶所有者船舶管理人船舶借入人又ハ船長ハ其ノ旨ヲ管海官廳ニ届出ツヘシ
- 一、船舶ヲ入渠若ハ上架セントスルトキ
- 二、船體若ハ機關ノ要部又ハ重要ナル屬具ニ損傷ヲ生シタルトキ又ハ之ヲ修繕變更セントスルトキ
- 三、汽機、發動機若ハ汽罐ヲ取放シタルトキ又ハ螺軸ヲ拔出シタルトキ

【法例拔萃】

船員法

- 第一條 本法ハ日本船舶ノ船員ニ之ヲ適用ス但湖川、港灣ノミチ航行スル船舶又ハ船舶法第二十條ニ掲ケタル船舶ノ船員ニ付テハ此限ニ在ラス
- 第二條 本法ニ於テ船員トハ船長及ヒ海員ヲ謂ヒ海員トハ船長以外ノ一切ノ乗組員ヲ謂フ
- 第三條 日本ニ於テ船員トナラント欲スル者ハ管海官廳ニ船員手帳ノ交付ヲ申請スルコトヲ要ス
- 申請人ハ戶籍吏ノ書面其他ノ公正證書ニ依リテ左ノ事項ヲ證スルコトヲ要ス但申請人カ其本籍地又ハ寄留地ニ於テ申請ヲ爲ス場合ニ於テ其他ノ管海官廳カ戶籍吏ノ職務ヲ行フトキハ此限リニ在ラス
- 一 氏名
- 二 本籍地
- 三 身分
- 四 出生ノ年月日
- 第六條 外國ニ於テ船員ト爲リタル者カ日本ニ到着シタルトキハ其到着ノ日ヨリ一箇月内ニ船員手帳ノ交付ヲ申請スルコトヲ要ス
- 第九條 船員手帳カ滅失シタルトキハ船員ハ遲滞ナク

【法例拔萃】

更ニ其交付ヲ申請スルコトヲ要ス

第十條 船員カ日本ニ在ラサル間ニ於テ船員手帳カ滅失又ハ毀損シタルトキハ船員カ日本ニ到着シタル後遲滞ナク船員手帳ノ交付又ハ書換ヲ申請スルコトヲ要ス

第十二條 船員カ廢業ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク管海官廳ニ其船員手帳ヲ返還スルコトヲ要ス

第十三條 船長ハ海員ヲ指揮、監督シ及ヒ船中ニ在ル者ニ對シ其職務ヲ行フニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十四條 船長ハ管海官廳ノ命令アリタルトキハ商法第五百六十二條第一項ニ掲ケタル書類ヲ提出スルコトヲ要ス

第十五條 船舶カ港灣ヲ出入スルトキ狹隘ナル水路ヲ通過スルトキ其他危險ノ虞アルトキハ船長ハ甲板ニ在リテ自ラ船舶ヲ指揮スルコトヲ要ス

第十六條 日本ト外國トノ間又ハ外國各港ノ間ヲ航行スル船舶カ外國ノ港ニ入港シ又ハ日本ニ到着シタルトキハ船長ハ二十四時間内ニ其港ノ管海官廳、若シ其港ニ管海官廳ナキトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ航海日誌ヲ提出シテ其檢閲ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ船舶カ入港ノ時ヨリ十二時間内ニ發航スル場合ニハ之ヲ適用セス

第十七條 左ノ場合ニ於テハ船長ハ最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ出頭シテ其報告ヲ爲スコトヲ要ス

一、豫定ノ航路ヲ變更シタルトキ

二、人命又ハ船舶ヲ救ヒタルトキ

三、衝突其他ノ海難カ生シタルトキ

四、船舶カ捕獲セラレタルトキ

五、船中ニ於テ死亡シタル者アリタルトキ

船舶カ豫定セサル港ニ寄航シタルトキ又ハ前項第二號乃至第五號ニ掲ケタル事由カ碇泊中ニ生シタルトキハ船長ハ其港ノ管海官廳若シ其港ニ管海官廳ナキトキハ其後最初ニ到着シタル港ノ管海官廳ニ出頭シテ其報告ヲ爲スコトヲ要ス

第二十五條 船長カ死亡シタルトキ、船舶ヲ去リタルトキ又ハ之ヲ指揮スルコト能ハサルニ至リタル場合ニ於テ他人ヲ選任セサルトキハ運航ニ從事スル海員ハ其職掌ノ順位ニ從ヒテ船長ノ職務ヲ行フ

第二十六條 海員ノ雇入若クハ雇止ヲ爲シ又ハ雇入契約ノ更新若クハ變更ヲ爲シタルトキハ管海官廳ニ海員名簿ヲ提出シテ公認ヲ申請スルコトヲ要ス

第二十九條 公認アリタルトキハ海員ハ遲滞ナク其船員手帳ヲ管海官廳ニ提出シテ公認ノ認證ヲ申請スルコトヲ要ス

第三十條 海員ノ雇止ニ關シテ爭アルトキハ當事者ノ一方ハ管海官廳ニ其ノ事由ヲ申立テ雇止ノ公認ヲ申請スルコトヲ得

管海官廳カ前項ノ申請ヲ正當ナリト認メタルトキハ當事者双方ヲ呼出シ海員名簿及ヒ船員手帳ヲ提出セシメテ雇止ノ公認ヲ爲スコトヲ要ス

當事者ノ一方カ出頭セサルトキハ管海官廳ハ相手方ノ申立ニ因リテ雇止ノ公認ヲ爲スコトヲ得此場合ニ於テハ海員名簿及ヒ船員手帳ニ其事由ヲ記載スルコトヲ要ス

【法例拔萃】

更ニ其交付ヲ申請スルコトヲ要ス

第十條 船員カ日本ニ在ラサル間ニ於テ船員手帳カ滅失又ハ毀損シタルトキハ船員カ日本ニ到着シタル後遲滞ナク船員手帳ノ交付又ハ書換ヲ申請スルコトヲ要ス

第十二條 船員カ廢業ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク管海官廳ニ其船員手帳ヲ返還スルコトヲ要ス

第十三條 船長ハ海員ヲ指揮、監督シ及ヒ船中ニ在ル者ニ對シ其職務ヲ行フニ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

【法例拔萃】

前二項ノ場合ニ於テハ管海官廳ハ海員名簿又ハ船員手帳ノ提出ヲ強制スルコトヲ得

第三十一條 船長ハ海員ノ雇入期間中其船員手帳ヲ保管スルコトヲ要ス

第三十二條 海員カ雇入期間中脱船シタルトキハ船長ハ遲滞ナク管海官廳ニ其海員ノ船員手帳ヲ返還スルコトヲ要ス

第三十三條 海員ハ雇止アリタル場合ニ於テハ船長ニ對シ其職務ノ執行又ハ品行ニ關スル證明書ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

第三十四條 海員名簿カ滅失又ハ毀損シタルトキハ船長ハ更ニ海員名簿ヲ作り之ヲ管海官廳ニ提出シテ公認ヲ申請スルコトヲ得

第三十六條 左ノ場合ニ於テハ海員ヲ懲戒スルコトヲ得

- 一、海員カ上長ニ對シテ尊敬又ハ柔順ノ道ヲ失ヒタルトキ
- 二、海員カ其職務ヲ怠リタルトキ
- 三、海員カ他ノ海員ノ職務執行ヲ妨ケタルトキ
- 四、海員カ喧嘩シタルトキ

五、海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ船舶ヲ去リタルトキ又ハ船長カ指定シタル時マテニ歸船セザリシトキ

六、海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ點火又ハ焚火シタルトキ

七、海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ端艇ヲ使用シタルトキ

八、海員カ食料又ハ飲料ヲ濫費シタルトキ

九、海員カ船長ノ許可ヲ得スシテ酒類ヲ所持スルトキ又ハ吸煙シタルトキ

十、海員カ銘酊シテ事ヲ省セサルトキ

十一、其他海員カ船中ノ秩序ニ反スル行爲ヲ爲シタルトキ

第三十七條 懲戒ハ左ノ四種トス

- 一、監禁
- 二、上陸禁止
- 三、加役
- 四、減給

第四十一條 海員カ兇器、爆發若クハ發火シ易キ物、劇藥其他危險物又ハ酒類ヲ所持スルトキハ船長ニ於

テ其物ヲ保管又ハ放棄スルコトヲ得

第四十二條 海員カ入身又ハ船舶ニ危害ヲ及ボスヘキ行爲ヲ爲サントスルトキハ船長ハ必要ノ期間内其海員ノ身體ヲ拘束スルコトヲ得

第四十三條 船長ハ必要アルトキハ旅客其他船中ニ在ルモノニ對シテ前二條ニ定メタル處分ヲ爲スコトヲ得

第四十四條 海員カ船長ノ指定シタル時ニ於テ船舶ニ乗込マサルトキ又ハ船長ノ許可ヲ得スシテ之ヲ去リタルトキハ船長ハ乗船ヲ強制スルコトヲ得

第四十五條 船長ノ命令ニ服從セサル者アル場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ船長ハ海軍ノ艦船、地方官廳又ハ管海官廳ニ援助ヲ求ムルコトヲ得

第四十六條 以下(罰則)略ス

船員法施行細則

第十三條 船長ハ海員名簿、屬具目錄、航海日誌又ハ旅客名簿ヲ船中ニ備ヘタルトキ遲滞ナク書式ニ從ヒ必要ナル事項ヲ之ニ記載スヘシ

【法例拔萃】

前項ニ依リ記載シタル事項ニ變更ヲ生シタルトキハ

船長ハ遲滞ナク之ヲ訂正スヘシ第十四條左ノ場合ニ於テ船長ハ事實ノ發生後遲滞ナク書式ニ從ヒ航海日誌ニ事實ノ顛末、發生ノ年月日時、場所其ノ他關係ノ事項ヲ記載スヘシ

一、豫定ノ船路ヲ變更シタルトキ

二、人命又ハ船舶ヲ救ヒタルトキ

三、衝突其ノ他ノ海難ニ罹リタルトキ

四、豫定セサル港ニ寄港シタルトキ

五、船舶ニ急迫ノ危險アリタル爲メ船長ニ於テ船舶ヲ去リタルトキ

六、船長ニ於テ海員ヲ懲戒シタルトキ

七、船員法第四十一條乃至第四十四條ニ依リテ處分ヲ爲シタルトキ

八、船員法第四十五條ニ依リ援助ヲ求メタルトキ

九、船中ニ於テ犯罪アリタルトキ

十、船中ニ於テ出生アリタルトキ

十一、船中ニ於テ死亡アリタルトキ及死亡者ノ遺産ヲ處分シタルトキ

十二、前各號ニ掲グル場合ノ外船中ニ於テ異常ノ事

【法例拔萃】

變發生シタルトキ

第十五號 船長ハ旅客乗船シタルトキハ其乗船後、下船シタルトキハ其下船後遲滞ナク旅客名簿ニ書式ニ定ムル事項ヲ記載スヘシ

船員最低年齡法

第二條 十四歳未満ノ者ハ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第二條ノ二 十八歳未満ノ者ハ石炭夫又ハ火夫トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス

但シ十八歳以上ノ者ヲ雇入ル、コト能ハサル港ニ於テハ十六歳以上ノ者ニ限り之ヲ雇入レ使用スルコトヲ得

此場合ニ於テハ十八歳以上ノ者一人ニ代ヘ十六歳以上ノ者二人ヲ雇入ル、コトヲ要ス

專ラ日本各港間ヲ航行スル船舶ニ於テハ前項ノ規定ニ限ラス主務大臣ノ定ムル所ニ依リ十六歳以上ノ者ヲ使用スルコトヲ得

第三條 十八歳未満ノ者ハ主務大臣ノ定ムル所ニ依リ

船舶内労働ニ適スルコトヲ證明シ且醫師ノ署名シタル健康證明書ヲ有スルニ非サレハ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ス但緊急已ムヲ得サル事由アルトキハ此限リニ在ラス

船舶職員法 (昭和四年四月一日改正)

第一條 日本船舶ニハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外此ノ法律ノ規定ニ依リ船舶職員ヲ乗組マシムヘシ但シ船舶検査法第一條各號ニ掲クル船舶ハ此ノ限ニ在ラス

第二條 海技免狀ヲ有スル者ニアラサレハ船舶職員タルコトヲ得ス

第三條 海技免狀ハ左ノ十二種トス

- 甲種船長
- 甲種一等運轉士
- 甲種二等運轉士
- 乙種船長
- 乙種一等運轉士
- 乙種二等運轉士
- 丙種船長
- 丙種運轉士
- 機關長
- 一等機關士
- 二等機關士
- 三等機關士

遞信大臣ハ海技免狀ノ効力ニ制限ヲ加ヘタルモノヲ授與スルコトヲ得

第五條 海技免狀ハ遞信大臣ノ定ムル試験規程ニ依リ體格検査及學術試験ヲ受ケ合格シ且海技免狀原簿ニ登録ヲ受ケタル者ニ授與ス

海軍艦船ニ乗組ミ運航若ハ機關運轉ニ從事シ又ハ船舶ノ運航若ハ機關ノ運轉ニ關スル學術ヲ教授スル學校ノ所定ノ課程及練習ヲ卒リ遞信大臣ニ於テ學術試験ニ合格スルト認ムル者ニハ學術試験ヲ行ハスシテ相當ノ免狀ヲ授與スルコトヲ得

小型船舶ニ乗組ム船舶職員ノ有スヘキ海技免狀ハ遞信大臣ノ定ムル所ニ依リ學術試験ヲ行ハスシテ之ヲ授與スルコトヲ得

第六條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ船舶職員タルコトヲ得ス又前條ノ體格検査及學術試験ヲ受クルコトヲ得ス

- 一、六年ノ懲役又ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者
- 二、六年未満ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラレ刑ノ執行ヲ終リ又ハ其ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノ者

【法例拔萃】

三、瘋癲、白痴、身體不具其ノ他精神又ハ身體ニ缺陷ヲ有シ執職ニ不適當ナル者

四、海技免狀ノ行使ヲ禁止セラレタル者

五、海技免狀ヲ行使停止中ノ者

六、破産者ニシテ復權ヲ得サル者遞信大臣ハ海技免狀受有者ニシテ前項第三號ニ該當スルノ疑アルモノニ就キ管海官廳ヲシテ體格検査ヲ執行セシムルコトヲ得

第七條 左ニ掲クル船舶ニ付テハ命令ヲ以テ其ノ職員

- ニ關シ別段ノ規程ヲ設クルコトヲ得
- 一、外國各港間ノミヲ航行スル船舶
- 二、漁獵其ノ他特殊ノ目的ニ専用スル船舶
- 三、特殊ノ構造ヲ有スル船舶

第一號表(其ノ一)
船長及運轉士、定員表

航路	汽船	船舶種類	總噸數	船舶職員	免狀種類	定員
水平	汽船	汽船	五百噸未満船	長	乙種二等運轉士	一
汽船	汽船	千五百噸滿船	長	乙種一等運轉士	一	一
汽船	汽船	千五百噸以上一等運轉士	長	乙種一等運轉士	一	一

【法例拔萃】

遠	區一第路航海近						路航海沿		
	汽	船帆	船		汽		船帆	船	汽
船滿ノ非旅客	二千噸以上	二千噸以上	五千噸以上	五千噸以上	二千噸以上	千噸以上	五百噸以上	千噸以上	二百噸以上
船滿ノ非旅客	船	船	船	船	船	船	船	船	船
船滿ノ非旅客	一等運轉士	一等運轉士	二等運轉士	二等運轉士	二等運轉士	一等運轉士	一等運轉士	一等運轉士	二等運轉士
船滿ノ非旅客	甲種	丙種	乙種	乙種	乙種	乙種	乙種	乙種	乙種
船滿ノ非旅客	長	長	長	長	長	長	長	長	長
船滿ノ非旅客	長	長	長	長	長	長	長	長	長

【法例拔萃】

區一第路航海近				路航海沿				路航水			
二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿	二千馬力未滿
機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機	機
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長	長

區二第海近ハ又洋遠			
五千噸以上	五千噸以上	三千噸以上	二千噸以上
機	機	機	機
長	長	長	長
長	長	長	長

備考 本表ノ定員ハ機關長ヲ除クノ外最少員數ヲ示シタルモノトス

第二號表

總噸數	職員名稱	免狀種類	定員
二千噸以上	機長	一等機關士	一
二千噸未滿	機長	二等機關士	一
二千噸未滿	機長	三等機關士	一
千噸以上	機長	一等機關士	一

備考 石數ヲ以テ積量ヲ表示スル船舶ニ付テハ積石數十石ヲ以テ總噸數一噸ニ換算ス本表ノ定員ハ船長ヲ除クノ外最少員數ヲ示シタルモノトス

(其ノ二) 機、關、長、及、機、關、士、定、員、表、

航路	機關公稱馬力	船舶職員	免狀種類	定員
平	四百馬力未滿	機長	三等機關士	一

區二第海近ハ又洋			
五千噸以上	五千噸以上	二千噸以上	二千噸以上
船	船	船	船
二等運轉士	一等運轉士	一等運轉士	一等運轉士
甲種	甲種	甲種	甲種
長	長	長	長

【法例拔萃】

第三號表

沿海航路		近海航路				船舶種類	職員名稱	免狀種類	代用免狀種類
汽船	帆船	汽船	汽船	帆船	帆船	長	長	長	長
三噸以上	三噸以上	三噸以上	三噸以上	三噸以上	三噸以上	長	長	長	長
船	船	船	船	船	船	長	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
丙種	乙種	甲種	甲種	甲種	甲種	長	長	長	長
船	船	船	船	船	船	長	長	長	長
長	長	長	長	長	長	長	長	長	長
士	士	士	士	士	士	長	長	長	長
甲種	甲種	甲種	甲種	甲種	甲種	長	長	長	長
二等	二等	二等	二等	二等	二等	長	長	長	長
運轉	運轉	運轉	運轉	運轉	運轉	長	長	長	長
士	士	士	士	士	士	長	長	長	長

船舶職員法施行細則

第一章 海技免狀

第一條 船舶職員法第三條第二項ニ依リ効力ニ制限ヲ加ヘタル海技免狀及其ノ行使範圍ハ第一號表ヲ以テ之ヲ定ム

第二條 船舶職員法第五條第二項ニ依リ遞信大臣ニ於テ學術試験ニ合格スト認ムル者及其ノ者ニ授與スヘキ海技免狀ハ別ニ之ヲ告示ス

船舶職員法第五條第三項ニ依リ授與スル海技免狀ハ小形船丙種運轉士免狀、小形船乙種二等運轉士免狀及小形發動機船三等機關士免狀ニ限ル

第三條 船舶職員ノ有スヘキ海技免狀ハ上級ノモノヲ以テ之ニ代用スルコトヲ得

各海技免狀ノ階級ノ上下ハ第二號表ヲ以テ之ヲ定ム

船舶職員

第九條 左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ船舶職員法第四條又ハ本令ニ定ムル船舶職員ノ全部又ハ一部ヲ乗組マシメサルコトヲ得但シ第一號乃至第三號ニ付テハ船舶職員ヲ雇入レ難キ場合ニ限ル

【法例拔萃】

一、外國ニ於テ所有權ヲ取得シタル船舶ヲ最終港迄回航スルトキ

二、外國各港間ノミテ航行スル船舶ニ於テ船舶職員ニ缺員ヲ員シ補充ノ手續中ナルトキ

三、内地ト外國トノ間ヲ航行スル船舶カ外國ニ於テ船舶職員ニ缺員ヲ生シ内地ノ港迄歸航スルトキ

四、平水航路又ハ沿海航路ニ該當スル外國各港間ノミテ航行スル船舶ハ當該外國政府ノ法規ニ依リ相當免狀受有者ヲ乗組マシメタルトキ

五、航行中船舶職員ニ缺員ヲ生シタルトキ

六、他船ニ曳カレテ航行スルトキ

七、入渠、修繕又ハ其ノ他ノ理由ニ依リ船舶ヲ航行ノ用ニ供セサルトキ

八、管海官廳ノ認可ヲ受ケ倉庫船又ハ繫留船ノ繫留地ヲ變更スル爲之ヲ回航スルトキ

(中略)

前各號ノ規定ハ日本船舶カ朝鮮、臺灣、樺太、關東州若ハ南洋群島ノ各港間又ハ此等ノ港ト内地若ハ外國ノ港トノ間ヲ航行スル場合ニ之ヲ準用ス

第十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル船舶ニ付テハ船長及機關長以外ノ船舶職員ノ乗組ヲ省略スルコトヲ得

一、内地ノ湖川港内ノミテ航行スル船舶

二、平水航路ヲ航路定限ト爲シ始發港ヨリ最終港迄ノ航程三十海里未滿ノ航海ニ從事スル船舶

第一號表 効力制限海技免狀表

効力ニ制限ヲ加ヘタル海技免狀	行使範圍
小形船丙種運轉士免狀	沿海航路ヲ定限ト爲ス總噸數三十噸未滿ノ帆船
沿岸丙種運轉士免狀	近海航路以下ノ航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數三十噸未滿ノ漁業帆船
湖川港乙種二等運轉士免狀	沿岸航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數七十噸未滿ノ帆船
小形船乙種二等運轉士免狀	一定區域ノ湖川港内ノミテ航行スル汽船
沿岸乙種運轉士免狀	沿海航路以下ノ航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數三十噸未滿ノ旅客定員ヲ有セサル汽船
漁船乙種一等運轉士免狀	近海航路以下ノ航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數四十噸未滿ノ漁業汽船
	沿海航路以下ノ航路ヲ航路定限ト爲ス總噸數四十噸未滿ノ汽船
	漁業汽船

【法例拔萃】

漁汽船甲種二等運轉士免狀	漁業汽船
漁船甲種二等運轉士免狀	漁船
汽船甲種二等運轉士免狀	汽船
漁汽船甲種一等運轉士免狀	漁業汽船
漁汽船甲種一等運轉士免狀	漁船
汽船甲種一等運轉士免狀	汽船
漁汽船甲種長免狀	漁業汽船
漁船甲種船長長免狀	漁船
汽船甲種船長長免狀	汽船
湖川港三等機關士免狀	湖川港ノミヲ航行スル汽船
小形發動機船三等機關士免狀	公稱馬力五十馬力未満ノ發動機ヲ有スル漁船若ハ帆船又ハ沿海航路以下ノ航路ヲ航行スル汽船
沿岸發動機船三等機關士免狀	公稱馬力五十馬力未満ノ發動機ヲ有スル漁船若ハ帆船又ハ沿海航路ヲ航行スル汽船又ハ平水航路ヲ航行スル汽船又ハ航海力二百馬力未満若ハ沿海航路ヲ航行スル汽船又ハ航海力二百馬力未満ノ汽船

發動機三等機關士免狀	發動機船
近海發動機船二等機關士免狀	發動機ヲ有スル漁船若ハ帆船又ハ近海航路第一區以下ノ航路ヲ航行スル汽船
近海二等機關士免狀	機關ヲ有スル漁船若ハ帆船又ハ近海航路第一區以下ノ航路ヲ航行スル汽船
發動機船二等機關士免狀	發動機船
發動機船一等機關士免狀	發動機船
發動機船機關長免狀	發動機船

備考 本表ニ掲クル効力ニ制限ヲ加ヘタル海技免狀ノ行使範圍ハ効力ニ制限ヲ加ヘサル同種ノ免狀ノ行使範圍ヲ超ユルコトナシ

第二號表 海技免狀階級表

上	級	下	級
甲種船長免狀		甲種一等運轉士免狀	
甲種一等運轉士免狀		甲種二等運轉士免狀	丙種船長免狀
甲種二等運轉士免狀		丙種運轉士免狀	

乙種船長免狀	乙種一等運轉士免狀
乙種一等運轉士免狀	乙種二等運轉士免狀
丙種船長免狀	丙種運轉士免狀
汽船甲種船長免狀	汽船甲種一等運轉士免狀
汽船甲種一等運轉士免狀	汽船甲種二等運轉士免狀
汽船甲種二等運轉士免狀	乙種一等運轉士免狀
漁船甲種船長免狀	漁船甲種一等運轉士免狀
漁船甲種一等運轉士免狀	漁船甲種二等運轉士免狀
漁船甲種二等運轉士免狀	沿岸丙種運轉士免狀
漁汽船甲種船長免狀	漁汽船甲種一等運轉士免狀
漁汽船甲種一等運轉士免狀	漁汽船甲種二等運轉士免狀
漁汽船甲種二等運轉士免狀	漁船乙種一等運轉士免狀
漁船乙種一等運轉士免狀	沿岸乙種二等運轉士免狀
沿岸乙種二等運轉士免狀	小型船乙種二等運轉士免狀
沿岸丙種運轉士免狀	小型船丙種運轉士免狀

【法例拔萃】

機關長免狀	一等機關士免狀
一等機關士免狀	二等機關士免狀
近海二等機關士免狀	三等機關士免狀
發動機船機關長免狀	發動機船一等機關士免狀
發動機船一等機關士免狀	發動機船二等機關士免狀
近海二等機關士免狀	近海發動機船二等機關士免狀
近海發動機船二等機關士免狀	發動機船三等機關士免狀
沿岸發動機船三等機關士免狀	沿岸發動機船三等機關士免狀
沿岸發動機船三等機關士免狀	小型發動機船三等機關士免狀

同種免狀ニシテ効力ニ制限ヲ加ヘサルモノハ効力ニ制限ヲ加ヘタルモノニ對シ又同種免狀ニシテ汽船又ハ漁船ニ限リ効力ヲ有スルモノハ漁汽船ニ限リ効力ヲ有スルモノニ對シ各上級トス

船舶職員試驗規程 (昭和五年三月十八日公布)

第一章 總則

【法例拔萃】

第一條 船舶職員試験ハ左ノ三十六種トス

- 小型船丙種運轉士試験
- 沿岸丙種運轉士試験
- 丙種運轉士試験
- 丙種船長試験
- 小型船乙種二等運轉士試験
- 湖川港乙種二等運轉士試験
- 沿岸乙種二等運轉士試験
- 乙種二等運轉士試験
- 漁船乙種一等運轉士試験
- 乙種一等運轉士試験
- 乙種船長試験
- 漁汽船甲種二等運轉士試験
- 漁船甲種二等運轉士試験
- 汽船甲種二等運轉士試験
- 甲種二等運轉士試験
- 漁汽船甲種一等運轉士試験
- 漁船甲種一等運轉士試験
- 汽船甲種一等運轉士試験

甲種一等運轉士試験

- 漁汽船甲種船長試験
- 漁船甲種船長試験
- 汽船甲種船長試験
- 甲種船長試験
- 小型發動汽船三等機關士試験
- 湖川港三等機關士試験
- 沿岸發動機船三等機關士試験
- 發動機船三等機關士試験
- 三等機關士試験
- 近海發動機船二等機關士試験
- 發動機船二等機關士試験
- 近海二等機關士試験
- 二等機關士試験
- 發動機船一等機關士試験
- 一等機關士試験
- 發動機船機關長試験
- 機關長試験

第二條 試験ハ別ニ告示スル場所及期日ニ於テ管海官應定期ニ之ヲ行フ臨時ニ試験ヲ行フ必要アル場合ニ

於テハ其ノ場所及期日ヲ隨時公示ス

第三條 本令ニ規定スル乗船期間ヲ計算スルニハ乗船ノ翌日ヨリ之ヲ起算シ末日ハ終了ニ至ラサルモ之ヲ算入ス

月又ハ年ヲ以テ定ムル乗船期間ハ曆ニ從ヒテ之ヲ計算シ月又ハ年ノ始ヨリ起算セサルトキハ其ノ期間ハ最後ノ月又ハ年ニ於ケル起算日ニ應當ノ日ノ前日ヲ以テ滿了ス但シ最後ノ月又ハ年ニ應當日ナキトキハ其ノ月ノ末日ヲ以テ滿了スルモノトス

乗船期間ヲ計算スルニハ一月ニ滿タザル乗船日數ハ之ヲ合算シ三十日ニ滿ツルトキ一月トシ又一年ニ滿タザル乗船月數ハ之ヲ合算シ十二月ニ滿ツルトキ一年トス

第二章 受験資格

第四條 試験ヲ受ケムトスル者ハ試験開始期日ノ前日迄二年齡滿二十年ニ達シ試験ノ種類ニ應シ別表受験履歴表ニ定ムル履歴ノ一ヲ有スルコトヲ要ス
小形船丙種運轉士試験、小形船乙種二等運轉士試験及小形發動機船三等機關士試験ヲ受ケムトスル者ハ所轄管船官廳ノ認可シタル講習會ニ於テ所定ノ講習

【法例拔萃】

ヲ卒リ且講習ノ終了日迄二年齡二十年ニ達シ試験ノ種類ニ應シ別表受験履歴表ニ定ムル履歴ノ一ヲ有スルコトヲ要ス
同一ノ試験ニ對シ規定ノ乗船期間ニ達セサル二以上ノ履歴ヲ有スルトキハ之ヲ其ノ一ニ通算スルコトヲ得但シ規定乗船期間ノ年數ヲ異ニスルモノヲ通算スル場合ニ在リテハ各規定乗船期間ノ年數ノ比例ニ依リ其ノ一方ニ換算シテ之ヲ通算スルモノトス

船員職業紹介法

第一條 本法ハ命令ノ定ムル場合ヲ除クノ外沿海航路以上ノ航路ヲ航行スル船舶ニ乗組ムヘキ船員ノ職業紹介ニ之ヲ適用ス
本法ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ニ掲クルモノ以外ノ船員ノ職業紹介ニ之ヲ適用スル事ヲ得

第二條 船員職業紹介事業ヲ行ハントスル者ハ行政官廳ノ許可ヲ受クヘシ

第三條 船員職業紹介ニ關シ必要アリト認ムル時ハ政府ニ於テ職業紹介事業ヲ行フ事ヲ得
政府ハ勅令ノ定ムル補助金ヲ支給シテ公益ヲ目的ト

【法例拔萃】

スル法人其他ノ團體ヲシテ職業紹介事業ヲ行ハシム
第四條 船員職業紹介事業ヲ行フモノハ何等ノ名義ヲ
以テスルヲ問ハス其報酬トシテ手数料其他ノ財産上
ノ利益ヲ得ル事ヲ得ス

第六條 船員職業紹介事業ノ經營ニ關シ船員職業紹介
委員會ヲ置ク逓信大臣之ヲ監督ス
船員職業紹介委員會ノ組織及職務權限ハ勅令ヲ以テ
之ヲ定ム

第八條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ違
反シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ六ヶ月以下ノ懲役
又ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一、許可ヲ得スシテ船員職業紹介事業ヲ行ヒタル者
二、船員職業紹介ヲ爲シ其報酬トシテ手数料其他ノ
財産上ノ利益ヲ受ケ又ハ他人ヲシテ受ケシメタル
者

本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ船員
職業紹介ヲ爲ス者強制シテ職業紹介ヲ爲シタル時モ
又前項ノ例ニ同シ

船員職業紹介法施行規則

認メサルトキ亦同シ

一、禁治産者及準禁治産者
二、犯罪ニ因リ刑ニ處セラレ改悛ノ狀ナシト認ムル
者

三、破産ノ宣告ヲ受ケ復權セサル者
四、其ノ他船員職業紹介事業ヲ行フニ適セスト認メ
タル者

船員職業紹介事業經營ノ許可ヲ受ケタル者前項各號
ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ許可ヲ取消ス

第六條 船員職業紹介事業ヲ行フ者左ノ各號ノ一ニ該
當スルトキハ期間ヲ限リ事業經營ノ停止ヲ命ジ又ハ
事業經營ノ許可ヲ取消スコトアルヘシ法人又ハ團體
ニ在リテハ理事其ノ他ノ代表者カ第一號又ハ第二號
ニ該當スル場合亦同シ

一、船員職業紹介ニ關スル法令ノ規定又ハ之ニ基キ
テ發スル命令ニ違反シタルトキ
二、事業ノ經營上不正ノ所爲アリト認ムルトキ
三、許可ヲ受ケタル後三月内ニ事業ヲ開始セス又ハ
引續キ三月以上事業ヲ休止シタルトキ

【法例拔萃】

(昭和五年十月逓信省令第四十一號改正)

第二章 無料職業紹介

第四條 船員職業紹介法第二條及附則第二項ノ規定ニ
依ル許可ヲ受ケムトスル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル
許可申請書ニ履歷書及戶籍謄本ヲ添ヘ主タル船員職
業紹介所ノ所轄管海官廳ヲ經由シ之ヲ逓信大臣ニ提
出スヘシ

一、氏名又ハ名稱、本籍及住所

二、船員職業紹介所ノ所在地

三、船員職業紹介所ノ設備、開所豫定年月日

四、船員職業紹介ニ關スル諸規程

法人又ハ團體ニ在リテハ前項ノ申請書ニ定款又ハ之
ニ準スヘキ約款、事業成績、資産ノ狀況並理事其ノ
他ノ代表者ノ氏名、本籍、住所及履歷ヲ記載シタル
書面ヲ添附スヘシ

逓信大臣ハ必要ナシト認ムルトキハ前二項ニ掲グル
書類ノ全部又ハ一部ノ添附ヲ免除スルコトアルヘシ

第五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ船員職業紹介
事業ノ經營ヲ許可セス船員職業紹介所設置ノ必要ヲ

第九條 逓信局長ハ船員職業紹介事業ノ經營ニ關シ不
適當ト認ムルトキハ船員職業紹介事業ヲ行フ者ニ對
シ從業者ノ解任ヲ命ジ又ハ設備ノ改善ニ關シ必要ナ
ル事項ヲ命スルコトヲ得

第十二條 船員職業紹介事業ヲ行フ者外國船舶ニ對シ
船員ノ職業紹介ヲ爲シタル場合ニ於テ就職者日本人
ナルトキハ當該船舶所有者又ハ船長ヲシテ左ノ事項
ヲ記載シタル書面二通ヲ作成セシメ乗船前ニ一通ハ
之ヲ就職者ニ交付シ一通ハ之ヲ所轄管海官廳ニ差出
スヘシ

一、船種、船名及總噸數
二、船籍港及就職期間中ノ航行區域
三、船舶所有者及船長ノ氏名又ハ名稱並國籍
四、就職者ノ氏名、年齢、本籍及住所
五、就職者ノ職務、給料及手當ノ額並食料ニ關スル
取極

六、乗船地、乗船年月日及就職期間
七、契約ノ解除及終了ノ原因並此等ノ場合ニ於ケル
當事者間ノ權利及義務

【法例拔萃】

八、乗船地以外ノ地ニ於テ下船スル場合ノ送還ニ關スル取極

九、其ノ他契約ノ内容ヲ明ニシ得ヘキ事項
就職者未成年者ナルトキハ法定代理人ノ就職許可書ヲ徴シ之ヲ管海官廳ニ差出スヘキ前項ノ書面ニ添付スヘシ

第一項ノ書面外國語ヲ以テ作成セラレタルトキハ日本語ノ譯文ヲ附スヘシ

第十三條 船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ何等ノ方法ヲ以テスルヲ問ハス事實ヲ虚構シテ船員タルヘキコトヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコトヲ得ス

第十四條 船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ船員ノ下船又ハ雇傭契約ノ廢棄ヲ勸誘シ又ハ勸誘セシムルコトヲ得ス

第十五條 船員職業紹介事業ヲ行フ者及其ノ從業者ハ求人者又ハ求職者ト金品ノ授受貸借ヲ爲シ、求人者又ハ求職者ニ代リ金品ヲ授受シ又ハ求職者ノ所持スル物品ヲ買受ケ、擔保トシテ受取り若ハ質入賣却ノ周旋ヲ爲スヘカラス但シ豫メ所轄管海官廳ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十六條 船員職業紹介事業ヲ行フ者及其ノ從業者ハ

左ノ各號ノ一ニ該當スル業務ヲ爲スコトヲ得ス但シ豫メ其ノ業務ヲ行ハムトスル地ヲ管轄スル逓信局長ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

- 一、兩替
- 二、質屋
- 三、酒類販賣
- 四、日用品ノ販賣

五、飲食店、宿泊所其ノ他類似ノ業務

船員職業紹介事業ヲ行フ者及其ノ從業者ハ前項各號ノ業務ヲ爲ス者ト通謀シテ利ヲ圖ルコトヲ得ス

第十七條 船員職業紹介事業ニ従事スル者ハ故ナク其ノ業務上取扱ヒタルコトニ付知得タル人ノ秘密ヲ漏泄スルコトヲ得ス

第十八條 船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ正當ノ事由ナクシテ紹介ノ申込ヲ拒ムコトヲ得ス

第十九條 二箇以上ノ紹介所ニ紹介ノ申込ヲ爲ス者ハ其ノ旨申出ツヘシ

第二十條 紹介ハ申込ノ順序ニ依ル但シ正當ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一條 紹介ノ申込ハ申込ノ日ヨリ起算シ管海官廳ノ公示スル期間ヲ經過シタルトキハ其ノ効力ヲ失フ

前項ノ期間ハ申込者ニ於テ之ヲ更新スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ申込ノ順序ハ變更セラルルコトナシ
船員職業紹介事業ヲ行フ者ハ申込ノ有効期間満了前ニ於テ申込者ニ對シ期間更新ノ意思ヲ確ムルニ付適當ノ措置ヲ執ルヘシ

第三章 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介

第二十四條 船員職業紹介法附則第三項ノ規定ニ該當スル者(以下單ニ營業者ト稱ス)其ノ業務ヲ繼續セムトスルトキハ船員職業紹介法施行後二月内ニ紹介所ノ所在地ヲ管轄スル逓信局長ニ許可ヲ申請スヘシ
前項許可ノ申請ニ付テハ未成年者ニ在リテハ法定代理人妻ニ在リテハ夫ノ連署ヲ要ス
逓信局長第一項ノ申請ニ基キ許可ヲ與フル場合ニ於テハ之ニ期間ヲ附スヘシ
逓信局長ハ必要ト認ムルトキハ前項ノ期間ヲ延長スルコトヲ得
營業者ハ第二項ノ許可ノ申請ニ對シ許可ノ決定アル

【法例拔萃】

迄其ノ業務ヲ繼續スルコトヲ得

第二十五條 營業者ハ手数料ヲ定メ船員職業紹介法施行後遲滞ナク紹介所ノ所在地ヲ管轄スル逓信局長ニ認可ヲ申請スヘシ

逓信局長必要アリト認ムルトキハ手数料ヲ定メ又ハ其ノ變更ヲ命スルコトアルヘシ

第三十條 有料又ハ營利ヲ目的トスル職業紹介ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除ク外前章ノ規定ヲ準用スル事ヲ得

海事協同會規約

第一條 社團法人日本船主協會、社團法人海員協會及日本海員組合ハ帝國海運ノ健全ナル發達ニ資スルノ目的ヲ以テ海事協同會ヲ設立ス

第二條 本會ハ委員會ノ決議ヲ經テ前條ニ掲クル以外ノ船主又ハ船員ノ團體ヲ本會ニ加盟セシムルコトヲ得

第三條 本會ハ左記事業ヲ行フ

- 一 船員職業紹介
- 二 船員ノ待遇ニ關スル事項ノ協議決定
- 三 船主船員間ノ爭議ノ豫防及調停

【法例 拔萃】

- 四 船員ノ募集及寄宿所ノ經營
- 五 其他第一案ノ目的ヲ達成スル爲必要ナル事業
- 第四條 本會ハ本部ヲ神戸市ニ置ク必要アルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其他ノ地ニ支部ヲ設クルコトヲ得
- 第五條 本會ノ財源ハ會費、寄附金其他雜收入ヲ以テ之ニ充ツ
- 會費ハ船主團體及船員團體(以下双方團體ト稱ス)均等ニ之ヲ負擔ス
- 其ノ額ハ別ニ之ヲ定ム
- 第六條 本會ノ會長ハ双方團體員中ヨリ交互ニ之ヲ任ス
- 會長ハ會ヲ代表シ會務ヲ總轄ス
- 會長ハ各委員會ノ議長トナル會長事故アルトキハ其ノ屬スル團體ノ選出スルモノヲ臨時ニ議長ニ推ス
- 第七條 本會ニ委員會ヲ置キ會長ハ重要ナル會務ヲ審議決定スル爲毎月一回會議ヲ開クコトヲ要ス
- 特別ノ事由ニ依リ會長必要アリト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラス臨時會議ヲ開クコトヲ得、委員四分ノ一以上ヨリ請求アリタルトキハ會長ハ臨時ニ會議

ヲ開クコトヲ要ス

- 第八條 委員ハ双方團體員ヨリ各七名ヲ選任ス
- 委員事故ノ爲會議ニ出席スルコト能ハサルトキ又ハ第六條第三項ノ規定ニ依リ議長トナリタルトキハ其ノ委員ノ屬スル團體ヨリ代理者ヲ出スコトヲ得
- 第九條 委員會ノ議長ハ高級船員又ハ普通船員ノミニ關スル事項其他特種ノ事項ヲ審議セシムル爲小委員會ヲ設クルコトヲ得
- 第十條 委員會ハ双方團體ノ委員各半數以上出席スルニアラサレハ議事ヲ行フコトヲ得ス出席セル双方團體ノ委員各半數以上ノ多數ヲ得ルニアラサレハ決議ヲ爲スコトヲ得ス
- 議長ハ表決ニ加ラス
- 第十一條 議事ニ付可否決定セサルトキハ双方團體ノ協定ニ依リ選任シタル仲裁人ニ之ヲ附託スルモノトス
- 第十二條 双方團體ノ間又ハ船主團體員タル船主ト船員團體若クハ船員團體ニ屬スル船員トノ間ニ於ケル爭議ハ委員會ニ附議スルコトヲ要ス委員會ノ決議ノ

- 成立又ハ不成立ニ至ル迄ハ船主ハ爭議ニ關係アル船員ノ雇止ヲ爲サス又船員團體ハ同盟罷業ヲ行ハス且爭議ニ關係アル船員ヲシテ怠業其ノ他故意ニ相手方ノ利益ヲ害スヘキ行動ニ出テシメサルヘシ
- 第十三條 會長ハ委員會ノ決議ヲ經テ双方團體ノ委員中ヨリ各一名ノ幹事ヲ指名シ會務ヲ處理セシム
- 會長ハ委員會ノ決議ヲ經テ書記其ノ他事務員ヲ任命シ會務ニ從事セシムルコトヲ得
- 第十四條 本會ニ會計監査員ヲ置キ本會ノ會計ヲ監査セシム
- 會計監査員ノ委員會ノ決議ヲ經テ双方團體ヨリ各一名ヲ選任ス
- 第十五條 本會ハ神戸ニ船員職業紹介所ヲ設ク必要アルトキハ委員會ノ決議ヲ經テ其ノ他ノ地ニ之ヲ設クルコトヲ得
- 會長ハ委員會ノ決議ヲ經テ船員職業紹介所ノ職員ヲ任免ス
- 第十六條 會長、委員、幹事及會計監査員ノ任期ハ各一年トシ決算委員會ニ於テ事務ノ引繼ヲナス但シ補

【法例 拔萃】

一年トシ決算委員會ニ於テ事務ノ引繼ヲナス但シ補

- 欠ノ爲就任シタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 第十七條 本會ノ事業年度ハ四月一日ヨリ翌年三月三十一日迄トス
- 會長ハ各期末ニ於テ事業報告書及收支計算書ヲ製作シ五月中ニ決算委員會ヲ召集シテ其ノ承認ヲ受クヘシ
- 第十八條 本規約ハ委員全部ノ同意アルニ非サレハ之ヲ變更ヲナスコトヲ得ス
- 第十九條 本規約ノ實行ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム

附 則 海事協同會船員職業紹介規則

(昭和五年十一月改正)

- 第一條 海事協同會船員職業紹介所ハ法令ノ定ムル處ニ據リ無料ニテ船員ノ職業紹介ヲ爲ス
- 但シ求職者呼出ノ爲ニ特ニ要シタル使賃、電信料ハ求職者ヨリ又求職者乗船ノ爲ニ要シタル電信料、船車馬賃、宿泊料、食料其ノ他必要ノ實費ハ求人者ヨ

【法例 拔萃】

リ其ノ償還ヲ受クルモノトス
體格検査及健康證明書ニ要シタル實費ハ求人者又ハ
本會ノ負擔トス

第二條 第一條但書ノ求職者呼出ノ爲ニ特ニ要シタル
使賃、電信料ハ本人不在ノ場合又ハ求人者若ハ求職
者ノ意思ニ因ラスシテ紹介成立セサル場合ニ限り本
會ノ負擔トス

第三條 第一條ノ紹介所ハ本會規約第十五條ノ規定ニ
依リ必要ノ地ニ之ヲ設ケ各紹介所ニ所長一名所員若
千名ヲ置ク

各紹介所長ハ幹事ノ命ヲ受ケ紹介事務ヲ取扱フ
第三條ノ二 船員職業紹介所從業者證票ハ紹介所長之
カ保管ノ責ニ任シ常ニ其ノ取扱ニ注意スヘシ

第三條ノ三 船員職業紹介所從業者證票ヲ滅失若ハ毀
損シタルトキ又ハ其ノ書換ヲ要スルトキハ紹介所長
ハ其ノ事由ヲ具シ本部ニ報告スヘシ

第四條 紹介ノ取扱ハ求人者及求職者各職業別ノ申込
順ニ依ル但シ正當ノ理由アル場合ハ申込順ニ依ラサ

ルコトヲ得

第五條 紹介事務ノ取扱及整理手續ハ船員職業紹介法
施行規則ノ定ムル處ニ據ル

第六條 紹介所長ハ求人者又ハ求職ノ紹介申込ニ接シタ
ルトキハ成規ノ票ニ必要事項ヲ記入シ迅速正確且親
切ニ之ニ應スヘキモノトス

第六條ノ二 紹介所長ハ船員職業紹介法施行規則第二
十一條ニ依ル管海官廳ノ公示スル紹介申込ノ有效期
間ヲ紹介所内ニ掲示スヘシ右期間變更サレタル場合
亦同シ

第六條ノ三 紹介ノ申込者ハ申込ノ有効期間満了前一
ケ月以内ニ限り期間ノ更新ヲ爲スコトヲ得

第六條ノ四 紹介所長ハ申込ノ有効期間満了ノ日ヨリ
十五日前申込者ニ對シ漏レナク文書又ハ口頭ヲ以テ
期間更新ノ意思アリヤ否ヲ照會スヘシ但シ前項ノ規
定ニ依リ期間更新ノ意思ヲ表示シタル者ニ付テハ此
ノ限ニアラス

第六條ノ五 前項ノ照會ニ對シ申込ノ有効期間満了ノ
日迄ニ回答ナキ者ハ其ノ申込ノ效力ヲ失フモノトス

第七條 求人者又ハ求職者ニ於テ其ノ申込ヲ取消スカ
又ハ變更シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ當該紹介所ニ告
知スルモノトス

此ノ場合ニ於ケル第一條但書所定ノ實費ハ取消シ又
ハ變更シタル者ノ負擔トス

第七條ノ二 二箇以上ノ紹介所ニ紹介ノ申込ヲ爲ス者
ハ當該紹介所ニ對シ夫々其ノ旨ヲ申出ツヘシ

紹介所長ハ前項ニ依ル紹介ノ申込ヲ爲シタル者ニシ
テ其ノ後申込ヲ取消シ又ハ紹介成立シタルトキハ直
ニ其ノ旨ヲ他ノ關係紹介所ニ通知スヘシ

第八條 求職船員ハ別ニ定ムル履歷書用紙ニ規定ノ事
項ヲ記入シ紹介所ニ提出スヘシ但シ船員手帖ヲ提出
シタル者ニ付テハ此ノ限ニアラス

第九條 紹介所長ハ求職者ノ提供シタル船員手帖カ本
人ノ所有ニ相違ナキコト及其ノ返還ヲ受クル者カ正
當ノ所有者又ハ其ノ代理人ナルコトヲ確ムルコトヲ
要ス

第九條ノ二 紹介所長ハ其ノ保管ニ係ル船員手帖ノ授
受ヲ明カニスル爲適當ノ措置ヲ執ルヘシ

【法例 拔萃】

第十條 求職者カ提供シタル船員手帖ニ付不正ノ事實
ヲ發見シタルトキハ直ニ紹介ヲ停止シ且其ノ事情ヲ
調査シ必要ニ應シ相當手續ヲ爲スコトアルヘシ

第十一條 求職普通船員ハ紹介當時本會指定醫師ノ體
格検査ニ合格シタル者ニ限ル但シ事情已ムヲ得サル
トキハ此ノ限ニアラス

第十二條 紹介所長ハ求職者ニ對シ紹介スヘキ職務履
歷條件及船内ノ秩序其ノ他船内勞働ニ必要ナル事項
ヲ説明シ完全ナル諒解ヲ求ムルコトヲ要ス

第十三條 求職者ノ都合ニ依リ順位ノ紹介ニ應セサル
トキ又ハ指定日時ニ乗船セサルトキハ紹介ノ順位ヲ
最下位迄繰下クルコトアルヘシ

第十四條 紹介ニ從事スル者ハ本規則所定實費ノ償還
ヲ受クルノ外求人者又ハ求職者ト金品ノ授受貸借ヲ
爲シ、求人者又ハ求職者ニ代リ金品ヲ授受シ又ハ求
職者ノ所持スル物品ヲ買受ケ、擔保トシテ受取り若
ハ質入賣却ノ周旋ヲ爲シ、饜應ヲ受クル等苟モ自己
ノ利益トナルヘキ要求若ハ約束ヲ爲スコトヲ得ス

水 先 法

【法例拔萃】

- 第一條 水先人ハ水先免狀ヲ有スルコトヲ要ス（年齢滿二十三年以上滿六十年以下）
- 第六條 水先人其ノ業務ニ従事スル爲水先船ニ乗込ミタルトキハ晝間ニ在リテハ水先旗ヲ掲揚シ夜間ニ在リテハ海上衝突豫防法第八條ノ規定ニ依ルヘシ
- 第七條 水先人ヲ要招セントスルトキハ船長ハ水先信號ヲ爲スヘシ
- 第十八條 主務大臣ハ水先區ヲ指定シテ水先人ノ員數ヲ制限シ水先人組合ヲ設ケシメ又ハ水先船ノ免狀及艤裝ニ關シ必要ナル規定ヲ設クルコトヲ得
- 第二十一條 水先人ノ懲戒ニ關シ此ノ法律ニ規定ナキモノニ付テハ海員懲戒法ノ規定ヲ準用ス

水先法施行細則

- 第一條 水先人試験ニ合格シタル者ハ試験ヲ行ヒタル管海官廳ヲ經由シ水先區ノ名稱、本籍地、出生ノ年月日及合格ノ年月日ヲ記載シタル書面ヲ逕信省ニ差出シテ登錄ヲ申請スヘシ
- 第六條 逕信省ニ於テ前條ノ申請ヲ正當ナリト認ムルトキハ登錄ヲ爲ス逕信省ハ左ノ場合ニ於テハ抹消ノ

登錄ヲ爲ス

- 一 抹消ノ登錄ヲ申請スヘキ場合ニ於テ規定ノ期間内ニ之ヲ爲サ、ルトキ
- 二 詐欺ノ所爲ヲ以テ水先免狀ヲ受ケタルコト發覺シタルトキ
- 三 海員審判所ニ於テ水先免狀ヲ無効ト爲シタルトキ
- 四 水先免狀ノ水先區カ新ニ授與スル水先免狀ノ水先區ニ包含セラル、ニ至リタルトキ
- 第十三條 水先區ヲ甲乙ノ二種ニ分ツ
- 甲種水先區ハ左ノ十區トス
 - 一 東京灣水先區 安房國洲ノ埼ヨリ相模國城ケ島西端ヲ經テ諸磯埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 二 隅田川水先區 武藏國品川舊第三砲臺ヨリ品川掛燈浮標ヲ經テ洲埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 三 和泉灘水先區 紀伊國田倉埼ヨリ淡路國生石鼻ニ引キタル線及淡路國江埼ヨリ播磨國明石川口ノ西岸ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
 - 四 内海水先區 紀伊國田倉埼ヨリ淡路國生石鼻ニ引キタル線、淡路國湖埼ヨリ阿波國大磯埼ニ引キ

- タル線、伊豫國佐田岬ヨリ高島ヲ經テ豊後國地藏埼ニ引キタル線及長門國網代埼ヨリ筑前國岩屋埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 五 下關水先區 豊前國部埼ヨリ北東ニ引キタル線及筑前國岩屋埼ヨリ長門國網代埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 六 長崎港水先區 肥前國福田埼ヨリ伊王島北端ニ引キタル線及同國沖ノ島南端ヨリ香燒島南端ヲ經テ深堀ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 七 島原海灣水先區 肥前國國埼ヨリ肥後國鶴瀨埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トシ三角港ヲ包含セシム
- 八 函館港水先區 渡島國尾花岬ヨリ葛登支岬ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 九 室蘭港水先區 膽振國エンルム埼ヨリ大黒島ヲ經テホテイシ埼ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 十 小樽港水先區 後志國平磯岬ヨリカヤシバ岬ニ引キタル線ヲ以テ境界トス
- 十一 東京灣及三重縣四日市並ニ名古屋兩港ノ水先區ヲ昭和六年二月指定サレタカ區域詳細ハ省畧ス
- 乙種水先區ハ左ノ一區トス

【法例拔萃】

- 伏木港水先區 越中國伏木港燈臺ヲ中心トシテ一海里半ノ半徑ヲ有スル圓圈ノ一弧ヲ以テ境界トス
- 第十四條 水先案内料ハ總噸數千噸又ハ千噸未滿ニシテ吃水十呎又ハ十呎未滿ノ船舶ニ付キテハ第一號表ニ定ムル所ニ依リ總噸數千噸若ハ千噸未滿又ハ吃水一呎若ハ一呎未滿ヲ増ス毎ニ同表ニ定ムル額ニ百分ノ六ヲ加フ
- 第十五條 前條ニ於テ吃水ト稱スルハ各水先區ニ付キ水先人水路ヲ嚮導スル爲メ船舶ニ乗込ミタルトキヨリ其嚮導ヲ終ルマテノ間ニ於テ船首又ハ船尾ノ有シタル最深ノ吃水ヲ謂フ
- 第三十九條 水先組合ハ當該水先區ノ水先人ヲ以テ組合員トス但二區以上ノ水先免狀ヲ有スル者ハ專屬水先區ノ組合員トス
- 第四十六條 水先人組合ニ組合長一名ヲ置クヘシ
- 水先人組合ニ組合副長又ハ其他ノ役員ヲ置クコトヲ得
- 組合長其他組合ノ役員ハ組合員ノ選舉ニ依リ上任シ其任期ハ三年以内トス
- 組合長組合副長ノ内一人ニ組合員以外ノ者ヲ選舉ス

【法例拔萃】

ルコトヲ得
第六十條 水先人水先區ニ於テ左ノ事項アルコトヲ認
メタルトキハ直ニ其狀況ヲ遞信省ニ報告スヘシ
一 航路、航路標識ニ異變アルコト
二 航路ノ妨害トナルヘキモノ存在スルコト
三 其他航行上危險ノ虞アル事實アルコト
第一號表

水先區		航路	汽船水先 案内料
東京灣水先區境界線・横濱錨地間		東京灣水先區境界線・隅田川水先區境界線間	四〇
東京灣水先區境界線・隅田川水先區境界線間		東京灣水先區境界線・隅田川錨地間	三〇
横濱錨地・隅田川錨地間		隅田川水先區境界線・隅田川錨地間	三〇

室蘭港	函館港	島原海灣				長崎港	下關		
水先區境界線・港内錨地間	水先區境界線・港内錨地間	水先區境界線・住ノ江錨地間	水先區境界線・三池錨地間	水先區境界線・三角錨地間	水先區境界線・口ノ津錨地間	水先區境界線・港内錨地間	豐後水道北口・神戸錨地間	豐後水道北口・下關水先區東境界線間	下關水先區西境界線・下關水先區東境界線間
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	一〇〇	三〇	五〇

【法例拔萃】

和泉・灘・内海及	
友ヶ島水道・神戸錨地間	三五
友ヶ島水道・大阪錨地間	四〇
神戸錨地・大阪錨地間	三〇
神戸錨地・門司若ハ下關錨地間	三〇
神戸錨地・内海水先區西境界線間	一〇〇
神戸錨地・若松錨地間	一〇〇
門司、下關、若松錨地・下關水先區西境界線間	三〇
門司、下關錨地・若松錨地間	五〇
門司、下關錨地・下關水先區東境界線間	三〇
下關水先區東境界線・若松錨地間	五〇

小樽港	水先區境界線・港内錨地間	三〇
伏木港	水先區境界線・港内錨地間	六〇

備考

帆船水先案内料ハ當該航路ニ於ケル汽船水先案内料ニ其ノ百分ノ八十ヲ加ヘタル額トス但シ機關ヲ有スル帆船ニ在リテ機關ヲ使用スルトキハ帆船水先案内料ノ範圍内ニ於テ船長ト協定スヘシ

海員懲戒法

第一條 海技免狀ヲ受有スル者其ノ職務ヲ行フニ當リ左ノ事項ニ該當スルトキハ海員審判所ノ裁決ヲ以テ懲戒ヲ加フヘシ
一 正當ノ理由ナクシテ其ノ船舶ヲ放棄シタルトキ
二 過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ自他ノ船舶ヲ問ハス之ニ損害ヲ加ヘ若ハ之ヲ沈没セシメタルトキ
三 過失懈怠又ハ不當ノ所爲ニ因リ人ヲ殺傷シタルトキ

【法例拔萃】

- 四、海難ニ罹リ其ノ船舶又ハ船客乗組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡ササルトキ
- 五、海難ニ罹リタル船舶アルコトヲ認メ正當ノ理由ナクシテ其ノ船舶又ハ船客乗組員ヲ救助スルノ方法ヲ盡ササルトキ
- 六、職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リタルトキ
- 七、亂銘粗暴其ノ他ノ失行アリタルトキ
- 第二條 懲戒ハ左ノ三種トス
 - 一、免狀行使ノ禁止
 - 二、免狀行使ノ停止
 - 三、譴責
- 第三條 前條懲戒ノ適用ハ所爲ノ輕重ニ從ヒ海員審判所之ヲ定ム
- 第四條 免狀行使ノ停止ハ一ヶ月以上三年以下トス
- 第七條 海員審判所ノ審判ニ關シ此法律ニ規定ナキモノニ付テハ刑事訴訟法ノ規定ヲ準用ス
- 第八條 海員審判所ハ地方海員審判所及高等海員審判所ノ二トス
- 第三十九條 理事官及被審人ハ地方海員審判所ノ裁決ニ對シ高等海員審判所ニ控告スルコトヲ得

審判所管轄區域

名稱	位置	管轄區域
東京地方 海員審判所	東京市	東京府、神奈川縣、新瀉縣、埼玉縣、群馬縣、千葉縣、茨城縣、栃木縣、三重縣、愛知縣、靜岡縣、山梨縣、岐阜縣、長野縣、宮城縣、福島縣、岩手縣、山形縣
大阪地方 海員審判所	大阪市	大阪府、京都府、兵庫縣、奈良縣、滋賀縣、福井縣、石川縣、富山縣、鳥取縣、島根縣、岡山縣、廣島縣、和歌山縣、德島縣、香川縣、愛媛縣、高知縣
門司地方 海員審判所	門司市	山口縣、長崎縣、福岡縣、大分縣、佐賀縣、熊本縣、宮崎縣、鹿兒島縣、沖繩縣
函館地方 海員審判所	函館市	北海道、青森縣、秋田縣

海上衝突豫防法

- 本法ハ海洋ト海洋接續ノ場所トヲ間ハス凡ソ航洋船ノ運航シ得ヘキ水上ニ於ケル船舶ニ適用ス
- 本法中汽船ト雖モ帆ヲ以テ運轉シ汽力ヲ用ヒサルトキハ帆船ト看做シ汽力ヲ用フルトキハ帆ヲ用ウルト用ヒサルトノ別ナク汽船ト看做スヘシ
- 本法中汽船トハ凡ソ機關ノ作用ニ因テ運轉スル船舶ヲ謂フ
- 本法中船舶航行中トハ碇泊若ハ繫留又ハ坐礁、膠沙ニ非サル場合ヲ謂フ
- 船 燈
- 本法中船燈ニ關シテ見得トハ晴天ノ暗夜ニ於テ認メ得ルヲ謂フ
- 第一條 船燈ニ關スル規定ハ天氣ノ如何ニ關セス日没ヨリ日出マテ必ス遵守スヘシ此ノ時間中ハ本法ニ定メタル船燈ノ外之ニ紛レ易キ燈ヲ掲クヘカラス
- 第二條 汽船ハ航行中必ス左ノ燈ヲ掲クヘシ
- (中 略)
- 第三條 汽船他船ヲ曳キテ航行スルトキハ兩舷燈ヲ掲

【法例拔萃】

クルノ外ニ白燈二箇ヲ上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ連掲スヘシ

- 第四條 事變ノ爲運轉自由ヲ得サル船舶ハ夜間ニアリテハ第二條第一項ニ規定シタル白燈ト同一ノ高サニ於テ最モ見易キ所ニ(汽船ナレハ其ノ白燈ノ代リニ)二箇ノ紅燈ヲ上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ連掲スヘシ此ノ紅燈ハ周圍少クモ二海里ノ距離ヨリ見得ヘキモノタルヲ要ス又晝間ニアリテハ最モ見易キ所ニ直徑二尺ノ黑珠若ハ黑色ノ形象二個ヲ上下ニ少クモ六尺ヲ隔テ連掲スヘシ
- 第十條 他船ニ追越サレントスル船舶ハ他船ニ向ケテ尾ヨリ白燈ヲ表示シ又ハ閃火ヲ發スヘシ
- 第十二條 汽船他船ノ注意ヲ喚起スル爲必要ナリトスルトキハ本法ニ規定シタル船燈ノ外尙閃火ヲ發シ又ハ難船信號ト混同セサル爆裂信號ヲ發スルヲ得
- 霧 中 信 號
- 第十五條 航行中ノ船舶ニ關シ本條ニ規定シタル信號ヲ爲スニハ左ノ信號器ヲ用ウヘシ
- 霧中降雪其他暴雨中ハ晝夜ノ別ナク左ノ各項ニ規定シタル信號ヲ爲スヘシ

【法例拔萃】

一、汽船航行中ハ二分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ長聲ヲ一發スヘシ

二、汽船航行中運轉ヲ止メテ速力ヲ有タサルトキハ二分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ長聲ヲ二發スヘシ但シ其ノ二發ノ間隙ハ大約一秒時タルヲ要ス

三、帆船航行中ハ一分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ右舷開ナレハ一聲ヲ發シ左舷開ナレハ二聲ヲ連發シ船ノ正横後ニ風ヲ受ケタルトキハ三聲ヲ連發スヘシ

四、船舶碇泊中ハ一分時ヨリ多カラサル間隙ヲ以テ大約五秒時間劇シク號鐘ヲ鳴ラスヘシ

航 方

第十八條 二艘ノ汽船正シク眞向又ハ幾ント眞向ニ行逢フテ衝突ノ虞アルトキハ兩船トモ鉞路ヲ右舷ニ轉シ互ニ他船ノ左舷ノ方ヲ行過スヘシ

本條ハ兩船正シク眞向又ハ幾ント眞向ニ行逢フテ衝突ノ虞アルトキニ限り適用スヘシ兩船各々其ノ鉞路ヲ保チテ互ニ替リ行クトキニハ適用スヘカラス

本條ヲ適用スヘキ場合ハ兩船トモ正シク眞向又ハ

幾ント眞向ニ行逢ヒタルトキ即チ晝間ニアリテハ我船ノ橋ト他船ノ橋ト一直線又ハ幾ント一直線ニ見ユルトキ夜間ニアリテハ互ニ他船ノ兩舷燈ヲ見ルトキニ限ルヘシ

本條ハ晝間他船ノ我鉞路ヲ横切リテ我船ノ前面ニ見ユルトキ又ハ夜間我船ノ紅燈他船ノ紅燈ニ對シ或ハ我船ノ綠燈他船ノ綠燈ニ對スルトキ又ハ我船ノ前面ニ綠燈ヲ見スシテ紅燈ヲ見或ハ紅燈ヲ見スシテ綠燈ヲ見ルトキ又ハ綠紅ノ兩燈ヲ我船ノ前面ヨリ他ノ位置ニ見ルトキハ適用スヘカラス

第十九條 二艘ノ汽船互ニ航路ヲ横切リ衝突ノ虞アルトキハ他船ヲ右舷ニ見ル船ヨリ他船ノ航路ヲ避クヘシ

第二十三條 本法航方ニ依リ他船ノ航路ヲ避クヘキ汽船ハ他船ニ近寄りタルトキ時宜ニ應シテ速力ヲ緩メ若ハ運轉ヲ止メ又ハ後退スヘシ

第二十五條 汽船狹隘ノ水道ニ於テ無難ニ通航シ得ルトキハ其ノ中流ノ右側即チ本船ノ右舷ニ當ル方ヲ航行スヘシ

航 路 信 號

第二十八條 航行中ノ汽船他船ニ近寄り鉞路ヲ變セんとスルトキ汽笛若ハ汽角ヲ以テ左ノ信號ヲ爲シ他船ニ我船ノ鉞路ヲ通知スヘシ

短聲一發 我船鉞路ヲ右舷ニ取ル

短聲二發 我船鉞路ヲ左舷ニ取ル

短聲三發 我船全速力ニテ後退ス

特 例

第三十條 本法ハ行政官廳ニ於テ規定シタル港、川其他内海ノ運航ニ關スル特別規則ノ施行ヲ妨ケス

難 船 信 號

第三十一條 危難ニ罹リテ他船又ハ陸地ヨリ救助ヲ要スル船舶ハ左ノ信號ヲ同時又ハ別々ニ使用スヘシ

一、晝間信號

二、夜間信號

船舶通報規則 (昭和六年七月一日改正)

第一條 船舶通報ヲ別チ左ノ三種トス

一、通過 報

【法例拔萃】

二、信 號 報

三、海 難 報

第三條ノ二 海難報トハ特ニ指定スル電信局所ニ於テ船舶ノ遭難又ハ航行ノ安全ニ關スル無線電信又ハ無線電話ニ依ル通信(特定人ニ宛ツルモノヲ除ク)ニ依リ知得シタル船舶ノ遭難、委棄又ハ漂流ニ關スル左ノ事項ヲ和文電報ヲ以テ請求者ニ通知スルモノヲ謂フ

- 一、船名 必要アルトキハ船舶ノ種類國籍又ハ所有者名ヲ附記ス
- 二、災厄ノ日時 遭難ノ日時又ハ遭難、委棄若ハ漂流ノ事實ヲ知得シタル日時
- 三、船舶ノ位置
- 四、災厄ノ狀況 遭難、委棄又ハ漂流ノ別及其ノ狀況

第十九條 第一項及第二十三條中「船舶通報」ヲ「通過報」又ハ信號法ニ改ム

第十九條ノ二 海難報ノ取扱ヲ望ム者ハ左ノ事項ヲ記載シタル請求書ヲ其ノ電報ヲ配達スヘキ電信局所ニ

【法例抜萃】

差出スヘシ

- 一、船名 他ニ同一名稱ノ船舶アルトキハ無線電信ノ呼出符號又ハ信號符字ヲ添記スヘシ
- 二、國籍
- 三、船舶所有者名
- 四、發信電信局所名
- 五、請求者ノ住所氏名

第十九條ノ三 第十條ノ規定ハ海難報ニ之ヲ準用ス
 第十九條ノ四 海難報ノ料金ハ電報ノ字數ニ應シ一船私報ノ料金ヲ課ス

前項ノ料金ハ配達ノ際受信者ヨリ之ヲ徵收ス

第十九條ノ五 電信局所ニ於テ第三條ノ二各號ノ事項中知得シ得サルモノアルトキハ當該事項ノ通報ヲ爲サス又ハ海難報ヲ發セサルコトアルヘシ

第二十一條第一項中「異動ヲ生シタルトキ」ノ下ニ「又ハ船舶通報ノ請求者其ノ取扱ヲ罷メムトスルトキ」ヲ加フ

(改正の要旨)

一、海難報は船舶の遭難(S.O.S) 又は航行の安

全(T.T.T)に關する通關により知りたる船舶の

遭難委棄又は漂流の狀況及其の船名、日時位置を和文電報に依り請求者に通知する

二、海難報の料金は一般電報の私報の料金と同様字數に應じて徵收する、尙海難報の取扱を請求するときは其の登記料として二圓(年額)を納付することを要する

三、海難報の取扱を望む者は配達を受持つ電信局に對し豫め左記の事項を記載した請求書を差出し其の登記を受ければよい(一)船舶の名稱(二)船舶の國籍(三)船舶の所有者名(四)海難報發信無線電信局名請求者の住所氏名

四、海難報の取扱を受くる船舶は、種類國籍等の如何を問はず請求者の希望したる船舶に對して其の取扱をする

五、海難報を發信する沿岸の無線電信局は差向き左の十八ヶ局中より請求者に於て必要と認むるものを指定すればよいのであつて其の數には別段制限がない

海難報發信無線電信局名

(内地) 落石、函館、銚子、若狭岬、下井津、角島
 大潮崎

(朝鮮) 京城、釜山、木浦、鎮南浦、清津

(臺灣) 基隆、鶯鑾鼻、花蓮港、臺東

(樺太) 大泊

船舶通報事務取扱燈臺

- 犬吠崎 下總國犬吠崎
- 稚内 北見國野寒岬
- 劔崎 東京海灣劔崎
- 金華山 陸前國金華山ノ南東端
- 尻屋崎 津輕海峽ノ東口
- 神崎 對馬國南端
- 六連島 下關海峽西口六連島(夜間ハ取扱ハス)
- 佐多岬 大隅國南端小岩島
- 大角鼻 讚岐國小豆島ノ南東端大角鼻
- 絶影島 朝鮮絶影島(夜間ハ取扱ハス)
- 神威岬 後志國神威岬(夜間ハ取扱ハス)

【法例抜萃】

小 青 島 朝鮮黃海道大靑群島(夜間ハ取扱ハス)

潮 岬 紀伊國潮岬

大 瀬 崎 五島列島福江島ノ南西端

日ノ御崎 紀伊水道東側日ノ御崎

西能登呂岬 樺太西能登呂岬

鶯鑾鼻 臺灣南端(夜間ハ取扱ハス)

神 島 志摩國伊良湖水道神島ノ北東端(夜間ハ取扱ハス)

港 門 島 朝鮮全羅南道所安群島

(夜間ハ取扱ハス)

信號所設置場所

- 遞信省告示ニ基キ船舶通航並ニ潮流ノ信號所ノ設置場所ハ左ノ如シ
- | | |
|---------|-----------|
| 設置場所 | 信號ノ種類 |
| 下關海峽部崎 | 船舶通航及潮流信號 |
| 臺 場 鼻 | 同 |
| 火ノ山下 | 船舶通過信號 |
| 赤 阪 | 同 |
| 來島海峽中渡島 | 潮流信號 |

【法例拔萃】

内海三原瀬戸大濱崎 船舶通航及潮流信號
高根島 同

開港港則

第一條 左ニ記載スル外國通商ヲ許シタル諸港ノ境界ハ左ノ如ク定ム(港ノ境界詳細ハ省略)

神戸、横濱、新潟、夷港、大阪、長崎、函館、清水、武豊、名古屋、四日市、糸崎、徳山、今治、下關、門司、若松、博多、唐津、住ノ江、口ノ津、三池、三角、鹿兒島、嚴原、佐須奈、鹿見、那覇、濱田、境、宮津、敦賀、七尾、伏木、青森、小樽、根室、釧路、室蘭、大泊、真岡

第二條 各船舶ハ入港スルニ當リ其國旗及信號符字ヲ掲クヘシ定期郵便船ハ會社旗ヲ以テ信號符字ニ代用スルコトヲ得

右國旗及信號符字又ハ會社旗ハ船舶ノ着港ヲ港長ニ届出タル後ニアラサレハ之ヲ引下スヘカラス

着港届ハ日曜及大祭日ヲ除ク外二十四時間内ニ之ヲ差出スヘシ但着港届ヲ差出シタル後ニアラサレハ如

トシテ櫓權ヲ以テ運轉スル舟ニハ之ヲ適用セス

第五百四十條 船舶所有者ハ特定法ノ定ムル所ニ從ヒ

登記ヲ爲シ且船舶國籍證書ヲ請受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ總噸數二十噸未滿又ハ積石數二百石未滿ノ船舶ニハ之ヲ適用セス

第五百四十三條 差押又ハ假差押ハ發航ノ準備ヲ終リ

タル船舶ニ對シテハ之ヲ爲スコトヲ得ス但其船舶カ

發航ヲ爲ス爲ニ生シタル債務ニ付テハ此限りニ在ラ

ス

第五百五十七條 船舶ノ賃借人カ商行爲ヲ爲ス目的ヲ

以テ其船舶ヲ航海ノ用ニ供シタルトキハ其利用ニ關

スル事項ニ付テハ第三者ニ對シテ船舶所有者ト同一

ノ權利義務ヲ有ス

第五百五十八條 船長ハ其職務ヲ行フニ付注意ヲ怠ラ

サリシコトヲ證明スルニ非ラサレハ船舶所有者、備

船者、荷送人其他ノ利害關係人ニ對シテ損害賠償ノ

責ヲ免ル、コトヲ得ス

第五百六十四條 船長ハ航海ノ準備ヲ終リタルトキハ

【法例拔萃】

何ナル船舶タリトモ稅關手續ヲ與ヘサルモノトス

第三條 各船長ハ其着港ニ際シ自由交通ノ許可ヲ受クルマテハ其船舶ト他ノ船舶或ハ陸地トノ間ニ於ケル一切ノ交通ヲ差止ムヘシ

第十一條 船舶カ港界内ニ於テ火ヲ失シタルトキハ救援ノ來ルマテ船鐘ヲ打鳴スヘシ且日出ト日没ノ間ニハNMノ信號ヲ掲ケ日没ト日出ノ間ニハ斷エス紅燈ヲ上下スヘシ

警察官ノ救援ヲ要スルトキハ日没ト日出ノ間ニハCノ信號ヲ掲ケ日没ト日出ノ間ニハ藍火若ハ閃火ヲ示スヘシ

海商法

商法第五編拔萃

船舶及ヒ船舶所有者

第五百三十八條 本法ニ於テ船舶トハ商行爲ヲ爲ス目的ヲ以テ航海ノ用ニ供スルモノヲ謂フ

本編ノ規定ハ端舟其他櫓權ノミヲ以テ運轉シ又ハ主

遲滯ナク發航ヲ爲シ且必要アル場合ヲ除ク外豫定ノ航路ヲ變更セスシテ到達港マテ航行スルコトヲ要ス

第五百六十六條 船舶港外ニ於テハ船長ハ航海ノ爲ニ

必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

船舶港ニ於テハ船長ハ特ニ委任ヲ受ケタル場合ヲ除

ク外海員ノ雇入及ヒ雇止ヲ爲ス權限ノミヲ有ス

海員

第五百七十六條 海員ハ其雇入ノ手續カ終リタルトキ

ハ船長ノ指定シタル時ニ於テ船舶ニ乗込ムコトヲ要

ス

海員ハ船長ノ許可ヲ得ルニ非サレハ其乗込ミタル船

舶ヲ去ルコトヲ得ス

第五百七十七條 海員ノ服役中ノ食料ハ船舶所有者ノ

負擔トス

第五百八十一條 左ノ場合ニ於テハ船長ハ海員ヲ雇止

ムルコトヲ得

一、發航前海員カ其職務ニ不適任ナルコトヲ認メタルトキ

【法例拔萃】

- 二、海員カ著シク其職務ヲ怠リ又ハ其職務ニ關シ之ニ重大ナル過失アリタルトキ
- 三、海員カ禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルトキ
- 四、海員カ疾病ニ罹リ又傷痍ヲ受ケ其職務ニ堪エサルニ至リタルトキ
- 五、不可抗力ニ因リ發航ヲ爲シ又ハ航海ヲ繼續スルコト能ハサルニ至リタルトキ前項第一號乃至第三號ノ場合ニ於テハ海員ハ其服役シタル期間ニ對スル給料ヲ請求スルコトヲ得
- 第一項第四號及ヒ第五號ノ場合ニ於テハ海員ハ其雇止ノ日マテノ給料及ヒ雇入港マテノ送還ヲ請求スルコトヲ得但第四號ノ場合ニ於テ海員ニ過失アルトキハ前項ノ規定ヲ準用ス
- 第五百八十五條 海員ノ雇入期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス若シ之ヨリ長キ期間ヲ以テ海員ヲ雇入タルトキハ其期間ハ之ヲ一年ニ短縮ス

船舶無線電信施設法

第一條 左ノ各號ノ一ニ該當スル日本船舶ハ無線電信

ノ施設ナクシテ遠洋航路又ハ近海航路ニ於テ之ヲ航行セシムルコトヲ得ス但シ航海ノ目的其他ノ事情ニ依リ已ムコトヲ得スト認メラル、トキハ主務大臣ハ期間ヲ指定シ其ノ施設ナクシテ之ヲ航行ノ用ニ供セシムルコトヲ得

一、總噸數二千噸以上ノ船舶

二、五十人以上ノ人員ヲ搭載スル船舶

前項第二號ノ人員ハ旅客ニ付テハ旅客定員ニ依リ之ヲ算定ス

傷病船員ノ補充、海難救助其ノ他已ムコトヲ得サル事由ニ因リ臨時ニ搭載シタル人員ハ之ヲ第一項第二號ノ人員中ニ算入セス

第二條 當該官吏ハ無線電信施設ノ検査ヲ行フ爲必要アルトキハ何時ニテモ船舶ニ臨檢シ又ハ其ノ航行ノ停止ヲ命スルコトヲ得

第六條 本法ハ日本船舶ニ非ラサル船舶ニシテ本法施行地内ノ港ニ出入スルモノニ之ヲ準用ス

貿易及荷動

重要輸出入番附

Table with multiple columns for '輸入' (Import) and '輸出' (Export). It lists various commodities like cotton, oil, and machinery, along with their values and specific categories.

貿易

貿易及荷動

索引

- 一重要品輸出入番附...
一輸出重要品累年比較...
一對外國貿易表...
一輸出入貿易船國別表...
一主要港貿易順位比較...
一五港入港船舶...
一一九三一年度世界貿易大勢...
一日英米外國貿易月報...
一海運關係國際收支...
一各國貿易外收支...
一世界各國小麥產額...
一世界砂糖主要產地別...
一各國棉花產額...
一同消費高...
一米材輸入趨勢...
一六年度北洋材積取成績...
一六年度內國炭移送地方別表...
一六年度豆粕輸入狀況...
一六年度輸入炭國別表...

【貿易及荷動】

輸出入重要品累年比較

(單位千圓)

品名	輸出			輸入		
	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和四年	昭和五年	昭和六年
生絲	七六、〇六五	四六、六四六	三五五、三九三	三六、一七五	三六、一七五	三九六、二七三
綿織物	二六、七三三	一五、〇三三	八、五二〇	一五八、八七〇	九三、六〇八	四八、〇三三
綿織物	四三、七〇六	六五、七七五	一九八、七三一	一〇、八二六	八五、七四	一三、六四一
莫大小製品	三、七七一	二、七八三	二、一七五	三、一三七	二五、九七三	一五、六〇三
石炭	二九、九七五	二六、七三四	一四、八六二	七、七二五	四九、七四	三、七〇九
精製糖	二、〇三七	八、三八七	八、三三三	三、七七一	一九、九四〇	六、九七一
製茶	三、九六三	二、七七一	一九、三〇七	一、九四〇	一、四四四	三、九三三
陶磁器	二、一四八	四、六三三	九、九五三	七〇、八九一	四、五〇九	九、九五三
木器	二、九九八	六、五六三	二、三九三	八、八六二	五、〇八三	三、四三三
屑糸真綿	一、九五一	六、七七五	四、〇五三	一、八七三	一、四一四	三、二〇三
絹織物	三、三三六	二、九一〇	一、三五一	四、九七七	三、二〇三	三、二〇三
水産物	三、四三六	二、七六二	一、八九八	七、五三三	六、四一六	四、四三三
罐詰食物	一、四、六四一	七、三三五	五、〇〇〇	三、八二五	一、七九三	一、三、一八三
豆類	二、六、九二一	二、七、五五九	二〇、九五五	四、七九二	二、九、六六	一、五、八六
紙類	一、三、四四五	九、六〇九	六、五五九	三、六〇八	一、九、五八〇	一、四、五八〇
硝子及製品	一、五、〇三三	一、四、四七九	九、五七七	三、〇一五	一、六、四四七	一、三、六九八
小麥粉	一、三、八五五	一、四、〇九五	一〇、二四六	二、八四三	一、五、八四三	一、三、三九
鐵製品	一、三、八五五	一、六、九九	九、八三三	二、八四三	一、五、八四三	一、三、三九
鐵製器具	一、三、八五五	一、六、九九	九、八三三	二、八四三	一、五、八四三	一、三、三九
機械類	一、三、八五五	一、六、九九	九、八三三	二、八四三	一、五、八四三	一、三、三九

對外國別貿易表

(單位千圓)

國別	昭和二年		昭和三年		昭和四年		昭和五年		昭和六年	
	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入
(亞細亞洲)	三、四、一八三	三、三六、〇〇四	三、七三、四一	三、四、四七	三、四六、六三	三、〇九、九七四	二、六〇、八二五	一、六一、六六六	一、五五、七五〇	四、九三、九三六
支那	九、二七〇	一、三、四四七	一、〇、九〇	一、五、〇四九	一、二四、四七六	一、六、三三一	八、八八四	一、二、四〇五	六、五、五四一	九〇、一六五
關東州	六、五八	一、五九八	五、二〇四	一、一、三三	六、〇六五	六〇七	—	五、八	三、七五四	四九八
香港	一、七、五八〇	二、七〇、五九二	一、四、〇六六	二、八、五七〇	一、九八、〇六六	三、八、〇七	五、六、四六	一、八〇、四〇五	一、〇、三六七	一、三、一六五
英領印度	三、六、五七	三、五、八七三	二、〇、四九	七、三、四四	二、七、九三	四、一、六三四	二、九、二六二	二、八、九二五	一、九、一九	二、一、八五七
海峽殖民地	八、五八一	一、〇三、七七五	七、三、四四	一、一、〇三六	八、七、二五	七、三、四四	二、六、九三〇	五、九、九六三	六、四、四三〇	四、〇、八〇
蘭領印度	五、八七三	三、三、七九	四、一、二	二、〇、三五五	二、六、九五	九、五、九〇	六、〇、四七	七、九〇七	一、七、〇九	六、三、八〇
佛領印度	七、七七六	二、四、五六	一、一、一九七	二、一、九一六	一、五、一〇一	三、三、八七四	二、四、二	三、七、二八	一、四、九四一	三、〇、八六四
露領亞細亞	三、八三四	一、七、八四一	二、九、〇五四	一、六、三四三	三、〇、五八	一、八、〇四四	二、六、九三	一〇、七五九	二〇、四三五	八、九、八七
比律賓諸島	二、一、四四六	三、三、二六〇	五、三、六三	一、九、〇六七	一〇、六三三	二〇、八二	二、八、三六九	一、八、八四三	四、七、二一	六、七、九三
暹羅	八、一〇一	四、七、八一	五、三、九	四、四、三八	一〇、九六九	二、六、九	一、二、七〇	四、八、〇九	一、二、二八四	三、四、四五
其他諸國	八、四、五三四	八、七、三、九〇	八、四、九三四	九、〇、一、四四	九、五、二五三	八、七、九三三	七、四、〇三〇	六、三、四三九	五、〇、五〇一	四、九、三、九三六
合計	六、四、九三九	一、五、二、七一一	五、八、九〇四	一、六、四、八四〇	六、三、一、八三	一、五、〇、五〇	六、〇、六八二	九、三、六六一	五、一、八三〇	六、三、三三五
(歐羅巴洲)	五、四、〇四五	二、七、三、三一	六、三、四〇八	二、四、〇〇六	四、四、八四	三、六、一、八五	三、六、三〇三	一、六、六三五	一、五、七七四	一、二、四〇七
英吉利	一、〇、六二二	一、三、三、九〇	一、三、五八一	一、三、五三三	一、三、四四六	一、五、七、三三	一、一、〇、一六	一〇、六一八	八、一〇三	四、三、三四
佛蘭西	二、二、〇五	一、四、三、三八	一、八、六八	一、四、四九七	二、八、九〇	一、五、八二八	一、九、七三	八、〇三四	二、四、四六	四、七、三六
獨逸	三、八、六五	六、三、三七	六、一、九〇	九、三、三四	六、一、〇八	七、五、五〇	六、一、三〇	四、二、五九	三、二、〇四	四、二、七五
伊太利	一、四、一六	一、八、〇、九三	一、二、七九	一、九、六四〇	六、四、七	一、七、五七〇	六、〇	一、五、二、三二	四、六、八	一〇、三、五六
瑞西	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【貿易及荷動】

【貿易及荷動】

Table of trade and cargo movement for various countries including 埃太利, 和蘭, 瑞典, 露西亞, 波蘭, 西班, 丁班, 土耳, 葡牙, 其他諸國, 合計, (北亞米利加洲), 合衆, 加奈, 墨西, 玖馬, 其他諸國, 合計, (南亞米利加洲), 秘露, 智利, 亞爾然丁, 伯刺四爾, 其他諸國, 合計, (亞非利加洲), 埃及, 喜望峯殖民地及, 東亞非利加, 其他諸國, 合計, (其他諸洲), 濠太利, 新西, 布哇, (其他諸國), 通計.

輸出入貿易船國別

(單位千噸)

Table of trade ship movements by country for years 昭和二年, 同三年, 同四年, 同五年, 同六年. Columns include 國別, 出港, 入港, 出港, 入港, 出港, 入港, 出港, 入港. Countries listed include 日本, 伯刺四爾, 其他諸國, 合計, (亞非利加洲), 埃及, 喜望峯殖民地及, 東亞非利加, 其他諸國, 合計, (其他諸洲), 濠太利, 新西, 布哇, (其他諸國), 通計.

【貿易及荷動】

支那	英國	佛國	獨逸	白耳義	伊太利	和蘭	瑞典	諾威	露國	丁抹	芬蘭
噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數
四三	一、九〇五	一〇三	九七	九八	二〇六	一、四九六	二九	五二	三三	二八	
四三	一、九〇四	一〇三	九八	九八	二〇六	一、四九七	二九	五二	三三	二八	
一三	一、九〇四	一〇七	九八	九八	二〇六	一、四九八	二九	五二	三三	二八	
一三	一、九〇四	一〇七	九八	九八	二〇六	一、四九八	二九	五二	三三	二八	
六毛	二、〇四〇	二一〇	一、四〇七	一、四〇七	三三二	一、二〇三	二二	三六	二二	三三	
六毛	二、〇四〇	二一〇	一、四〇七	一、四〇七	三三二	一、二〇三	二二	三六	二二	三三	
一五	一、六三六	一〇八	一、五八	一、五八	二〇三	一、〇〇〇	二二	三六	二二	三三	
一五	一、六三六	一〇八	一、五八	一、五八	二〇三	一、〇〇〇	二二	三六	二二	三三	
九七	七、一三九	二一六	一、〇六八	一、〇六八	二〇三	二九	二七	九〇	三三	二七	
九七	七、一三九	二一六	一、〇六八	一、〇六八	二〇三	二九	二七	九〇	三三	二七	

【貿易及荷動】

バナマ	希臘	米國	加奈陀	關東州	香港	蘭領印度	佛領印皮支那	露領亞細亞	比律賓	合計
噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數	噸數
		三、四二〇								一六、九〇三
		三、四七三								一六、八九九
		三、四〇二								一七、三三一
		三、五三三								一七、二九二
		三、五三八								一八、三三七
		三、五三七								一八、一八三
六五		三、六六二	六六	四、四九〇	四一	九二	四三	二二		一八、七七一
六五		三、六三八	六八	四、四八五	四九	九三	四三	二二		一八、七七七
三七		三、五三二	七七	三、二七九	三六	八四		一一		一七、七〇六
三七		三、五五〇	七九	三、二八七	三六	八四		一一		一七、八八七

主要港貿易順位比較

(昭和六年度貿易)

港名	輸出		輸入	
	順位	價格	順位	噸數
神戶	1	八六、七五	1	一四、五三
大阪	2	六六、三九	2	一〇、六五
名古屋	3	四四、七五	3	七、八九
東京	4	二〇、九〇	4	三、六三
門司	5	九、三三	5	六、八三
若松	6	三、九〇	6	九、九
函館	7	三、七〇	7	三、三
四日市	8	三、五〇	8	一、三六
清水	9	二、四三	9	一、四七
德島	10	一、四〇	10	三〇〇
三浦	11	一、三〇	11	一、七五
長崎	12	九、三	12	一、八三
武雄	13	八、六三	13	四四
尾道	14	七、〇七	14	一九三
新尾	15	七、〇七	15	三三

五、港入港船舶

(昭和六年)

國籍	神戶		長崎		門司		大阪	
	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數
橫濱	18	21	14	8	6	17	9	7
神戶	12	11	4	5	3	2	1	1
長崎	12	11	4	5	3	2	1	1
門司	12	11	4	5	3	2	1	1
大阪	12	11	4	5	3	2	1	1

本表は二種別中何れかに二十五位迄を占めたるものな
收む二十六位以下省略。

國籍	神戶		長崎		門司		大阪	
	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數	船數	總噸數
日本	2,350	5,600	2,350	5,600	2,350	5,600	2,350	5,600
英國	3,500	8,000	3,500	8,000	3,500	8,000	3,500	8,000
美國	2,100	5,000	2,100	5,000	2,100	5,000	2,100	5,000
佛國	1,800	4,500	1,800	4,500	1,800	4,500	1,800	4,500
和蘭	1,500	3,800	1,500	3,800	1,500	3,800	1,500	3,800
獨逸	1,200	3,000	1,200	3,000	1,200	3,000	1,200	3,000
白耳義	1,000	2,500	1,000	2,500	1,000	2,500	1,000	2,500
瑞典	800	2,000	800	2,000	800	2,000	800	2,000
諾威	700	1,800	700	1,800	700	1,800	700	1,800
丁抹	600	1,500	600	1,500	600	1,500	600	1,500
伊太利	500	1,200	500	1,200	500	1,200	500	1,200
ソウイェ	400	1,000	400	1,000	400	1,000	400	1,000
ト聯邦	300	800	300	800	300	800	300	800
中華民國	200	600	200	600	200	600	200	600
巴奈馬	100	300	100	300	100	300	100	300
總計	14,900	33,300	14,900	33,300	14,900	33,300	14,900	33,300

一九三一年度世界貿易大勢

(減少%單位千磅)

(備考) (一)本表ノ外ニ開港港則施行規則第二十六條ニ依リ允許ヲ與ヘタルモノ横濱港八七九隻、神戸港二一七隻
長崎港二三〇隻、門司港二、一四七隻、大阪港八四一隻アリ

【貿易及荷動】

國別	一九三二年輸	一九三〇年入	減少%	一九三一年輸	一九三〇年入	減少%
英國	九八、二五	九六、八三	一六、六	三九、二七	五〇、六三	三、八
加奈陀	三九、一七	二〇、七、一	三、七	二四、四七	一八、〇九	三、六
英領印度	四、五〇八	九四、四一五	五、九	七〇、九〇三	九、三三八	一七、三
英領馬來	一〇五、九七	一四、五、三五	二、七、〇	二、三、九、五八	一八、九、五五	三、六
英領馬來	五、八、九	七、七、六、〇	三、六	四、六、六、七	七、八、六	三、六
佛蘭西	四九、三、四八	六八、九、三、四	三、七	四八、八、六、七	七、七、〇、三五	七、一
佛蘭西	三九、三、三六	五〇、八、七、三	三、七	四九、九、八、二	五八、九、一、七	三、〇、二
佛蘭西	三九、八、四、六	四二、五、八、七	一、九、六	四四、九、九、九	三、四、八、五、七	二、九、〇
佛蘭西	三、五、七、三	一、八、七、二、五	三、〇	一〇、八、六、三、五	一、三、一、〇、八	一、七、二
佛蘭西	一、六、三、五、八	一、九、九、二、九、一	二、一、七	一〇、八、七、七、四	一、四、一、四、五	三、三、七
佛蘭西	一、六、三、五、八	一、五、八、〇、九、七	二、〇、一	一、四、九、九、六	一、四、九、九、五	二、一、八
佛蘭西	一、三、七、〇、六	一、七、六、七、八	二、三、二	一、三、三、五、七	一、五、〇、四、七、〇	一、一、三
佛蘭西	七、四、三、五	九、五、五、七	三、五、三	七、九、七、五	一〇、六、四、七、七	二、五、〇
佛蘭西	八、七、八、七	一〇〇、三、三、五	一、三、三	六、九、二、五	六、九、二、五	三、三、六
佛蘭西	八〇、七、五	九、五、一、七、八	一、五、三	八、三、〇、〇、九	八、三、〇、〇、九	一、七、五
佛蘭西	七、九、三、七	九〇、七、三、五	一、三、四	六、三、一、五、八	八、五、一、七、八	二、七、三
佛蘭西	三、六、四、〇、九、五	七、八、七、〇、三	三、〇、〇	五、〇、一、五、九	八、四、八、三、五	二、四、六
佛蘭西	三、六、四、〇、九、五	四、九、三、一、五、八	二、六、三	二、一、七、七、五	四、五、六、一、九、五	二、七、五

日英米外國貿易月報

月別 國別 輸出 輸入 輸出 輸入 輸出 輸入 輸出 輸入

昭	十	十	十	九	八	昭	六	五	四	三	二	昭	十	十	九	八	昭
和	一	一	一	一	一	和	六	五	四	三	二	和	十	十	九	八	和
七	一	一	一	一	一	七	六	五	四	三	二	七	十	十	九	八	七
年	一	一	一	一	一	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
輸	一〇三、四六	一〇七、八三	一〇〇、七三	九七、八〇	七、〇三七	八三、八五	七〇、五〇	八〇、三、四八	一〇〇、九七	九三、七八	一〇三、四六	一〇一、七三	一〇一、七三	一〇一、七三	一〇一、七三	一〇一、七三	一〇一、七三
入	九三、三四一	八六、八九四	九四、〇六六	七、三九七	八、一〇七	一一、三三三	一一、八四〇	一一、八〇一	一一、五〇三	一一、五〇三	一一、五〇三	一一、五〇三	一一、五〇三	一一、五〇三	一一、五〇三	一一、五〇三	一一、五〇三
輸	一八〇、六七〇	一六四、八三三	一八一、〇〇〇	二〇一、五九〇	一九〇、三三九	一八〇、八〇一	一四六、八五九	一五〇、九九七	一五、七七九	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六
出	一七四、四七四	一六六、六七〇	一七一、〇〇〇	一七一、五九	一五、八〇三	一四九、五二六	一三三、三一	一三〇、九八四	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六
輸	三四、二五	二九、一三七	二九、八四六	三三、八三三	三三、六六三	三三、〇七	三三、一、二六	三〇、〇二	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六
入	六五、二〇	六、四二一	六四、五五七	七五、四〇三	八七、三六五	七一、四九一	五七、〇二七	六四、七五	五、六九五	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六

海運關係國際收支 (單位千圓)

昭	十	十	十	九	八	昭	六	五	四	三	二	昭	十	十	九	八	昭
和	一	一	一	一	一	和	六	五	四	三	二	和	十	十	九	八	和
七	一	一	一	一	一	七	六	五	四	三	二	七	十	十	九	八	七
年	一	一	一	一	一	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
輸	七、八三三	三、二八四	五、六五五	一三、四七四	四、五	二、三、三四	九、九三	一、七、八四	一、七、八四	一、七、八四	一、七、八四	一、七、八四	一、七、八四	一、七、八四	一、七、八四	一、七、八四	一、七、八四
入	七、六三三	三、七、六六	五、〇三三	一三、七、〇九	八、八	一、五、五七	四、六八	一、四、五五	一、四、五五	一、四、五五	一、四、五五	一、四、五五	一、四、五五	一、四、五五	一、四、五五	一、四、五五	一、四、五五
輸	一〇三、四六	一〇七、八三	一〇〇、七三	九七、八〇	七、〇三七	八三、八五	七〇、五〇	八〇、三、四八	一〇〇、九七	九三、七八	一〇三、四六	一〇一、七三	一〇一、七三	一〇一、七三	一〇一、七三	一〇一、七三	一〇一、七三
出	一七四、四七四	一六六、六七〇	一七一、〇〇〇	一七一、五九	一五、八〇三	一四九、五二六	一三三、三一	一三〇、九八四	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六	一三、三三六
輸	三四、二五	二九、一三七	二九、八四六	三三、八三三	三三、六六三	三三、〇七	三三、一、二六	三〇、〇二	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六	三、一九六
入	六五、二〇	六、四二一	六四、五五七	七五、四〇三	八七、三六五	七一、四九一	五七、〇二七	六四、七五	五、六九五	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六	四、八四六

【貿易及荷動】

【貿易及荷動】

其他 海上保險會社收入 船舶賣却代	一九二七年 一五、七六	一九二八年 三、一三	一九二九年 二、六四	一九三〇年 一九、四七〇	一九三一年 四、五三	一九三二年 二六、九三	一九三三年 四九、二九四	一九三四年 三六、五四	一九三五年 四九、〇八	一九三六年 一九四、四三〇
-------------------------	----------------	---------------	---------------	-----------------	---------------	----------------	-----------------	----------------	----------------	------------------

支拂勘定

海會社海外支店經營	七、三九	六、四二五	八、七〇二	八、六三	七、七八五
運船船需品購入代	三、七三	三、一六一	二〇、六三	二、八九四	二、三五九
係關船修繕代	一、九一六	一、〇三三	一、六〇一	一、五三	一、二一九
支噸稅及水先案内料	二七、七三	三五、九二	四、五三	四、四三二	三、九三三
拂備船料	五九	四、五	一、七五	八八九	三、四一
合計	六、九〇〇	六、七〇五	七、一五	七、三三九	六、〇八五
其他 海上保險會社支拂 船購入代	三、四六〇	三、六四一	四、八五	四、七六七	四、三三五
海運、關係受取、超過額	二、三四	一、八〇四	一、八〇二	一、一七七	一、三三五
經常的受取超過額	一、八八七	一、三、四六五	一、四、五三六	一、六、三三九	一、三、四三三
貿易輸入超過額	一、四、九一八	一、四、九一八	一、七〇、三七六	一、八〇、九五	一、三、〇二五
貿易輸入超過額	二、六、〇六八	一、八、七四五	三、一、一六九	一、六、〇〇〇	一、六、〇〇〇

各國貿易外收支

英國	一九二七年 一、九七	一九二八年 九、七、七七圓	一九二九年 四、八、〇〇〇磅	一九三〇年 九、六、八三	一九三一年 三、九、〇〇〇	一九三二年 九、六、〇〇〇	一九三三年 一、四、〇〇〇	一九三四年 同	一九三五年 同
日本	一九二七年 一、九七	一九二八年 九、七、七七圓	一九二九年 四、八、〇〇〇磅	一九三〇年 九、六、八三	一九三一年 三、九、〇〇〇	一九三二年 九、六、〇〇〇	一九三三年 一、四、〇〇〇	一九三四年 同	一九三五年 同

荷動

米國	一九二七年 一、六〇、〇〇〇	一九二八年 一、六〇、〇〇〇	一九二九年 一、六〇、〇〇〇	一九三〇年 一、六〇、〇〇〇	一九三一年 一、六〇、〇〇〇	一九三二年 一、六〇、〇〇〇	一九三三年 一、六〇、〇〇〇	一九三四年 一、六〇、〇〇〇	一九三五年 一、六〇、〇〇〇
佛蘭西	一九二七年 一、九二六	一九二八年 一、九二六	一九二九年 一、九二六	一九三〇年 一、九二六	一九三一年 一、九二六	一九三二年 一、九二六	一九三三年 一、九二六	一九三四年 一、九二六	一九三五年 一、九二六
獨逸	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七
伊太利	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七
支那	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七
芬蘭	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七
和蘭	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七
瑞威	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七
丁抹	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七

世界各國小麥產額 (單位百萬アツセル)

亞爾然丁	一九二七年 三三	一九二八年 三三	一九二九年 三三	一九三〇年 三三	一九三一年 三三	一九三二年 三三	一九三三年 三三	一九三四年 三三	一九三五年 三三
印度	一九二七年 二八	一九二八年 二八	一九二九年 二八	一九三〇年 二八	一九三一年 二八	一九三二年 二八	一九三三年 二八	一九三四年 二八	一九三五年 二八
米國	一九二七年 八八	一九二八年 八八	一九二九年 八八	一九三〇年 八八	一九三一年 八八	一九三二年 八八	一九三三年 八八	一九三四年 八八	一九三五年 八八
匈牙利	一九二七年 七	一九二八年 七	一九二九年 七	一九三〇年 七	一九三一年 七	一九三二年 七	一九三三年 七	一九三四年 七	一九三五年 七
合計	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七

【貿易及荷動】

伊太利	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七
佛蘭西	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七
獨逸	一九二七年 一、九二七	一九二八年 一、九二七	一九二九年 一、九二七	一九三〇年 一、九二七	一九三一年 一、九二七	一九三二年 一、九二七	一九三三年 一、九二七	一九三四年 一、九二七	一九三五年 一、九二七
羅馬尼亞	一九二七年 九七	一九二八年 九七	一九二九年 九七	一九三〇年 九七	一九三一年 九七	一九三二年 九七	一九三三年 九七	一九三四年 九七	一九三五年 九七
加奈陀	一九二七年 四八〇	一九二八年 四八〇	一九二九年 四八〇	一九三〇年 四八〇	一九三一年 四八〇	一九三二年 四八〇	一九三三年 四八〇	一九三四年 四八〇	一九三五年 四八〇
其他	一九二七年 一、五九六	一九二八年 一、五九六	一九二九年 一、五九六	一九三〇年 一、五九六	一九三一年 一、五九六	一九三二年 一、五九六	一九三三年 一、五九六	一九三四年 一、五九六	一九三五年 一、五九六
合計	一九二七年 四、四三三	一九二八年 四、四三三	一九二九年 四、四三三	一九三〇年 四、四三三	一九三一年 四、四三三	一九三二年 四、四三三	一九三三年 四、四三三	一九三四年 四、四三三	一九三五年 四、四三三

【貿易及荷動】

世界砂糖主要產地別

甘蔗糖 (單位千噸)

產地	一九二〇年	一九二一年	一九二二年	一九二三年	一九二四年
合衆國	一、三三六	一、五五二	一、四九六	一、八三三	一、七七一
英領西印度	四、五〇四	四、〇一一	五、一五九	四、六七一	三、一三三
佛領西印度	三三三	二四三	二四六	二四六	二四一
佛領東印度	八〇	七五	四一	三三	六六
サントドミンゴ	三〇三	三六八	三五四	三三〇	三六三
ハイチ	二二	一六	二二	一八	一八
墨西哥	一八一	一七五	一七九	二〇九	三三九
中央亞米利加	一一一	九五	七三	九三	一一九
テメララ	九七	九五	七三	九三	一一九
スリナム	二六	二四	二六	二七	二二
ベネズエラ	二〇	一九	一九	三三	二〇
エクアドル	二〇	二〇	一九	三三	二〇
秘魯	三三	三〇	三三	四九	三〇
亞爾然	四七	四二	四一	四五	四五
伯刺西	八五〇	六九	七五	三八一	九〇〇
英領印度	三、三五	三、二六	二、七五	二、七六	三、二八
瓜哇	一、九五	二、三六	二、九三	二、八四	二、八四
日領本	五三	六九	九三	九八	九八
比賓	五八	六三	七〇	七三	七三
濠洲	四二五	四三	五〇	五八	五八

甜菜糖

獨逸	一、六七	一、六五	一、八五	一、八五	一、九六
チエツコスロ	一、〇三	一、二五	一、〇五	一、〇三	一、二五
パキア	一、〇三	一、二五	一、〇五	一、〇三	一、二五
埃太	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
匈牙利	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
佛耳	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
白耳	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
和蘭	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
露蘭	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
伊太	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
西牙	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
瑞蘭	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
波蘭	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
瑞蘭	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇
丁瑞	一、七	一、一〇	一、〇七	一、一〇	一、一〇

各國棉花產額 (單位千俵)

勃利	三	三	三	三	三
羅馬	一三	一三	一三	一三	一三
英倫	一五	一五	一五	一五	一五
合衆	八〇	八〇	八〇	八〇	八〇
加他	三	三	三	三	三
其計	七、七〇四	九、〇三四	九、四三六	九、一四八	二、六五三

各國棉花消費高 (單位千俵)

伯國	四九	五五	五五	五五	四〇
墨露	三六	一七	二八	二六	一六
日露	一四	一四	一四	一四	一四
其計	八五	七五	九八	一、〇〇	三、四三

米材輸入趨勢

一九二〇年	九、九〇〇、八〇〇	一九二四年	一、一九一、〇五八、九三〇
一九二一年	三六、七七一、四〇〇	一九二五年	七、八四、〇六二、六〇〇
一九二二年	七、七、二九三、八〇〇	一九二六年	一、三七九、〇七七、四八〇
一九二三年	七、五〇、九一〇、二〇〇	一九二七年	一、三〇一、四三三、二八〇
(內譯)	一九二九年	橫濱	四五一、七六七、九〇四
		大阪	四〇七、七二六、二〇六
		名古屋	九二、〇〇六、六六九
		神戸	三四、〇〇八、〇五八

【貿易及荷動】

【貿易及荷動】

六年度北洋材積取成績

(單位石)

積地別 (弧内は前年度)	揚地別
樺太 九、二七六、〇六一 (八、五七五、八六六)	太平洋岸 七、五〇一、八七
沿海州 一、〇〇七、四一九 (一、三三七、五〇五)	日本海北海岸 一、三四三、三三〇
合計 二〇、二八三、四八〇 (九、八九五、三七一)	九州 二、六四四、六〇〇
	支那 二、四、九五〇
	朝鮮 三、四八、五九八
	其他 四九、七五五

月別	積取船數	積取石數	月別	積取船數	積取石數
三月	六	五、〇五〇	八月	一九六	二、一三三、二七三
四月	七	七、七二五	九月	一三三	一、九〇一、二〇五
五月	四	五、八、九〇三	十月	七	—
六月	一〇	一、一六三、三五五	十一月	五	七、九、六六五
七月	一五	二、〇八九、九三五	合計	八七三	一〇、二八三、四八〇

六年度内國炭移送地方別表

(單位噸)

炭名	瀬戸内海方面	阪神方面	伊勢灣方面	京濱方面	山陰北陸東北方面	朝鮮方面	其他	合計
筑豊炭	一、二七四、三〇七	二、六三三、八三三	七九七、三三二	四六三、一六四	二二〇、九七八	一六七、三四九	一八三、三四八	五、六三六、三三三
福岡炭	五、四三七	一一〇、二九九	九三、六六二	九〇、〇三九	—	八六、四八二	九四、一八九	五、八〇三

佐賀炭	一三、四四五	一三、九九七	一〇一、三三三	一七五、五八三	七、二九〇	五、五九四	二八九、一四〇	七六六、三三
平戸炭	三〇、三五五	八三、九四四	一一、五五五	二四、一〇〇	一、八六三	一、八八九	八、二四一	一七〇、七六六
高島炭	三三、九四八	二九、五二二	一一、七三三	一九、四三〇	—	二七、七五五	三三、七四四	一三四、五八〇
松島炭	一六、七五四	六三、一四七	一六、三三三	一〇、〇一七	一、四五二	六、八六六	三五、一五四	一四九、七〇三
崎戸炭	四、九九三	四五、八三四	二八、〇三三	二六、九六四	—	六、五五六	五、六、三三九	二〇八、五九八
三池炭	七、〇三一	三三、五三六	一三、九二二	一三、二五三	一、九四七	二、一九五	八五、九三八	二六、八二〇
宇部炭	七、七、五八一	五七、一四九	六、二、二七七	一八〇、九六一	一、七〇三	—	一四、四七〇	一、五三、〇八〇
常盤炭	—	—	—	三九一、八四〇	三、六、三二〇	—	九三五、三五九	一、四、五、四〇九
北海道炭	一、〇〇四	三、八四〇	二九八、四七八	一、二七九、二三四	九七、五八	一四、四九〇	六、八七九	二、八四八、三三三
合計	二、一三四、八三五	三、九八四、〇九〇	一、四三四、六〇五	二、五七五、四六四	七三、一〇七	三八、五五六	一、七三二、六二一	一三、五七五、九八四

六年度輸入炭國別表

(單位噸)

炭名	瀬戸内海方面	伊勢灣方面	京濱方面	東北及北陸方面	九州方面	朝鮮、臺灣、樺太	其他	合計
撫順炭	六、四、八六六	三三、六七二	五、〇、七二三	八、九、七三五	一、九、六二五	三、七、九七三	一、九、九四一	二、〇、五、四四五
開平炭	一、四、六五〇	六〇〇	六、七、八〇〇	一三、三〇〇	三、九、〇五〇	四、三、三〇〇	三、〇〇〇	一八、一、七〇〇
淄川炭	—	四一〇	一、五、二四〇	—	六、〇、〇一六	—	—	二、一、六七三
臺灣炭	一、七、〇〇〇	四三、四九九	一、七、八三三	—	—	—	—	六、一、八三一

【貿易及荷動】

【貿易及荷動】

六年度豆粕輸入状況

昭和元	二	三	四	五	六
年	年	年	年	年	年
一、一〇九、四〇〇噸	一、二五八、五〇〇	九七三、七八三	八二五、三一四	九一九、六四五	一、〇二四、四八三

今一昨年昨年各月の輸入量を比較對照するに左の通りである。

昭和六年	同五年	同四年	昭和六年	同五年	同四年
月別	月別	月別	月別	月別	月別
一月 五、六五	一月 一〇、九三	一月 九、三二	一月 一九、九五	一月 四、六八	一月 三、三二
二月 七、三三	二月 一四、六六	二月 八、七四	二月 一四、六六	二月 八、三七	二月 九、九六
三月 三六、六〇	三月 三三、九五	三月 三〇、七九	三月 三六、六一	三月 三三、三七	三月 三三、〇一
四月 一五、五六	四月 二八、三三	四月 一九、二四	四月 一七、七一	四月 一七、三九	四月 三三、一七
五月 二九、七八	五月 一五、六三	五月 一三、八五	五月 二九、六八	五月 二五、二九	五月 四、三八
六月 三〇、九五	六月 九、〇七	六月 一〇、九三	六月 一〇、四八	六月 九、六四	六月 八、五三
七月 三六、二八	七月 四、六四	七月 四、六三	七月 一、〇四	七月 一、〇四	七月 八、五三
合計	合計	合計	合計	合計	合計
一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三	一〇、九三

六年度輸入炭國別表

支那	關東洲	佛領印度	露領亞細亞	其他	合計
四年 六七、八四八	四年 一、九四、三三九	四年 四八〇、〇九八	四年 二六、三九一	四年 四、六六六	四年 三、二〇三、三三三
五年 四九、一三〇	五年 一、六九、四七七	五年 四二一、六七七	五年 一〇、六四五	五年 一〇、三六一	五年 二、六五〇、三八〇
六年 三三、四四四	六年 一、七三、八二一	六年 四〇〇、〇八八	六年 二六、三九一	六年 四、一〇九	六年 二、六五〇、一四四

海運

索引

Table of contents listing various maritime topics such as '海運一年史', '世界優秀船國別比較', and '海運大勢' with corresponding page numbers.

海運

海運一年史 (自六年七月至七年六月)

海運大勢

世界海運界の不振は各國が關稅障壁を高くして互に自給自足政策を競ふ結果倍々深刻を加へ六月末現在九百六十五萬噸の繋船が十二月末には一千百三十九萬噸に激増し尙且安定を見るに至らず穀物輸送といふトラ

満洲事件突發(九月十八日)

英國金本位制停止(九月二十日)

滿洲事件は意想外に進展し遂に滿洲國獨立建設の機運を招來した如き狀況で支那の排日感情を極度に激昂せしめ支那各港の邦船寄港荷役は全然不能となり更に排日の影響は支那各港に輸出入する各國の貿易貨物迄排斥され下半年の期待荷物であつた米濠からの小麥南洋

【海運】

からの外來輸送は全部ホイコットされ亦英國の金本位制停止は磅價の崩落となり世界貿易界を益々不振ならしめ左なきだに運賃安不採算に困應せる我海運界は磅建運賃市場に於て英國海運から非常なる壓迫を受ける立場となり太平洋の不振に配船難に苦める不定期は愈窮境に陥り排日と磅崩落を機會に英獨船の東洋進出を誘致し茲に我海運界は全く立往生となり運賃の慘落繋船は激増すといふ有様で致命的打撃を蒙りこれが時局對策に就て船主協會を中心とする船主大會を十月十日東京に開催し具体案を決議して遞信省に陳情するあり海事協同會亦失業防止の立場から遠洋航海補助の必要を力説して船主協會を應援する等海運界は全く行詰つた偶々内閣の更迭が行はれ金輸出再禁止が斷行されたので爲替好轉内地經濟界活況に惠まれ歳末に至り少々愁眉を開き一陽來復の新年を迎ふべく多少の希望を以て越年した

多少の希望を以て迎へた七上半期の海運界は北洋村を始め大口荷物の引受け見送りの自重的態度を維持したので市況は比較的順調を辿り犬養積極内閣に對する將來の希望と外來の輸入を見越したのと上海事件突

發に伴ふ御用船借上等で近海荷物出廻初期まで比較的小康を保ち運賃備船料共に直接船費を支へ得る狀況となつたが肝腎の近海荷動繁忙期に際し大中型船の遠洋配船維持難外米輸入が豫想外れの減少に市況俄に悲觀に轉じ内地經濟界不透明と相俟つて再び運賃備船料漸落となり海事各団体は又々不況對策に就て腐心するに至るその結果具体化したるものが謂ゆる海運審議會であつた此の計畫も偶大養首相の凶變から内閣が更迭と共に頓挫し後繼内閣の施設に俟つこととなりこの大勢に對し世界海運界は倍々不振で繋船は更に激増し六月末には一千三百十三萬噸に増加し各國共に不經濟船解体論が起りホルチツク海運同盟は國際的解体船を提唱する悲惨であつた我國に於ても神戸船主會は自力更生方法として不經濟船解体の船舶統制會社案を提出し船主協會の不況對策委員會の議に上る海事研究は解体船輸入關稅賦課其他諸政策に就て陳情する所があつた併しこの間政策的施設に何等見るものなく僅に海難調査會が意外の成功を収めた位いで五月の臨時議會も愈々急施設に止めた斯て市況は益々不安定の裡に推移し郵商兩社を始め船舶會社の大部分は損失を計上し無配當

の慘狀を繼續した以下過去一ケ年間に於ける重要記事の要項を記録する

◆帝國議會と海事施設 第六十議會は内閣更迭による議會解散の爲め折角準備されてゐた諸施設は全く中止となり第六十一臨時議會に於て左記緊急施設豫算のみが通過したに過ぎぬ

- 一、前年度新設航路標識維持費 四
- 一、既往の實績等に依る恩給の増加 一〇、〇〇〇
- 一、南米航路補助既約年割額増加 三
- 一、海員養成補助 六
- 一、水難救濟補助 六
- 一、アメリカ航路補助 三六〇
- 一、郵便定期航路補助 九〇〇
- 一、近海及地方各航路補助 二、三九三
- 一、近東主要港寄港補助 一〇〇
- 一、キューバ寄港補助 四
- 一、失業船員救濟事業補助 四六
- 一、失業船員授職事業補助 九三
- 一、一般修繕費増加 一五

海技免狀を受有する者の乗組を命ずることを得

船舶職員試験規程

逓信省令第五十二號

船舶職員試験規程中左の通改正す

昭和六年十一月二十日

第四條第二項を左の如く改む

小形船乙種運轉士試験、小形船乙種二等運轉士試験及小形發動機船三等機關士試験を受けむとする者は所轄管船官廳の認可したる講習會に於て所定の講習を卒り且講習の終了日迄に年齢滿二十年に達し試験の種類に應じ別表受験履歴表に定むる履歴の一を有することを要す

第十一條第二項の次に左の一項を加ふ

發動機船二等機關士試験又は近海發動機船二等機關士試験の受験履歴としての工場に勤務したる期間に別表受験履歴表に定むる工場履歴の二分の一に達する迄二等機關士試験又は近海二等機關士試験の受験履歴としての工場に勤務したるものと看做し之を換算することを得

一、燈臺用船舶修繕費 一〇

一、船舶試験所大阪支所廳舎其他 三

火災復舊及新營費

尙左記海運保護施設としての船舶運航金融政策は議會解散のため、立消となつた

- 一、業者の遠洋遠征を極力援護するため、興銀その他が貸與する運航資金の利子補給(豫算十二萬圓)及び償還補償(豫算六十萬圓)を明年度から實施する

次に政府の政設並に法令改正内容は左の如し

船舶職員法 (施行細則)

逓信省令第五十一條

船舶職員法施行細則中左の通改正す本令は昭和六年十一月二十日より之を施行す

昭和六年十一月二十日

第十條の二 船舶検査法施行細則第五十四條の規定に依り航路の延長の認可を受けたる船舶の職員に關し管海官廳に於て必要ありと認むるときは延長せられたる部分の本來の航路定限に付定められたる範圍内に於て

【海 運】

第二十八條第三項の次に左の二項を加ふ

第四條第二項に定むる講習會開催の認可を受けむことする者は第二項の認可申請書に講習を受ける者の申込書を添付すへし
前項の講習會は常時講習を爲す場合と雖各講習の開

試験の種類	乗船履歴	期間	海技免狀の種類	勤務の種類
漁汽船甲種一 等運轉士試験	一、百噸以上の航洋漁業汽船 二、二百噸以上の航洋漁業汽船 三、五百噸以上の航洋漁業汽船 四、千噸以上の航洋漁業汽船 五、百噸以上の航洋漁業汽船 六、二百噸以上の航洋漁業汽船 七、五百噸以上の航洋漁業汽船 八、千噸以上の航洋漁業汽船	一年以上 一年以上 一年以上 一年以上 一年以上 一年以上 一年以上 一年以上	漁汽船甲種二等運轉士免狀 漁汽船甲種二等運轉士免狀 漁汽船甲種二等運轉士免狀 漁汽船甲種二等運轉士免狀 漁汽船乙種一等運轉士免狀 漁汽船乙種一等運轉士免狀 漁汽船乙種一等運轉士免狀 漁汽船乙種一等運轉士免狀	船長 一等運轉士 二等運轉士 三等運轉士 船長 一等運轉士 二等運轉士 三等運轉士
漁船甲種一 等運轉士試験	一、百噸以上の航洋漁船 二、二百噸以上の航洋漁船 三、五百噸以上の航洋漁船 四、千噸以上の航洋漁船 五、百噸以上の航洋漁船 六、二百噸以上の航洋漁船	一年以上 一年以上 一年以上 一年以上 一年以上 一年以上	漁船甲種二等運轉士免狀 漁船甲種二等運轉士免狀 漁船甲種二等運轉士免狀 漁船甲種二等運轉士免狀 漁汽船甲種二等運轉士免狀 漁汽船甲種二等運轉士免狀	船長 一等運轉士 二等運轉士 三等運轉士 船長 一等運轉士

始毎に認可を受けることを要す
第二十九條第二項中「常時講習を爲す者に在りては」の次に「前條第四項の講習を除く外」を加ふ
別表受験履歴表（其の一）中漁汽船甲種一等運轉士試験の項を左の如く改む

- 七、五百噸以上の航洋漁業汽船
- 八、千噸以上の航洋漁業汽船
- 九、百噸以上の航洋漁業汽船

海員試験期日改正

逓信省告示第六百四十八號

船舶職員試験ヲ定期ニ行フ場所及期日ヲ左ノ通定メ昭和七年四月一日ヨリ之ヲ施行ス
昭和五年五月逓信省告示第千二百八十三號ハ之ヲ廢止ス

昭和七年三月三十日 逓信大臣 三土 忠造
官廳 場所 開始期日

東京逓信局	東京市	三月、六月
東京逓信局海事部	東京市	各月
熊本逓信局	門司市	九月、三月
熊本逓信局海事部	熊本市	各月
大阪逓信局	大阪市	一月、四月
大阪逓信局海事部	大阪市	各月
札幌逓信局	函館市	七月、十月
札幌逓信局海事部	札幌市	各月

【海 運】

- 一年以上 漁汽船甲種運轉士免狀
- 一年以上 漁汽船甲種二等運轉士免狀
- 一年以上 漁汽船甲種二等運轉士免狀
- 一年以上 漁汽船甲種二等運轉士免狀
- 一年以上 漁汽船甲種二等運轉士免狀
- 一年以上 漁汽船甲種二等運轉士免狀
- 一年以上 漁汽船甲種二等運轉士免狀
- 一年以上 漁汽船甲種二等運轉士免狀

備考

- 一、體格検査ハ試験ノ場所ニ別段ノ揭示ヲ爲サザル限リ試験期日ノ第一日及第二日ニ之ヲ行フ
- 二、學術試験ノ日時ハ筆記試験ニ在リテハ試験ノ場所ニ之ヲ揭示シ口述試験ニ在リテハ之ヲ當該受験者ニ通知ス
- 三、試験開始期日ガ休暇日ニ相當スルトキハ順次之ヲ延期ス

(參照)

昭和五年五月十日逓信省告示第千二百八十三號ハ本號ト同伴ナリ

台灣海事諸法律

四月十日勅令をもつて海事諸法臺灣施行令を公布し施行期日は臺灣總督が定めるはずであるが、臺灣に施行

【海 運】

される法律左の如し

船舶法、船舶検査法、船舶滿載吃水線法、船舶無線電信施設法、船員法、船員最低年齢法、船舶職員法水先法（一部を除く）海員懲戒法（一部を除く）

海運審議會

七月十三日開催

逓信省は五月海事審議會規則並に委員幹事の囑託任命を發表した

海事審議會規則

第一條 海事審議會は逓信大臣の監督に屬しその諮問に應じて海事に關する重要事項を調査審議す
審議會は前項の事項に付逓信大臣に建議することを得

第二條 審議會は會長一人及委員若干名を以て之を組織す
前項委員の外特に必要ある場合においては臨時委員を置くことを得

第三條 會長は逓信大臣を以て之に充つ
委員及臨時委員は關係各廳高等官及學識經驗ある者

の中より逓信大臣之を命じ又は囑託す

第四條 會長は會務を總理す
會長事故あるときは逓信大臣の指名する委員その職務を代理す

第五條 審議會に幹事を置く逓信省高等官の中より逓信大臣之を命ず

幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す

第六條 審議會に書記を置く逓信省判任官中より逓信大臣之を命ず書記は幹事の指揮を承け庶務に従事す

第七條 審議會は特殊事項の調査をなさしむる爲囑託者を置くことを得

海事審議會委員

會長 逓信大臣 南 弘

委員（逓信政務次官）志賀和多利（逓信參與官）立花忠種（逓信次官）大橋八郎（管船局長）廣幡忠隆（大藏次官）黒田英雄（海軍次官）左近司政三（商工次官）吉野信次（拓務次官）河田烈（日本郵船）各務鎌吉（大阪商船）堀啓次郎（國際汽船）黒川新次郎（近海郵船）安田繁三郎（三井物産）川村貞次郎（川

海難防止調査會

逓信省が愈々「臨時海難防止調査會」の設立を發し左記の如く委員を任命したので近く第一回調査會を開會する筈である

調査會規則

第一條 臨時海難防止調査會は逓信大臣の諮問に應じ海難防止に必要な事項に付建議することを得

第二條 調査會は會長一人及委員若干名を以て之を組織す、前項の外特に必要ある場合に於ては臨時委員を置くことを得

第三條 會長は逓信次官を以て之に充つ、委員及臨時委員は逓信大臣之を命じ又は囑託す

第四條 會長は會務を總理す、會長事故ある時は逓信大臣の指名する委員その職務を代理す

第五條 調査會に幹事を置く、逓信省高等官の中より逓信大臣之を命ず、幹事は會長の指揮を承け庶務を整理す

第六條 調査會に書記を置く、逓信省判任官の中より逓信大臣之を命ず、書記は會長及幹事の指揮を承け

崎汽船）奥山義一（辰馬汽船）辰馬勇治郎（石原合名）石原廣一郎（日清汽船）深尾隆太郎（山下汽船）福本貞喜（岸本汽船）岸本兼太郎（三菱商事）早川茂三（北日本汽船）野村治一良（嶋谷汽船）嶋谷武次（明治海運）谷口茂雄（栗林商船）栗林友二（南洋郵船）原田六郎（山本商事）山本源吉（板谷商船）板谷順助（八馬汽船）八馬兼介（大同海運）石田貞二（佐藤國商店）佐藤國一（三菱造船所）濱田彪（浦賀船渠）今岡純一郎（横濱船渠）岡部梧一（川崎造船所）山本盛正（大阪鐵工所）鮎川義介（播磨造船）松尾忠二郎（淺野造船所）鈴木紋次郎（石川島造船所）澁澤正雄（函館船渠）川田豊吉（神戸海運業組合）佐藤勇次郎（海事協會）斯波忠三郎（海員協會）尾崎麟太郎（海員組合）濱田國太郎（神戸海運集會所）畑茂（日本興業銀行）寶來市松（保險協同會）鈴木祥枝、内田嘉吉 寺嶋成信、藤島範平

幹事（逓信書記官）小野猛（逓信書記官）長岡信捷（逓信書記官）福原敬次（逓信技師）重光簇（逓信技師）湊一磨

【海 運】

【運 海】

庶務に従事す

委員

戸田保忠、植村茂夫、島谷敏郎、岡田武松、石田貞二、小泉秀吉、山本源吉、米田豊治、永末新次郎、丸山直次、野村治一良、宮田武太郎、佐藤國一、磯村正之、坂本健造、濱田彪、山本盛正、陰山金四郎、濱田國太郎、尾崎麟太郎、花房太郎、田上郷吉、今岡純一郎、斯波忠三郎、伊谷以知二郎、鈴木祥枝、坂本茂、森貞範、藤村重道、大橋八郎、廣幡忠隆、山本直太郎、佐々信一

幹事

小野猛、長岡信捷、福原敬次、井上要、重光炭、淺田正一

海難防止に関する研究項目

一、航路標識

- (一) 新設航路標識の位置
- (二) 既設航路標識の改善を要すべき個所
- (イ) 燈質及光達

(ロ) 霧信號

(ハ) 電波霧信號

二、潮流調査

- (一) 特に調査を要する場所を指定
 - (二) 民間側の協力方法
- 三、流水監視氣象通報及航行警報
- 四、船体及機關
- (一) 船体諸開口の閉鎖
 - (二) 排水設備
 - (三) 防水設備四軸心の矯正

五、船舶修繕

- (一) 修繕の合理化
- (二) 老齡船の修繕

六、船積貨物

七、航法の普及及並勵行

- (一) 宣傳の方法
- (二) 小型船燈の普及
- (イ) 價格
- (ロ) 備付の検査

(三) 航法研究資料の普及

八、優良船員及船舶の表彰

- (一) 遞信大臣の表彰
 - (二) 民間側の表彰
- 九、海難救助方法
- 一〇、その他
- (一) 羅針儀の矯正
 - (二) 汽笛汽角の検査
 - (三) 海難防止の宣傳

三月十四日より十六日迄三日間開催され意想外の効果を齎らしたに鑑み左の如く會則を改正し常設的機關として遞信省内に存置された

(海難防止會々則)

第一條 本會は海難防止會と稱し事務所を遞信省管船局内に置く

第二條 本會は海事に關係ある者にして會長の承認したるものを以て之を組織す

第三條 本會は海難防止を計らんが爲左の事業を行ふ
一、海難の原因及其の防止に關する事項の調査研究

【海 運】

二、海難防止に必要な事項の普及宣傳

三、その他海難防止に効果ある事業

第四條 會長は遞信次官之に當り會務を總理す
第五條 會長は會員中より委員若干名を指名す委員は本會事業の重要な事項を審議す但し委員以外の會員と雖も特に出席して意見を述べることを得
第六條 會長は幹事若干名を任命す幹事は會長の命を承け庶務を整理す
第七條 會長は主事、書記及事務員を任命す主事、書記及事務員は會長及幹事の指揮を承け庶務に従事す
第八條 本會の事業遂行に必要な經費は有志の寄附金を以て之に充つ

國際労働會議案

七年九月セネツアに於て開催される筈であつた(無期延期)國際労働事務局主催の海事準備技術委員會へ提出される議案は左記四條である

- 一、船内八時間労働制
- 二、船内傷病に對する船主の責任範圍
- 三、港灣における船員の福利施設

四、船長及び商船士官の待遇最低限度
右議案内容左の如し

(一) 船内に於ける労働時間の規律
に關する條約草案

第一條 本條約は左に掲ぐるものに之を適用す

(イ) 公有たるも私有たるも問はず商業の爲通常海洋航行に従事する一切の船舶但し帆船、漁船、緊急の公益救援又は救助作業に従事する船舶及總噸數四百噸未満の一切の船舶を除く

(ロ) 前記(イ)號に包含せらるる船舶に使用せられ且雇人契約を爲したる一切の者但し船長、部の責任者にして當直を爲さざる者、水先人、醫師、看護部員にして専ら看護勤務に使用せらるる者、自己の計算に於て又は専ら利益分配を受けて勤務する者及全部が「スキツパー」又は船主の家族より成る乗組員を除く

第二條 本條約に於て左の用語は左の意義を有す

(イ) 「通常労働時間」船長又は部の責任者が通常の方法に依り被使用者をして特別の補償なく勤務せし

め又は其の命令に従はしめ得る時間

(ロ) 「超過時間」船長又は部の責任者が例外の方法に依り且補償を爲し被用者をして通常労働時間以外に勤務せしめ又は其の命令に従はしめ得る時間

(ハ) 「超過時間に對する補償」超過時間の補償として與へらるる休暇又は報酬

第三條 機關部員に付ては通常労働時間は海上及港内共一日八時間又は一週、一月若は一航海を基礎とし同一割合を越ゆることを得ず

通常労働時間を週、月又は航海を基礎として計算する場合一日の通常労働時間は十時間を越ゆることを得ず、且右最大限は基礎期間の三分の一の期間を限り認めらるべきものとす超過時間は一週十四時間又は一月六十時間を限り許容せらるべきものとす但し通常労働時間及超過時間を合算して一日十二時間を越ゆることを得ず超過時間は超過時間八時間に付二十四時間を基礎とし港内に於ける休暇に依り之を補償すべし若し右休暇を與ふること能はざるときは超過時間に對し普通給料率の一倍四分の一以上の現金

を支拂ふべきものとす

第四條 甲板部員及無線通信従事員に付ては通常労働時間及超過時間に關する規則は左の如く之を定むべし

イ、通常海上に於て連續二十四時間を越ゆる航海に従事し且總噸數二千噸(主として貨物の輸送に従事するもの)に在りては總噸數三千噸)を越ゆる船舶に在りては本條約第三條に掲げたる機關部員に對する規定を適用す但し入港日又は出港日に於ては前記第三條に規定したる超過時間の制限に羈束せらるることなし

ロ、本條(イ)號に定むる範圍に屬せざる船舶に在りては港内又は遮浪泊地に於て二十四時間を越ゆる碇泊するときに限り前記(イ)號の規定を適用す海上入港日及出港日に於ける勤務に就ては國內法令は通常労働時間を定め且超過時間の制限及補償を定むる規定を設くべし

第五條 國內法令は司厨部員及事務部員の労働時間に對する規定を設くべし右規定は特に連續八時間を包

含する一日十二時間の最少休憩時間を確保すべし

第六條 一切 被用者は七日に付二十四時間の連續休憩又は右週に對する補償を與へらるる權利あるものとす

週休に對する補償は出來得る限り一箇月を経過せざるに先ち又は該航海の終了直後に港内、成るべく國內港に於て與へらるべき同一期間の休暇の形式に據るべし右休暇を右の條件に依り與へざるときは週休日に爲されたる一切の勤務は普通給料率の一倍四分の一以上の現金支給に依り之を補償すべきものとす第七條 本條約の規定は安全作業に之を適用せず安全作業とは船長が船舶、積荷若は船内に在る者の安全の爲又は他の船舶若は人命救助の爲必要且緊急なりと認めたる作業を謂ふ

(二) 或る種の船舶に於ける甲板部員及無線通信従事員に對する海上に於ける労働時間の規律に關する勸告案

國際労働機關の總會は

通常二十四時間を超ゆる航海に従事せざる總噸數二千噸以下（主として貨物の輸送に従事する船舶なる場合に在りては三千噸）の船舶に於ける甲板部員に對し國內法は海上、入港日に適用すべき通常労働時間を含め且超過時間の制限及補償を定むる規定を設くべきことを定むる船内に於ける労働時間の規律に關する條約案第四條（ロ）號の規定の完成を望まじし

右規定を設くるに當りては各締盟國は前記條約案第四條（イ）號に定むる範圍に屬する船舶に於ける甲板部員及無線通信従事員に對し規定せる規則を指針とすべきことを勧告す

（三）船内に於ける司厨部員及事務部員の労働時間に關する勸告案

國際労働機關の總會は

船内に於ける労働時間の規律に關する條約案を採擇し其の第五條に於て國內法は司厨部員及事務部員の労働時間に對する規定を設くべく右規定は特に前記の者に連続八時間を包含する一日十二時間の最少休

憩時間を確保すべきことを規定したるに依り

右條約を完成する爲各締盟國は機關部員及甲板部員に對し前記條約案第三條及第四條に規定せる規則を司厨部員及事務部員特に其の勤務が繼續的又は規則的なる者に對し出來得る限り擴充する様規定を設くべきことを勧告す

（四）船内傷病船員と船主の責任條約草案

（海員の傷病又は死亡の場合に於ける船主の責任に關する條約草案）

第一條 本條約を批准する各締盟國は海員の傷病又は死亡の場合に於て少くも本條約に定むる程度に於ける船主の責任に關する制度を設くべきことを約す

第二條 （一）船主の責任は軍艦を除くの外締盟國の國籍を有し通常海洋航行に従事する一切の船舶に於て使用せらるゝ一切の者に關し之を適用す

（二）國內法令は左に掲ぐる者に關し例外を設くることを得

イ、商業に従來せざる公の關の船舶、沿岸漁船及

總噸數二十五噸未満の舟艇に使用せらるる者

（ロ）船主以外の使用者の爲に船内に於て使用せらるる者

（ハ）船舶の修繕及貨物の積卸の爲港内に於てのみ使用せらるる者

（ニ）船主の家族たる者

（ホ）水先人

第三條

（一）船主の責任は左に掲ぐる事故を保護すべきものとす

イ、雇傭の開始より終了までの間に發生したる傷

病

ロ、雇傭の開始より終了までの間に發生したる傷

病に基因する死亡

（二）然れども國內法令は左に掲ぐるものに付例外を設くることを得

イ、船務に従事せざるに於て受けたる傷

病、傷病者又は死亡者の故意の非行に基因する傷

病及雇傭契約締結の際故意に隠蔽したる疾病若

は障害

第四條 船主の負擔に依る救済は左を包含す

イ、醫療並適當且充分なる藥劑及醫療用具の供給

ロ、食料及宿泊

第五條

（一）船主は傷病海員の治療し又は疾病の不治なること若は労働不能の永久的なることを確認せらるる迄救済の費用を負擔すべし

（二）然れども國內法令は本條第一項に規定する條件を具備せざる場合と雖船主の負擔に依る救済は傷病を受けたる日又は疾病の發生より十六週間より少からざる期間を経過したるときは終了すべきことを定むることを得

（三）尙海員に適用せらるゝ強制疾病保險、強制災害保險又は労働者災害補償に關する法制を有する國に在りては國內法令は船主の責任は右の法制に依る醫療給付を受くる権利の開始せらるる時に終了すべきことを定むることを得

第六條

(一) 勞働不能を招來したる傷病の場合は左の給與を爲すへし

イ、傷病海員が船内に在る期間中は給料の全額
ロ、若し傷病海員が扶養すべき者を有するときは其の下船の時より傷病の治癒する迄又疾病が不治なること若し勞働不能が永久的なることか確認せらるゝ迄の間國內法令の定むる條件に従ひ給料の全額又は一部

(二) 然れども國內法令は本條第一項(ロ)號に規定する條件を具備せざる場合と雖船主の負擔に依る給料の金額又は一部の支拂は傷病を受けたる日又は疾病の發生したる日より十六週間より少からざる期間を経過したるときは終了すべきことを定むることを得

(三) 尙海員に適用せらるゝ強制疾病保險、強制災害保險又は勞働者災害補償に關する法制を有する國に在りては國內法令は船主の負擔に依る給料の全額又は一部の支拂は右の法制に依る現金給付を受ける權利の開始せらるゝ時に終了すべきことを規定すへし

定することを得

第七條

(一) 船主は傷病に因り航海中下船したる一切の傷病海員の送還費用を負擔すへし

(二) 傷病海員を送還すべき港は雇入港、發航港、本國港又は海員と船長若し船主と契約し且權限ある機關の認可を経たる其の他の港たることを要す

(三) 送還費用は旅行中に於ける傷病海員の運送、宿泊及食糧に關する一切の費用を包含すへし

右は其の所定の出發の時に至る迄の生活費をも包含すへし

(四) 船主は若し傷病海員が勞働の能力を有するときは之に本條第二項に定むる目的地の一に向ふ船中に於て適當なる職務を與へ送還に關する責務を免るゝことを得

第八條

(一) 船主は海員が船内に於て死亡したる場合又は陸上に於て死亡し其の際死亡者か船主の負擔に依り救濟を受くる權利を有する場合は埋葬の費用を負

擔すへし

(二) 國內法令は社會保險又は勞働者補償法制に於て死亡者に對し埋葬に關する給付を爲すことを認むる場合は船主の負擔したる費用を保險機關より償還すへきことを規定することを得

第九條

(一) 船主又は其の代理人は傷病者又は死亡者の船内に在る財産の保護に關し必要なる一切の手段を採るへし

(二) 特に船内に於て死亡ありたる場合には船主又は其の代理人は遺産目録及其の死亡者に支拂ふべき給料の計算書を作成し且其の遺産及給料を國內法令に従ひ指定せらるゝ死亡者の權利承繼人又は權限ある機關に引渡す迄は之に對する責任を有す

第十條

(一) 國內法令は傷病又は死亡の場合に於ける船主の責任に關する紛議の迅速にして費用低廉なる解決を確保する爲め規定を設くへし

(二) 特に國內法令は外國に於て發生したる紛議に關

し假の効力ある決定を爲す權限を有する機關に關する規定を設くへし

(五) 港に於ける海員の福利増進に關する勸告案

海員は其の職務の性質上往々にして長期間に亘り家庭生活の利益を奪はれ又入港中殊に外國に在りては特別の危険と困難に曝露せられ而も其の餘暇を利用し福利を増進し且一般勞働者の健康を保護する爲め施設の利益を享受することは常に必ずしも可能に非ざるに因り或る國々の政府及諸種の私設の団体は港に於ける海員に對する特別なる援助並保護の爲め各般の措置を講じ居れるも此の種の保護は可能なる限り多數の海員に及ぼすべきものなるに因り、且國に因り又は地方に依り其の必要の程度及慣習は異なるものありと雖も此の種の活動に關する主要なる形式を國內的に將亦國際的に促進統整することの重要なに因り總會は國際勞働機關の各締盟國は港に於ける海員の福利増進の爲次の原則及方法を考慮すべき事を勸告す

【海 運】

第一 一般組織

- 一、次の目的を達成する爲各主要港に船主、海員、國及地方官廳並主なる關係團體の代表者を可能なる限り包含すべき公の又は公認の機關を設置するを望まんとす
- イ、海運國の領事官憲を包含する各種の關係官憲又は團體と可能なる限り連絡を保ち港に於ける海員の狀態に關する一切の有益なる報告及意見を蒐集すること
- ロ、右狀態の改善の爲の措置の採用適用及統整に關し權限ある政府當局官憲及團體に對し勸告を爲すこと
- ハ、必要あるときは右の如き措置の實行に關し他の權限ある團體と協力すること
- 二、國際勞働事務局をして諸海運國政府に報告を爲し兼ねて其の活動の統整を援助することを得しめんが爲各國政府は事務局と連絡を保ち港に於ける海員の私利増進に關し得たる經驗を實現せられたる進歩と三年毎に一切の有益なる報告を事務局に供給すべし

きことを望まんとす

第二 規則

- 總會は左の事項を勸告す
- 三、法律又は規則を制定し海員を或種の設備又は船渠に於て曝露せらるゝことあるべき危険より保護する爲の措置を採るべし。右措置には左の事項を包含すべし
- イ、例へば酒店の數を制限し其の閉店時間を一定する等の方法に依る酒類販賣に關する規定
- ロ、酒店に於て一定年齢以下の年少男女を使用することの禁止
- ハ、麻醉劑の販賣及使用の制限に關する國際協定の諸規定の適用
- ニ、船渠及一航港灣區域に相當の理由なくして立入ることを禁止すること
- ホ、實行可能なる場合は固定又は可動の柵圍を以て船渠區域を遮斷し及波止場埠頭其他船渠の危険なる部分の周邊を保護すること
- ヘ、充分なる照明を施し且必要なる場合は船渠及其

の出入路に標識を設くること

- 四、前記の措置の勵行を確保し其の効を大ならしむる爲左に掲ぐる監督の措置を執るべし
- イ、港灣區域に在る酒店又若し必要ありと認むるときは旅館宿屋下宿屋又は之と類似の設備の監督
- ロ、酒類若し麻醉劑を不正に船内に持込み又は其の他の不正なる目的を行ふことを防止する爲船舶と陸岸との間を往航する船夫其他船舶を訪る者を船長と官憲と相協力して監督すること
- ハ、港灣區域には特別に訓練裝備せられたる適當の警察力を保持し他の監督機關と連絡を保つこと
- 五、外國海員の保護を一層完からしめんが爲彼等と領事との間の連絡及領事と當該地方又は當該國官憲との間の有効なる協力を容易ならしむる爲め措置を講ずべし
- 第三 保護
- 海員の健康を特に保護せんが爲總會は左の事項を勸告す
- 六、港灣の近傍及海員が屢往來する地域に於ける直接

又は間接の誘惑行爲は之を極力防遏すべし

- 七、左の事項を海員に周知せしむる爲一切の有効なる措置を執るべし
- イ、海員の罹り易き疾病殊に結核病熱帶病及花柳病の危険及其の防止方法
- ロ、疾病に罹りたる海員をして治療を受けしむる必要及斯くの如き治療を受くる爲に利用し得べき便宜
- 八、疾病に罹りたる海員の治療に付ては左に掲ぐるが如き適當の方法に依り便宜を與ふべし
- イ、一九二四年ブラツセル協定に定められたる所に從ひ花柳病に對する無料にして繼續的なる治療は之を可能なる限り擴充すること
- ロ、容易に且國籍又は信教の差別なく港に於ける病院及施藥所を海員に開放すること
- ハ、結核病に對し國民を保護する爲定められたる規定を可能なる限り廣汎に外國海員に適用すること
- 第四 宿泊及娛樂施設
- 九、總會は少くとも比較的大なる港に於ては海員が港

【海 運】

に滞在する間は之に對し物質的及一般的援助を與ふる爲の措置を執ることを勸告し且特に次の措置を推奨す

イ、一切の必要な條件を満足せしめ且相當の價格を以て適當の飲食物を供給し及宿泊を爲さしむる海員宿泊所を設置し又は之を發展せしむる事

ロ、集會室及娛樂室（酒保、遊技室、圖書室等）を備ふる施設—右は海員宿泊所と區別するを得べきも之と可能なる限り連絡を保つを要す—を設置し又は之を發展せしむること

ハ、可能なる場合は船舶のスポーツ俱樂部と協力し運動、旅行等の如き保健の爲の娛樂を組織すること

第五 給料、貯蓄、及送金

十、海員が貯金を爲し其の貯金を家族に送付することを援助する爲總會は左の事項を勸告す

イ、海員殊に外國に在る海員をして其の給料の全部若は一部を預金又は送金することを得しむる爲領事、船長船主の代理人又は信頼し得る私設機關と

協力して運用せらるゝ簡單迅速且安全なる組織を採用すること

ロ、海員をして其の希望に依り雇入署名の際又は航海中給料の一部を割當て之を定期に其の家族に送付することを得しむる組織を創設し又は之を一般的に適用すること

第六 海員に對する報道

上記勸告の大部分の措置の成否は之を適當の方法を以て海員の間周知せしむることに懸ること大なるものあるに鑑み總會は左の事項を勸告す

十一、斯くの如き海員に對する周知は本勸告第一項に掲ぐる官廳、關係機關並可能なる限り船舶職員、醫師及船舶スポーツ俱樂部の援助する權限ある團體に依りて組織せられ且實行せらるゝことを要す

十二、前記の周知には左の事項を包含するを可とす
イ、寄航港又は當該船舶の向ふ次の港に於て海員の利用し得る便宜に關し最も適當にして且事情を明白ならしむるに足る國語を以て刊行したる小冊子を陸上又は船内に於て配布すること

ロ、比較的大なる港に海員が容易に利用し得且有益なる説明又は案内を直接與へ得る者を配置せる情報所を設くること

ハ、海員の保健及一般的保護の爲緊要なる若干の指示を船員手帖に記入すること

第七 財政組織

十三、本勸告に於て考慮せられたる措置の實行に必要な資金を得る爲の可能なる方法は其の措置自体の性質に依り又相違なる國及港に於ける特殊の事情に應じ相違すべしと認めらるるも總會は各國政府は次に掲ぐる事項の可能性に關し特に注意を拂ふべきものと思想とす

イ、政府又は地方官憲の補助金其の他の物質的援助（例へば海員の宿泊所及集會所に充つる建物若は敷地の借入又は購入の爲の下附金貸付金若は便宜）
ロ、社會保險機關其の他疾病豫防關係機關に依る資金

ハ、船主及海員團體慈善團體等の自發的資金
十四、尙總會は右資金を募集監理を爲すべき政府、官

憲及團體は單に特定の國籍を有する海員のみを考慮することなく國際連帶の精神に則り可能なる限り寛大廣量に活動すべきことを特に要望す
（六）商船の船長及當直士官に對する職務上の資格の最低要件に關する條約草案

第一條 本條約は

軍艦
商業に従事せざる政府の船舶又は官廳の用に供する船舶
娛樂用「ヨット」

を除くの外海洋航行に従事する一切の船舶に之を適用す但し總噸數二百噸未満の船舶に關しては國內法令に依り除外又は例外を設くることを得

第二條 本條約に於て左の用語は左の意義を有す
イ、船長「又はスキッパー」船舶の指揮又は監督に任ずる一切の者
ロ、「當直」任スル運轉士「水先人を除き現に船舶の航海を監督する一切の者

ハ、「機關長」船舶の機械的推進に付常に責に任ずる一切の者

ニ、「當直ニ任スル機關士」現に船舶の機關の運轉の責に任ずる一切の者

第三條 船内に於ける船長若はスキツパー、當直に任ずる運轉士機關長又は當直に任ずる機關士、の職務は當該船舶の掲揚する國旗國たる締盟國の官廳が發給し又は承認し且右の職務を執行するに足る資格を證明したる免狀を有する者に非ざれば之を執行することを不得

前項に掲ぐる職務は其の何れを問はず之に相當したる免狀を有する者に非ざれば之を執行することを不得
不可抗力の場合に限り本條規定の例外を定むることを得

第四條 本條約第三條に掲ぐる免狀は左の主要条件を具備するに非ざれば之を發給することを不得
イ、最低年齢

ロ、一定期間の職業上の經驗は本條約第二條に定め

たる職務の執行に必要な資格の保有を審査する目的を以て權限ある官廳の組織し且監督する一又は一以上の試験の合格

右條件の適用細目に付ては國內法令に依り之を定むべし但し批准の日より三年の期間を限り各締盟國は當該職務に付充分なる實地の經驗を有し且其の職務に關し何等重大なる技術上の過失なかりし者に對しては前記(ハ)號の條件の具備を要せずして第二條に定めたる何れの職務に對しても免狀を發給することを不得

第五條 本條約を批准する各締盟國は有効なる検査方法に依り其の適正なる實施を確保すべし
國內法令は當該國旗を掲揚する船舶が本條約に違反したることを發見したるときは其の船舶を抑留し得べき場合に付規定すべし

本規約を批准したる締盟國の官廳が同じく本條約を批准したる他の締盟國の國旗を掲揚する船舶に付條約規定の違反を發見したる場合は前記官廳は船舶の掲揚する國旗國たる締盟國の領事に之を通知すべし

第六條 國內法令は本條約第三條及第四條の規定に違反したる場合之に適用すべき制裁刑(罰又は懲戒)を定むべし

制裁は特に左の者に付規定すべし

イ、本條約の要求するが如き證明なき者を使用する船主若は其の代理人船長又はスキツパー

ロ、本條約第二條に定められたる職務の何れを問はず之に相當する免狀を有せざる者をして右職務を執行することを許容したる船長又はスキツパー
ハ、前記第二條に定めたる職務の何れを問はず之に相當する免狀を有せずして偽造又は虚偽の文書に依り右職務を執行すべき契約を爲したる者

(七)海員の爲の疾病、保險に關する條約案草案

第一條 本條約を批准する各締盟國は以下に規定する條件と少くも同等に有利なる條件に基く海員の爲の強制保險を設くることを約す

第二條

一、強制疾病保險は軍艦を除くの外締盟國の國籍を

有し且海洋航行又は海上漁業に従事する船舶に於て使用せらるゝ一切の者に之を適用す

二、各國の法令又は規則は左の者を保險義務より免除することを不得

イ、公の機關の船舶にして商業に従事せざるものに於て使用せらるゝ者

ロ、締盟國の領域内に居住せざる労働者

ハ、所定の年齢制限以下又は以上の労働者

ニ、標準報酬に比し高き報酬を受くる船長及士官

ホ、使用者の家に屬する者

ヘ、水先人

第三條

一、疾病の爲労働不能に爲りたる被保險者は給付の支拂はるべき最初の日以後少くも最初の二十六週間労働不能に付現金給付を受くる權利を有す

二、給付を受くる權利は被保險者が第一に資格期間を完了したること及労働不能の當初より計算して數日の待期の満了したることを條件と爲すことを得

- 三、被保険者に支給せらるる現金給付は強制疾病保険の一般制度が存在するも海員に適用なき場合右一般制度に依り規定せらるるよりも一層低き率を以て之を定むることを得す
- 四、現金給付は左の場合に於て之を支給せざることを得
 - イ、被保険者が船上又は外國に在る期間
 - ロ、被保険者が保険機關又は公の基金に依り扶養せらるる期間尤も被保険者が家族に對する責任を有するときは現金給付は一部分のみ之を支給せざるものとす
 - 五、現金給付は被保険者の故意の非行に因り生したる疾病の場合に於ては之を減額し又は拒絶することを得
- 第四條
 - 一、被保険者は其の疾病の當初より且少くも疾病給付支給の所定期間の終了する迄無料を以て充分資格ある醫師の治療並に適當にして充分なる藥劑及治療材料の支給を受くる権利を有す

- 二、尤も醫療給付の費用中各國の法令又は規則に依り定めらるべき部分の支拂を被保険者に請求することを得
- 三、醫療給付は被保険者が船上又は外國に在る期間之を支給せざることを得
- 四、事情に依り必要あるときは保險機關は病者をして入院治療を受けしめ之に必要な醫療及看護と共に充分なる扶養を與ふることを得
- 第五條
 - 一、被保険者が外國に在り且疾病の爲其の賃銀を受くる権利を喪失せるときは締盟國の領域に其の歸還する迄保險機關に依る手當は其の家族に支給せらるるへし
 - 二、各國の法令又は規則は次の給付を支給することを命し又は許可することを得即ち被保険者が家族に對する責任を有する場合第三條に定めらるる現金給付の附加的給付被保険者の家に屬する者にして之と同居し且其の扶養を受くる者の疾病の場合に於ける實物救済又は現金救済

第六條

- 一、各國の法令又は規則に依り定めらるる母性給付は疾病保險機關に依り又は其の費用に於て締盟國の領域内に在る被保険者たる婦人に支給せらるるへし
- 二、各國の法令又は規則は被保険者の妻の爲疾病保險機關に依る母性給付を設くることを定め又は許可することを得

第七條

- 一、被保険者の死亡の場合には各國の法令又は規則に依り定めらるる額の現金給付は死亡者の家に屬する者に支給せられ又は葬儀費用を支辨する爲に充てらるるへし
- 二、前項に定めらるる現金給付の支給は死亡したる海員の遺族の爲年金制度を設置したる締盟國に對しては強制的ならざるへし

第八條 前被保険者は最後の雇傭契約の終了後一定期間中に發生する疾病に關しても保險給付を受くるの權利を有す右の期間は各國の法令又は規則に依り逐

次の雇傭契約の間の通常の間隔を包含する様定めらるるへし

第九條

- 一、被保険者及其の使用者は保險制度の財源を分擔すへし
- 二、權限ある公の機關に依る財政上の負擔に付ては各國の法令又は規則に於て之を定むること

第十條

- 一、疾病保險は權限ある公の機關の行政上及財政上の監督の下に在る自治の機關に依り管理せらるるへし且營利の目的を以て行はるるへし
- 二、被保険者は當該國の法令又は規則に依り定めらるべき條件に従ひ管理に参加すべく右法令又は規則は又關係ある者及其他の者の参加に付ても定むることを得

第十一條

- 一、給付を受くる權利に關する爭議の場合には被保險者に出訴の權利を與ふへし
- 二、爭議に關する手續は特別の裁判所の所管たらし

むることに依り又は各國の法令又は規則が適當に認むる其の他の方法に依り被保險者に對し敏速且低廉ならしむへし

◇民間業者、時局對策 海運業不振に對する營業者側の論議提唱せる政策的諸問題は左の如し

海運時局損害と對策

滿洲事件並に英國金本位制停止は我海運業に對し全く致命的打撃であつた從てこれか不況對策に就て十月十九日(六年)東京丸ノ内工業俱樂部に東西主要船主會議を開き小野管船局管理課長の臨席を求め種々協議の結果關西側提出案を決議した

- 一、金輸出禁止の實行
- 一、英貨運賃をことごとく英國に保留して値上げを待ちこれを擔保に内地金融業者から金額融通を受けること圓貨換算はバーによることとし英貨下落の差額の場合は政府が補填すること
- 一、外國船輸入禁止案
- 一、解体船獎勵資金案

一、繋船に對する低利資金融通案
右決議の主旨を逕信省に親しく陳情して善後策の解決に奔走努むる所があつた因に日本船主協會の調査せる時局損害は左の巨額に上つた

海運時局損害調

- 一、社船側の損害
主として内外定期航路を經營せる日本郵船、大阪商船近海郵船、日清汽船及南洋郵船に在ては其經營航路中亦多くの命令航路を包含せるを以て直に當該航路の整理に着手すること困難なるべきも事態の推移如何によりては根本的對照措置を講ぜらるゝに至るべし然れども今其損害程度を關係各社の最近決算期に於ける實數を基礎として算出すれば左の如し
- 一、支那排日の影響
各社計 金壹千八百貳萬圓
- 二、磅貨低落に因る影響
各社計 金八百六拾四萬圓
- 三、上記兩原因による間接的影響

磅貨低落の影響として本邦輸出入貿易の不振、製造工場縮小による物資移動の減少其他外國航路船の支那揚貨物杜絶等による損害は相當額に達すべきも今直に計數的推算を得ること困難なるを以て之を省略す

二、社外船側の損害

本邦社外船業者は内外自由市場に於て海運業に従事せる關係上勢ひ運航的採算を以て業基と爲せるものなるが故に這回の兩事件の如き衝動に遭遇せば其影響は一層深甚なるものあり今年九月二十日現在に於ける社外船配船状況を基礎として今日に至る迄の實情に照し其損害額を算出すれば左の如し

- 一、支那排日の影響 金參千七百八拾萬圓
- 右損害額算出の基礎
- イ、近海第一區及第二區就航船二百五十萬重量噸(以下總て重量噸を以て表示す)の内七十萬噸が配船不能となる
- ロ、太平洋航路就航船五十萬噸の内其の三分の一即ち十七萬噸が配船不能となる

ハ、印度濠洲方面航路就航船二十四萬噸の半數即ち十二萬噸が配船不能となる

以上配船不能の噸數約壹百萬噸に對する一ヶ月一噸當り運賃を平均參圓拾五錢とし之が一ヶ月の損害額約金參百五拾萬圓の年損害額約金參千七百八拾萬圓

二、磅貨低落に因る影響 金九百九拾萬圓

右損害額算出の基礎

- イ、太平洋方面就航船に於て約八萬噸其他の遠洋航路に於て約八萬噸合計約十五萬噸の撤退を見るべきを以て此喪失運賃一ヶ月一噸當り平均參圓五拾錢を以て計算すれば一ヶ月の損害額金五拾貳萬五千圓一ヶ年の總損害額約金六百參拾萬圓
- ロ、歐洲大西洋方面殘留就航船約二十八萬三千噸に對し一ヶ月一噸當り平均運賃參圓五拾錢として計算すれば一ヶ月の運賃總額約金壹百萬圓となり磅貨低落に依る運賃收入差損を三割として一ヶ月の差損額金參拾萬圓一ヶ年の損害總額金參百六拾萬圓
- 三、上記兩原因の間接的影響

金貳千參百參拾五萬圓

右損害額算出の基礎

イ、近海航路殘留就航船を百三十五萬噸と推定し一ヶ月一噸當り平均運賃參圓として計算すれば一ヶ月の運賃額約金四百萬圓となる依て之が運賃の低落歩合を四割と見込み金壹百六拾萬圓一ヶ年の損害額金壹千九百貳拾萬圓

ロ、太平洋航路殘留就航船三拾三萬噸に對する一ヶ月一噸當り平均運賃參圓五拾錢として計算すれば一ヶ月の運賃總額金壹百拾五萬五千圓となる依つて運賃の低落歩合を三割と見込み約金參拾四萬六千五百圓一ヶ年の損害總額約四百拾五萬圓

以上の損害を綜合すれば

一、社船合計 金貳千六百六拾六萬圓

運賃總額金壹億參千壹百萬圓の約二割

二、社外船合計 金七千壹百萬圓

運賃總額金壹億參千萬圓の約五割五歩

右二口合計金九千七百七拾壹萬圓

右の外配船不能による繋船の臨時支出として船員下船

手當約金百貳拾萬圓を要するのみならず爾後繋船費用として一ヶ年約金貳百萬圓通計金參百貳拾萬圓を加算することとなり總額實に壹億圓を超ゆ

日本船舶統制會社案

神戸船主會は過剩船腹整理自力更生案として左記内容の日本船舶統制會社設立案を提唱し船主協會にこれが具体化を建議したが結局海事審議會案たる船質改善案となり具体化した観がある

(起業目論見書)

本會社の目的を遂行せんが爲め我國過剩船腹の整理促進をなさんとす

一、過剩船腹整理の範圍

現時我國船舶は總噸數壹百萬以上のもの一千八百二十四隻、四百二十二萬七千八百五十六噸(管船局調査昭和七年三月一日現在)あり

此中官廳公署所有船、特殊船及び河川湖沼用船等を除けば、大体に於て日本船主協會に所屬せる百二十七船主の八百八十七隻、三百三十五萬七千四百二十

所有總噸數壹百萬に付

壹株(壹百萬噸未滿は四拾五入とす)

同旅客輸送を主たる目的とする船舶 壹株に對しては總噸數貳百萬に付

但し日本船主協會々員に非ざる船主と雖も我國海運團結の趣旨に基き成る可く本會社株式の割當てに應募せしむる様努むることとす

(例を擧ぐれば總噸數三千噸の船主は株式三十株此額面壹千五百圓の四分の一なる金參百七拾五圓を拂込むものとす)

五、本會社事業をなす爲の資金

船腹調節をなす爲め本會社の買入る船舶代金は融資を仰ぐこととし、之が擔保として購入したる船舶を充て、最大限度壹千萬圓迄を船舶購入の都度借入るものとす

六、本會社の購入する船舶

本會社株主の所有する船舶に限ることとし大体に於て總噸數五十萬噸に達せしむ可く之が買價は總噸數一噸に付金貳拾圓見當とす

六噸(昭和七年五月末調)に近くこれを以て團体的行動を執り得るものと認め、之を基礎として整理の計を樹立せんこととす

二、管理すべき船舶

前掲三百三十五萬七千噸餘の船舶中實際過剩せりと認めらるる船腹は大約總噸五十萬噸(重量噸約七十五萬噸)にして、これは老齡船必ずしも不經濟船なりと斷定するを得ざれども原則として、それ等のものを主とし、之を本會社に於て買上げ一定場所に繋船し適當なる管理及び處理をなさんとす大連置籍船舶の爲には姉妹會社を作りて之に當らしむ

三、本會社の資本金

金貳百萬圓(壹株五拾圓四萬株とし)第一回拂込みを四分の一とす

右は本會社事業の融通資金とす

四、本會社の株式募集方法

日本船主協會々員に對し其所有船舶の噸數に割當つ割當率

七、借入金の償還及び利息支拂

イ、借入金は十ヶ年々賦を以て償還することとし、これに對する利息は一ヶ年四分見當とす
ロ、償還金の一部、利息及び會社の經費に充つる爲め、本會社株主を事業加盟船主となし、加盟船主は所有船舶總噸數一噸に付一ヶ月金貳錢を繰出するものとす

(然れば現在日本船主協會所屬會員所有船舶總噸數三百三十五萬七千四百二十六噸より本會社の管理すべき約五十萬噸を除き、二百八十五萬七千餘噸其中旅客輸送を主たる目的とする船舶約九十萬噸を半額とする四十五萬噸を差引けば大約二百四十萬噸、之に非協會員たる船主のもの十萬噸と見て約二百五十萬噸となり之が一ヶ月一噸二錢の繰出金は五萬圓、一ヶ年六十萬圓となり、償還の一部利息經費の支拂に充つることとす
例を擧ぐれば總噸數三千噸(重量噸五千噸)の船主は一ヶ月六拾圓を繰出することとなる)
ハ、此賦課金負擔の免除は左の各項に限る

1 所有船舶の喪失したるとき

2 日本國籍を喪失したるとき

ニ、船舶を本會社又は加盟船主以外に賣却又は讓渡したるときは殘存期間の賦課金を支拂ふものとす
ホ、加盟船主が船舶を新造又は輸入したるときは就航と同時に賦課金の割當をなすものとす

八、購入船舶の管理並に處理

イ、一定の場所に集め繋船管理をなし逐次解撤をなす

但し市場の動きにより外國船の侵入するが如き場合はこれが一部を就航せしめ運賃の調節を計ることを得るものとす

ロ、處理は當初より約四ヶ年間に完了する豫定にして、之に依り得たるものは總て償還金に充つ、償還に對する豫算は別表に示すが如し

九、船舶提供の獎勵

本會社に於て購入する船舶の提供を獎勵する爲め左の獎勵制度を設く

若松—横濱間石炭運賃を基準とし一ヶ年を通じ平

均壹圓の標準（平均の算定は毎月上、中、下三旬毎の平均をとり一年三十六回のものな又平均す）

より拾錢を一單位とし、拾錢騰る毎に特別賦課金を加盟船主の就航船舶噸數一噸に付金一錢を課し最高限度を五錢とす、即ち壹圓五拾錢以上に騰る共五錢を以て限度とす

この賦課金を一ヶ年の終りに於て計算し本會社に船舶を提供せる船主（元権利者）に噸數の按分比率を以て分配す

十、株式の讓渡制限、

本會社株式の讓渡はこれが濫りに行はるるときは船舶統制上、支障を來す虞あるを以て一切記名式とし、

其讓渡には重役會の決議を得べきものとす

十一、外國船舶輸入の防遏

本會社が相當の犠牲の下に船腹の調節を計るゝ雖も外國より老齡船の輸入相次ぐときは意義を没却すべきに付、其の輸入の防遏は銳意實現を期すべく殊に解撤を目的とする船舶の輸入に於て然りとす

十二、乗組員失業の對策

これ等船舶の管理により失職せる乗組員に對しては加盟船主の所有船舶に缺員を生じたるを以て其雇入れに優先權を與ふるものとす

十三、起業豫算

年 度	借入元金	購入船舶處理により得たる償還金	支拂利息	經 費	賦課金收入	殘存金
第一年度	10,000,000	—	400,000	380,000	600,000	—
第二年度	8,375,000	1,625,000	335,000	140,000	600,000	—
第三年度	6,750,000	1,625,000	270,000	108,000	600,000	—
第四年度	5,125,000	1,625,000	225,000	73,000	600,000	—
第五年度	3,500,000	1,625,000	180,000	36,000	600,000	—

【海 運】

（賦課金による償金）

【海 運】

第六年度	二,500,000	500,000	100,000	三,000,000	六〇〇,〇〇〇
第七年度	二,000,000	500,000	八〇,〇〇〇	三,000,000	六〇〇,〇〇〇
第八年度	一,500,000	500,000	六〇,〇〇〇	三,000,000	六〇〇,〇〇〇
第九年度	一,000,000	500,000	四〇,〇〇〇	三,000,000	六〇〇,〇〇〇
第十年度	500,000	500,000	二〇,〇〇〇	三,000,000	五〇〇,〇〇〇
計	10,000,000	1,500,000	200,000	6,000,000	4,100,000

備考
 買船五十萬噸を四ヶ年間に處理し合計六百五十萬圓を償還し餘額は賦課金を以て償還す
 一ヶ年利子
 四歩とす
 買船の管理費及會社經費にして第六年度より管理費を要せざるに當り、假に二百五十萬噸に對する一ヶ月貳錢の割當として算定す

右に依り十ヶ年の終りに於て資本金貳百萬圓の四分の一拂込五拾萬圓の外四拾壹萬圓の剩餘金を生じこれを株主に配分す
 ロ、本起業豫算に於ける借入金が第一年度に於て壹千萬圓に充たざるときは利息經費等に相當輕減あるべく之によつて生ずる剩餘金は將來本會社の未排込株金に充當することを得るものとす

海員組合大會決議案

日本海員組合の第十一回總會及び大會は七日神戸市の

- 組合本部で開催左記議案を決議し實行を期することに
 大會議案審査委員長米窪滿亮氏が議案を報告、議事を進め
- 一、船内八時間労働制の確立に關する件
 - 二、船舶乗組員制度（船醫を含む）の確立に關する件
 - 三、自主的労働組合法の制定に關する件
 - 四、失業保險の制定及實施に關する件
 - 五、普通船員居室其他の改善に關する件

六、港灣都市に於ける對海員施設の施設並改善に關する件

七、年二回定期昇給制度確立に關する件

八、各種手當制度の確立及同一比率實施に關する件

九、現行不在投票制度の改正に關する件

一〇、官船乗組員に關する海商法適用に關する件

一一、水夫長火夫長司厨長優遇に關する件

一二、船内食料の改善に關する件

一三、日本國旗を掲ぐる船舶乗組員は必ず日本人たる事に關する件

一四、デーゼル船機關部員増員及保健に基づく公暇制定に關する件

一五、最低賃金復舊に關する件

船体保險料引上反對

船体保險協同會が八月一日から保險料引上を斷行したことは不振に困憊せる海運業の致命的打撃である見地からこれが反對は船主協會を中心に海事協同會海員團體等の憤起應援となり大問題化し八月十四日船主協會東上委員は保險協同會に嚴重なる交渉を爲すと共に二

【海 運】

十日遞信省並に商工省當局を訪ひ善後對策を陳情したが商工省に對しては根本策として左記主旨の陳情をした

- 一、船舶再保險の國營社設立
- 一、資本金五千萬圓程度を有する官民合同の保險會社設立
- 一、船主相互組合組織による保險の實施
- 一、自家保險を完全に行ひ得るやう現行法を改正すること

市 況 大 勢

◇俄然、致命的材料出現、頹勢氣配を以て下半期に入つた我海運界は北洋材の出廻順調に辛じて市況を維持し秋季の一般作柄如何を唯一の材料とし多少の期待を保持して前途に備へつゝあつた矢先九月十八日滿洲事件が突發する次いで英國政府が二十日金本位制停止を斷行したので我海運界は排日と磅爲替崩落の二大壓迫材料併發で愈々致命的打撃を蒙るに至り折角の遠洋配船焦

【海 運】

慮も絶望となり定期船不定期船を通じて大恐慌大繋船時代を突發し折角期待された戦債モラトリアムも何等の効果を現はさず世界的經濟界の不安暗黒時代は到來した左に前半期の市況を記す

	七月	八月	九月
大型備船料	一、〇〇錢	一、〇〇錢	九五錢
小型備船料	二、〇〇錢	二、〇〇錢	一、八〇錢
南米英歐運賃	一六志半	一九志	一九志
北洋材運賃	八五圓	八〇圓	空圓
若濱運賃	九〇錢	九〇錢	八〇錢

◇大恐慌、金再禁波瀾、獨逸の破綻を動機にフーヴァ大統領が戦債支拂延期を發表し謂ゆるフーヴァ景氣は行詰れる世界經濟界に多少の緩和が期待されたが事實は豫想を裏切り突如英國の金本位停止となり滿洲事件突發で海運界は大恐慌殊に日本船は排日と磅建運賃の不利で大部分の活動範圍は閉鎖され定期船さへ休航乃至配船減少といふ稀有な慘狀であつた即ち支那中心の貨物輸送は全然積取不能となり亦磅建運賃は磅の暴落に依りこれ又配船不能の慘狀に達着し斯くて海運界は

全く立往生となり大手筋は船主と協力し採算無視の歐洲配船を競ふたが十二月に對英爲替は三志突破といふ慘落で全然不能となり到る所に繋停船を見るに至りこの狀況を以て推移せば未曾有の大繋船各船主は莫大なる損失に破綻を續發する慘狀であつたが突如政變を見るに至り大養政友會内閣は十三日組閣と同時に金輸出再禁止を斷行したので我海運界は全く蘇生の思ひで遠洋配船の苦痛が除去され一方濠洲小麥輸入まで歲末に際し市況稍々好轉し前途に對し多少の期待を以て越年した試に後半期の市況波瀾狀況を示す

	十月	十一月	十二月
大型備船料	八〇錢	七〇錢	六五錢
若濱運賃	七〇錢	六五錢	七五錢
日英爲替	二七、二九	二七、二九	二七、二九
繋船(遞信省)	二七、二九	二七、二九	二七、二九
停繋船(社外船)	二〇六、八三	二五、三五	三〇、〇九

◇希望に迎へた新歲、金輸出再禁止と大養積極内閣に希望を懸けた新春の海運市場は支那の排日に伴ふ配船難に拘らず一月中旬の配船は左の如く比較的順調であつた

	七年	六年
歐米方面	三隻	五〇、八〇七噸
北米太平洋	五〇	四七四、八一
濠洲方面	五	四八六、〇八九
南洋近海二區	五	三三、四九三
近海一區	二八〇	一、七五、九四〇
停繫船	五	二八六、三六七
入渠船	三六	一六九、八七〇
		三二、五五

左の如く大甲型船の遠洋配船から近海市場は小康を保ち北洋材運賃は先物百三十圓目標に手合を見送り大手筋の第二次の貨物は山下の百萬石以下約三百萬石が八十五圓乃至七十五圓見當で取極められた其後小口物は百五圓乃至百十圓所迄の成約があつた併し大養景氣は豫想を裏切る鎮靜であり折柄上海事件が突發し支那寄港は全然不能に陥り近海各方面の荷動は豫想に反する不振と相俟つて荷動期に際し却つて市場は再び積勢となり前年期の市況は左の如く前途不安であつた

	一月	二月	三月
大型備船料	一、〇〇錢	一、六〇錢	一、七〇錢
小型備船料	一、七〇錢	二、五〇錢	二、五〇錢
南米英歐運賃	一八志	一八志	一九志

【海 運】

北洋材運賃 二〇圓 二〇圓 二〇圓
 若濱石炭運賃 一、二五錢 七五錢 一、二五錢

◆悲、慘、市、場、の、再、現、 近海市場は北洋材先物契約の見送り外米輸入船腹の見越しを材料に強調を維持してゐたが四月の荷動季に入り御用船の解除近海荷動閑散に早くも悲觀市況に轉じ僅かに一週間内外の間に北洋材十圓若濱十五錢方の暴落を演じ備船料のみ比較的強調を維持したのであるが五月に限り外米輸入が僅かに百萬石と減少し大甲型船の遠洋配船から船腹過剰となり運賃備船料の崩落となり四月末に於て早くも冬枯季に等しい悲觀市場と化し又々不況對策に就て東西船主の會議開催となり各種の焦慮對策も効果なく左記市況に示す如き不振を以て上半期を終つた

	四月	五月	六月
大型備船料	一、五〇錢	一、三〇錢	一、〇〇錢
小型備船料	二、〇〇錢	二、〇〇錢	一、八〇錢
南米歐洲運賃	一八志	一七志	一五志
北洋材運賃	八〇圓	八五圓	七五圓
若濱石炭運賃	八五錢	八〇錢	八〇錢

斯くて本年上半期は排日影響大養景氣の裏切外米輸入

【海運】

の減少近海荷動の不振等で全然豫想に反する市場を繼續し備船主義の船主のみを利用する結果に終つた
 ◇市況大勢 終りに過去一ヶ年間に於ける海運市況の大観を以下數字上に現はす

運賃	配船	荷物	最高	最低
若松	横濱	(石炭)	一、二五錢	六五錢
"	上海	(")	一、二〇錢	八〇錢
"	香港	(")	一、七〇錢	一、一〇錢
大連	横濱	(豆粕)	一三錢	五錢
北米	日本	(米材)	六弗半	三弗半
北米	歐洲	(小麥)	三志	三志
南米	英歐	(")	一九志	三志
樺太	内地	(丸太)	二〇圓	四圓
備船料				
船型			最高	最低
八千噸以上			一、六〇錢	九〇錢
六千噸以上			一、六〇錢	九〇錢
四千噸以上			一、八〇錢	一、〇〇錢
二千噸以上			二、〇〇錢	一、五〇錢

二千噸以下 二、八〇錢 三、五〇錢
 内地市場は多少の變動波瀾があつた併し歐米市場は昨年下半年以降繋船漸増の悲惨を繼續し亦船舶現在數及進水船世界繋船等皆左の狀況を辿つてゐる

繋船	世界	日本
六年六月末	九、六五、八五噸	二〇四、八八噸
六年十二月末	一、三三、〇〇噸	三三、三三噸
七年六月末	一三、〇三、〇〇噸	三三、四七噸
船舶現在高(總噸數百噸以上)		
日本	四、二六、〇〇噸	七〇、三三、〇〇噸
世界	四、二五、〇〇噸	六八、三九、〇〇噸
進水船舶		
日本	八四、〇四噸	一、六七、二五噸
世界	三、二四噸	一、一八、五三噸

一九三一年 一九三二年(上半期)
 以上は海運大勢を示したものであるが結論として賣買船並に備船の各月に於ける成約レコードを摘録する

賣、買、船、(國內船重量噸當)

月別	船名	船齡	重量噸	船價噸當
六年七月	溫州	一、九〇四	一、四四	一五、〇〇
八月	喜代	一、八九六	一、九八	一五、〇〇
九月	伏木	一、八八九	一、三〇〇	一五、五〇
十月	白鳳	一、九〇〇	七、八〇〇	七、六〇
十一月	夕映	一、九一八	四、九三〇	四〇、〇〇
十二月	伏木	一、八八九	一、三〇〇	一八、〇〇
七年一月	長成	一、九〇一	二、九〇〇	二二、四〇
二月	紅海	一、九一八	二、〇六六	三六、五〇
三月	武洋	一、九一九	八、七九六	三三、〇〇
四月	鶴	一、八九一	二、八三六	二二、〇〇
五月	順	一、九二七	一、六〇〇	二五、〇〇
六月	八十川	一、九一九	三、五五七	三六、五〇

【海運】

月	船名	噸數	航路	備船料
八月	福葉	八、四六四	印樺濠太	一、一三〇
九月	神見洋	六、七五〇	近海一區	一、一三〇
十月	元山	三、九六〇	近海一區	一、一三〇
十一月	春山	四、三〇〇	近海一區	一、一三〇
十二月	伊太利	九、〇九〇	遠海一區	一、一三〇
七年一月	日菊	八、三七八	遠海一區	一、一三〇
二月	伊太利	三、六〇〇	遠海一區	一、一三〇
三月	伊太利	九、〇九〇	遠海一區	一、一三〇
四月	綾葉	八、四六五	遠海一區	一、一三〇
五月	八十川	三、九六〇	遠海一區	一、一三〇
六月	江龍	三、四〇〇	遠海一區	一、一三〇
七月	昭天	七、三三〇	遠海一區	一、一三〇
八月	春雄	一、七九〇	遠海一區	一、一三〇
九月	平龍	一、五八〇	遠海一區	一、一三〇

各國海運保護政策

各國の海運保護政策は戦後海運界が依然として世界的に不振の域を脱せず斯業の窮状は勢ひ列國共に海運政策上の施設に於て海運造船補助の傾向最近著しきものあり左に各國の採れる保護制度の概要を記述せん

△ 日 本

□ 遠洋航路補助法

帝國臣民又は帝國臣民のみを社員若しくは株主とする商事會社にして運送業を營むものは、(一) 歐洲、(二) 北米(三) 南米、(四) 濠洲の航路に、五年以内の期間を限り、航海補助金の附與を受け、定期航海を營むことを得船舶資格—補助航海に使用さるゝ船舶は、總噸數三千噸以上にして、一時間十二海里以上の速力を有し、帝國船籍に登録されたる、船齡十五年以内の鋼製汽船たるを要す。外國製造の船舶は使用するを得ず、但し帝國船籍に登録の際、船齡五年以内にして、已むを得ざる事由に出づるものは、主務大臣の認可を得て、之を使用するを得補助金額—使用船舶總噸數一噸、航海哩數一千海里につき速力一時間十二海里を有するものに對し、五十錢以内速力一時間一海里を増す毎に、其百分十を増したる金額以内にて、航海の状況に應じ支給さる。船齡五年を越ゆる船舶に對しては、一年毎に其百分五を遞減さる、外國製造の船舶に對しては、半額の支給に止まる。特に主務大臣の認可を得たる設計に依り製造した船舶、又は定期航海の開始後五年を経過せざる航路に使用する船舶に對しては、右金額百分二十五以内の増給あり

義務—(一) 旅客、貨物の運賃を安むるに、主務大臣の認可を経ざるべからず。(二) 郵便物及び郵便用品を無賃にて搭載し、無線電信の通信に關する設備を爲し、且つ通信事務又は航路視察の爲め、主務大臣の派出する吏員を無賃